

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

別冊（総括シート原票）

平成22年6月

奈良市 企画部 企画政策課

総括シート原票の見方

各項目の内容は以下のとおりです。

1 シート基本情報

項目名	内容
施策	<p>施策の名称とコードを記載しています。</p> <p>原則として、施策一つにつき1枚の総括シートが対応していますが、複数の部が担当している場合は、同じ施策名で複数の総括シートがあります。</p> <p>施策 011001、020602 については、施策が広範囲にわたるため、担当部は一つですが、複数の総括シートがあります。</p>
担当部課	<p>施策を担当している部と担当課を記載しています。</p> <p>複数の部が担当している施策の場合は、この総括シートの記入を担当した部を記載しています。</p> <p>施策を部内の複数の課が担当している場合、とりまとめ担当課を記載しています。</p>
「第3次総合計画」の位置づけ	<p>施策が、奈良市第3次総合計画後期基本計画内で、どの章・節に位置づけられているかを記載しています。</p> <p>【この施策に含まれる主要な計画】</p> <p>施策が位置づけられている節に設定されている主要な計画のうち、この施策に含まれるものを記載しています。</p> <p>【担当部】</p> <p>主要な計画の担当部を記載しています。</p> <p>【担当課】</p> <p>主要な計画の担当課を記載しています。</p>

2 総括項目

項目番号	項目名	内容
-	総合評価	<p>施策の総合的な達成状況を「主要な計画のこれまでの達成状況」等を踏まえ、4段階で評価しています。</p> <p>評価区分</p> <p>A：十分に達成できている（進捗度・充足度がおおむね80%以上）</p> <p>B：まあまあ達成できている（進捗度・充足度がおおむね50～80%程度）</p> <p>C：あまり達成できていない（進捗度・充足度がおおむね20～50%程度）</p> <p>D：ほとんど達成できていない（進捗度・充足度がおおむね20%以下）</p>
	施策の現状分析（5年間の総括）	<p>施策に含まれる「主要な計画」の内容に対して、施策評価結果を踏まえ、これまでの5年間を通して取り組んできたこと、あるいは、取り組めなかったことなどを記載しています。</p>
	第3次総合計画後期基本計画以降の取組(変化の認識)	<p>第3次総合計画後期基本計画に記載されている「現況と課題」のうち、この施策に該当する部分を踏まえ、計画策定時から現在までの社会経済情勢や市民ニーズ、市を取り巻く環境の変化などを記載しています。</p> <p>第3次総合計画後期基本計画には記載されていませんが、変化に対応して既に実施している取組があれば記載しています。</p>
	今後の課題	<p>「施策の現状分析（5年間の総括）」や「第3次総合計画後期基本計画以降の取組（変化の認識）」を踏まえ、この施策で今後留意すべき課題を記載しています。</p>

項目番号	項目名	内容		
	主要な計画のこれまでの達成状況	<p>施策に含まれる「主要な計画」の達成状況を4段階で評価しています。なお、この総括シートを作成した部が担当していない主要な計画については空白としています。</p> <p>評価区分</p> <p>計画内容の進捗度や市民ニーズの充足度などから以下の基準で評価</p> <p>A：十分に達成できている（進捗度・充足度がおおむね80%以上）</p> <p>B：まあまあ達成できている（進捗度・充足度がおおむね50～80%程度）</p> <p>C：あまり達成できていない（進捗度・充足度がおおむね20～50%程度）</p> <p>D：ほとんど達成できていない（進捗度・充足度がおおむね20%以下）</p>		
	施策の区分(単位)について	<p>第4次総合計画の策定に向けて調査した項目です。</p> <p>施策の区分(単位)が、計画の進捗を測ったり、成果を判断する上で適切であるかを確認しています。施策区分が不適切な場合や、適切であっても特記すべきことがある場合は、その具体的な内容も記載しています。</p>		
	施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について	<p>第4次総合計画の策定に向けて調査した項目です。</p> <p>【施策対象範囲】</p> <p>施策の対象範囲を次の区分より確認しています。</p> <p>市内全域（一律）/ 市内全域（地域別）/ 特定地域のみ / その他</p> <p>【地域区分の単位】</p> <p>市内全域（地域別）を施策対象範囲とする場合には、地域区分の単位を確認しています。</p> <p>ゾーン / 中学校区 / 小学校区 / その他</p> <p>【ゾーニングの適切さ】</p> <p>ゾーンによって施策の地域区分を行っている場合は、その施策を実施する際にゾーニングが適切かどうかを確認しています。不適切な場合は、その具体的な内容も記載しています。</p>		
	国・県・市の計画、関連法令	<p>施策に関連のある市の計画や条例、国や県などの計画や法制度等について、その名称、計画期間や策定(制定)時期、第4次総合計画の計画期間(平成23～32年度)における動向(改訂の予定など)・留意点などを記載しています。</p>		
	主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括	<p>【構成事務事業】</p> <p>施策を構成する事務事業の名称です。</p> <p>【担当課】</p> <p>事務事業の平成22年度時点での担当課です。</p> <p>【課題への貢献度の評価結果】</p> <p>各年度の施策評価シートから、施策の課題解決に事業がどの程度貢献しているかを転記しています。</p> <p>1：高い / 2：やや高い / 3：やや低い / 4：低い</p> <p>【該当する主要な計画】</p> <p>施策の構成事務事業のそれぞれについて、施策に含まれる「主要な計画」のうちどれに対応しているかを～で示しています。複数の主要な計画に関連する場合は、特に関連の大きい主要な計画の番号を入れています。(同程度の関連性がある場合は備考欄に記入しています。)</p> <p>施策に含まれる事務事業のうち、主要な計画に明確に区分できないものについては空白としています。</p> <p>【後期基本計画期間の達成状況、次期総合計画への継続の必要性】</p> <p>構成事務事業のそれぞれについて、施策評価の結果等を踏まえ、第3次総合計画後期基本計画の全期間にわたる「達成状況」と次期総合計画への「継続の必要性」を4段階で評価しています。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>達成状況の評価区分</p> <p>A：十分に達成できている</p> <p>B：まあまあ達成できている</p> <p>C：あまり達成できていない</p> <p>D：ほとんど達成できていない</p> </td> <td> <p>継続の必要性の評価区分</p> <p>A：事業を拡充する</p> <p>B：事業を継続実施する</p> <p>C：事業を縮小する</p> <p>D：事業を廃止・休止・終了する</p> </td> </tr> </table>	<p>達成状況の評価区分</p> <p>A：十分に達成できている</p> <p>B：まあまあ達成できている</p> <p>C：あまり達成できていない</p> <p>D：ほとんど達成できていない</p>	<p>継続の必要性の評価区分</p> <p>A：事業を拡充する</p> <p>B：事業を継続実施する</p> <p>C：事業を縮小する</p> <p>D：事業を廃止・休止・終了する</p>
<p>達成状況の評価区分</p> <p>A：十分に達成できている</p> <p>B：まあまあ達成できている</p> <p>C：あまり達成できていない</p> <p>D：ほとんど達成できていない</p>	<p>継続の必要性の評価区分</p> <p>A：事業を拡充する</p> <p>B：事業を継続実施する</p> <p>C：事業を縮小する</p> <p>D：事業を廃止・休止・終了する</p>			

目 次

総合計画の「章」	総合計画の「節」	施策		担当部	総合評価	掲載頁		
		コード	施策名					
1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり	1 人権の確立	010101	人権教育及び人権啓発の推進	市民活動部	B	1		
	2 同和問題の解決	010201	人権・同和問題の解決	市民活動部	B	3		
				観光経済部	B	5		
				学校教育部	B	7		
	3 男女共同参画社会	010301	男女共同参画社会の実現	市民活動部	B	9		
	4 平和	010401	平和尊重思想の啓発	市民活動部	B	11		
				観光経済部	A	13		
	5 市民参加	010501	開かれた市政の推進	市長公室	B	15		
				市民生活部	B	17		
				市民活動部	B	19		
	010502	市民と協働する市政の推進	市民活動部	A	21			
			企画部	B	23			
	6 交流	010601	市民交流の活性化	市民生活部	B	25		
				市民活動部	B	27		
				観光経済部	B	29		
		010602	国際交流の活発化	学校教育部	B	31		
	7 情報化の推進	010701	情報化の推進	市長公室	B	33		
				総務部	C	35		
	010701	市民生活部	C	37				
	8 文化遺産の保護と継承	010801	文化遺産の保存と活用	教育総務部	B	39		
	9 文化・芸術の振興	010901	文化・芸術の振興	企画部	A	41		
	010901	市民活動部	B	43				
			市民活動部	B	45			
	10 生涯学習の振興	011001	生涯学習社会の実現	市民活動部	B	45		
	11 学校教育の充実	011101	特色のある教育の推進	教育総務部	B	49		
				学校教育部	B	51		
				教育総務部	B	53		
		011102	幼児教育の充実	学校教育部	B	55		
				教育総務部	B	57		
		011103	義務教育の充実	学校教育部	B	59		
	011104	高等学校教育の充実	教育総務部	B	61			
			学校教育部	B	63			
	011105	大学等高等教育機関の活用	企画部	C	65			
12 青少年の健全育成	011201	家庭・地域の教育力の充実	市民活動部	B	67			
			011202	青少年健全育成の充実	学校教育部	B	69	
13 スポーツ・レクリエーションの振興	011301	スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進	市民活動部	B	71			
2章 福祉のまちづくり	1 地域福祉	020101	地域福祉の推進	保健福祉部	B	73		
				020102	国民健康保険事業の健全運営	市民生活部	A	75
				020103	国民年金事業の促進	市民生活部	A	77
				020104	生活自立支援	保健福祉部	B	79
	2 児童福祉	020201	働きながら安心して子育てできる環境の充実	保健福祉部	B	81		
				020202	子育て支援の推進	保健福祉部	A	83
	3 母子・父子福祉	020301	ひとり親家庭の支援	保健福祉部	A	85		
	4 高齢者福祉	020401	高齢者福祉の充実	保健福祉部	B	87		
				020402	介護保険制度の円滑な推進	保健福祉部	A	89
	5 障がい者・児福祉	020501	障がい者・児福祉の充実	保健福祉部	B	91		
	6 保健・医療・衛生	020601	医療体制の充実	市民生活部	B	93		
				020602	市民の健康の保持と増進	保健所	B	95
		020603	精神保健福祉の充実	保健福祉部	B	101		
				保健所	B	103		
		020604	保健・医療の拠点施設の整備	保健所	B	105		
	020605	生活・環境衛生の向上と増進	市民生活部	D	107			
			保健所	B	109			

総合計画の「章」	総合計画の「節」	施策		担当部	総合評価	掲載頁		
		コード	施策名					
3章 環境保全と安心・快適なまちづくり	1 環境保全	030101	環境の保全啓発、環境保全行動の推進	企画部	B	111		
				030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進	企画部	B	113
	2 環境清美	030201	ごみの適正処理体制の整備	保健所	B	115		
				環境清美部	B	117		
				030202	ごみ減量・リサイクルの促進	環境清美部	B	119
				030203	産業廃棄物の適正処理	企画部	B	121
				030204	し尿の適正処理	都市整備部	B	123
				030205	環境美化の推進	環境清美部	B	125
	3 土地利用計画	030301	秩序ある土地利用の促進	企画部	B	127		
				030302	適正な土地利用の確保	市民活動部	B	129
				030303	住居表示及び町界町名の整備促進	環境清美部	B	131
				030304	地籍調査の推進	都市整備部	B	133
	4 市街地整備	030401	市街地整備の推進	都市整備部	B	135		
	5 交通体系	030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	都市整備部	B	137		
030501				道路整備の推進	市民生活部	C	139	
6 道路	030601	都市景観の整備推進	建設部	B	141			
			030602	交通安全対策の充実	都市整備部	B	143	
7 交通安全	030701	交通安全対策の充実	企画部	B	145			
8 住宅	030801	良好な住宅、住環境づくり	建設部	B	147			
			建設部	B	149			
9 景観・自然環境	030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成	建設部	B	151			
			030901	公園・緑地	観光経済部	B	153	
10 公園・緑地	031001	都市公園の整備・充実	都市整備部	B	155			
			031001	河川・水路	企画部	D	163	
11 河川・水路	031101	治水対策・流域対策の促進	都市整備部	B	165			
			031102	水質浄化対策の推進	建設部	B	167	
12 上水道	031201	清潔でうまい水の安定供給	(シートなし)	-	-			
13 簡易水道	031301	簡易水道の健全経営の推進	水道局	A	169			
14 下水道	031401	下水道の整備促進	市民生活部	B	171			
15 防災・消防	031501	総合的な防災対策の推進	建設部	A	173			
			市民生活部	A	175			
			都市整備部	B	177			
16 地域の安全・安心	031502	消防・救急救助体制の充実	建設部	A	179			
			031502	安全・安心なまちづくり	学校教育部	A	181	
4章 地域を支える産業を育成するまちづくり	1 観光交流	040101	観光戦略の推進	消防局	B	183		
				市民生活部	A	185		
				建設部	A	187		
				学校教育部	B	189		
				市民生活部	B	191		
	2 農林	040201	農林業の振興	観光経済部	B	193		
	3 商工・サービス	040301	商工・サービス業の振興	都市整備部	B	195		
	4 勤労者対策	040401	勤労者福祉の向上・就労機会の促進	建設部	B	197		
				観光経済部	B	199		
	5 消費生活	040501	消費者保護の推進	観光経済部	A	201		
040501	消費者保護の推進	観光経済部	B	203				
040501	消費者保護の推進	観光経済部	B	205				

総合評価の区分

A：十分に達成できている B：まあまあ達成できている C：あまり達成できていない D：ほとんど達成できていない

1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を 進めるまちづくり

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010101	人権教育及び人権啓発の推進		
担当部課	市民活動部	人権施策課・人権啓発課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
1節	人権の確立			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010101	人権教育及び人権啓発の推進	効果的な人権教育・啓発の普及 あらゆる場を通じた人権教育の推進 分野別人権課題の取り組み 国際協力の推進 計画の推進体制	市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部	人権啓発課、人権施策課 人権啓発課 人権施策課 人権施策課 人権施策課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

人権啓発イベントは、多くの市民に参加していただきある程度の成果が得られた。今後は、人権啓発イベントの費用対効果などを見直しが必要である。また、地区別研修会や人権講演会など市民に訴えかける人権教育・啓発を推し進めた。
人権擁護啓発作品展については、人権に関する教育、啓発活動の一環として市内小、中学校及び、高等学校から人権啓発作品を募集すると共に展示することにより人権意識の高揚を図り、平成21年度は8,701点の応募があり人権教育、啓発活動の一環として、ある程度の達成感を得られた。

今後の課題

人権問題を解決するには、イベントなど不特定多数に啓発する事業と各地域を拠点として開催している、地区別研修会や人権講演会などの事業を組み合わせた人権教育・啓発を推進する。作品展については、人権教育・啓発の推進のため積極的に働きかける。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

人権教育・啓発イベントへ約3700人の参加を得て、ある程度の効果が得られた。今後は、人権教育の充実を目指す。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
効果的な人権教育・啓発の普及	B
あらゆる場を通じた人権教育の推進	B
分野別人権課題の取り組み	B
国際協力の推進	C
計画の推進体制	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
人権教育及び人権啓発の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

人権教育及び人権啓発の推進

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)		
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)		
他の施策と重複する内容が含まれている		
施策の名称が適切ではない		
その他		

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市人権文化のまちづくり条例	平成21年4月1日施行	
市	奈良市人権文化推進計画	平成18年9月策定	
市	奈良市人権教育推進についての指針		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 ブルダウンより選択してください

施策	010101	人権教育及び人権啓発の推進			
担当部課・連絡先	市民活動部	人権施策課・人権啓発課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
1節	人権の確立				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010101	人権教育及び人権啓発の推進	効果的な人権教育・啓発の普及	あらゆる場を通じた人権教育の推進	市民活動部	人権啓発課、人権施策課
		分野別人権課題の取り組み	国際協力の推進	市民活動部	人権施策課
		計画の推進体制		市民活動部	人権施策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 人権擁護啓発作品展事業	人権施策課	2	2	2		B	A		
2 人権擁護委員協議会事務	人権施策課	2	2	2		A	B		
3 人権施策推進事業	人権施策課	2	2	2		B	A		
4 人権啓発イベント事業	人権啓発課	2	2	2		B	A		
5 人権啓発事業	人権啓発課	2	2	2		B	A		
6 人権教育推進事業	人権啓発課	2	2	2		B	A		
7 生涯学習推進事業	人権啓発課	2	2	2		B	A		
8 奈良市人権教育推進協議会運営補助金	人権啓発課	2	2	2		B	B		
9 女性学級事業	人権啓発課	4	4	4		B	B		
10 識字学級事業	人権啓発課	2	2	2		B	B		
11 人権教育事務経費(嘱託賃金)	人権啓発課	-	2	2		B	B		
12 嘱託賃金(人権文化センター)[H21年度より]	人権啓発課	-	-	-		B	C		
13 嘱託賃金(社会教育指導員)[H21年度より]	人権啓発課	-	-	-		B	C		
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010201	人権・同和問題の解決		
担当部課	市民活動部	人権施策課・人権啓発課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
2節	同和問題の解決			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010201	人権・同和問題の解決	啓発活動の強化 人権文化センター活動の活性化 学校・園における人権・同和教育の推進 企業啓発の充実	市民活動部 市民活動部 学校教育部 観光経済部	人権施策課 人権啓発課 学校教育課、人権教育課 商工労政課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

「人権文化センターの今後のあり方についての基本方針」及び、「事業仕分け」における要改善の結果を受けて、人権文化センターの事業内容を精査するとともに、より効果的、効率的な運営を図るため、人権文化センター施設の統合整理を進めた。

今後の課題

平成22年度においては、人権文化センター9センターについて、広域的活動状況、貸し部屋稼働率、自主グループ活動状況、総利用者数等により、公共性及び必要性について判断し、統括する4センターの所長が残りの5センターの所長を兼務する体制としたが、今後においては、地元自治会や、関係団体と最終調整を図り、平成23年度に4センターへの統合整理を進める。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

人権文化センターについては、人権啓発、生涯学習、地域福祉及び、住民交流の拠点施設として一定の役割を果たしてきたが、今後については、施設の統合整理を進めると共に、事業の必要性を再検証し、地域社会の中心施設としての役割を検討していく。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
啓発活動の強化	B
人権文化センター活動の活性化	B
学校・園における人権・同和教育の推進	
企業啓発の充実	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
人権・同和問題の解決	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

人権・同和問題の解決

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市人権文化のまちづくり条例	平成21年4月1日施行	
市	奈良市人権文化推進計画	平成18年9月策定	
市	奈良市人権教育推進についての指針		
国	社会福祉法第2条第3項第11号	昭和26年施行	
国	厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	平成14年8月29日付通知	
市	奈良市人権文化センター条例	平成15年4月1日施行	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010201	人権・同和問題の解決			
担当部課・連絡先	市民活動部	人権施策課・人権啓発課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
2節	同和問題の解決				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010201	人権・同和問題の解決	啓発活動の強化 人権文化センター活動の活性化 学校・園における人権・同和教育の推進 企業啓発の充実		市民活動部 市民活動部 学校教育部 観光経済部	人権施策課 人権啓発課 学校教育課、人権教育課 商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民活動部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 人権施策課維持事務	人権施策課	2	2	2		B	A		
2 人権施策各種集会参加事務	人権施策課	2	2	2		B	A		
3 人権施策事業委託	人権施策課	3	-	-		B	D		
4 人権啓発課嘱託職員賃金	人権啓発課	2	3	3		B	C		
5 同和対策活動事業補助金	(人権推進課)	4	-	-		A	D		
6 人権文化センター基本事業	人権啓発課	2	2	2		B	B		
7 人権施策事務(H21年度より)	人権施策課	-	-	-		B	B		
8 人権文化センター整備事業(平成21年度より)	人権啓発課	-	-	-		B	B		
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010201	人権・同和問題の解決		
担当部課	観光経済部	商工労政課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
2節	同和問題の解決			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010201	人権・同和問題の解決	啓発活動の強化 人権文化センター活動の活性化 学校・園における人権・同和教育の推進 企業啓発の充実	市民活動部 市民活動部 学校教育部、市民活動部 観光経済部	人権施策課 人権啓発課 学校教育課、人権教育課 商工労政課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

企業における人権問題の啓発活動のために事業主研修会を実施し、事業主の人権問題に対する認識を深めた。また作成した企業啓発用リーフレットを配布し啓発に努めた。

今後の課題

啓発活動を強化するためには人権啓発センターや人権施策課の主導により事業を実施する方が専門的なものができるのではと考える。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

企業における社会的責任は多岐にわたり、そのなかで人権にかかわる部分も多様化してきている。就業の機会均等というだけでなく、企業内でのさまざまなハラスメントやいじめの問題など、幅広い対応が必要となってきている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
啓発活動の強化	
人権文化センター活動の活性化	
学校・園における人権・同和教育の推進	B
企業啓発の充実	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
人権・同和問題の解決	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

人権・同和問題の解決

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市人権教育推進についての指針		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010201	人権・同和問題の解決			
担当部課・連絡先	観光経済部	商工労政課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
2節	同和問題の解決				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010201	人権・同和問題の解決	啓発活動の強化 人権文化センター活動の活性化 学校・園における人権・同和教育の推進 企業啓発の充実		市民活動部 市民活動部 学校教育部、市民活動部 観光経済部	人権施策課 人権啓発課 学校教育課、人権教育課 商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(観光経済部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 企業人権啓発事業	商工労政課	2	2	3		B	A		
2 奈良市企業人権教育推進協議会補助金	商工労政課	2	2	-		B	D	補助金としては平成20年度から廃止	
3 職業相談	商工労政課	3	-	-		B	D	平成18年度のみ事業	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010201	人権・同和問題の解決		
担当部課	学校教育部	学校教育課・人権教育課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
2節	同和問題の解決			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010201	人権・同和問題の解決	啓発活動の強化 人権文化センター活動の活性化 学校・園における人権・同和教育の推進 企業啓発の充実	市民活動部 市民活動部 学校教育部 観光経済部	人権施策課 人権啓発課 学校教育課・人権教育課 商工労政課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成18年度に策定した「奈良市人権教育推進についての指針」に基づき、組織的、計画的に人権教育が取り組まれるよう助言を行ってきた。教職員及び保育士に対しての研修においては、インターネットによる人権侵害など人権に関わる新たな課題に対する研修や、対象者の職種や職階に応じたテーマの設定など、指導者としての資質向上に努めた。

今後の課題

ライフステージに応じた研修プログラムの作成や、人権教育に関わる指導方法の工夫・改善につながるような指導者用資料の作成など、「奈良市教育ビジョン」との整合性を図りながら基本計画を策定する必要がある。子どもや保護者を対象とした啓発的な事業は他課と重複する面もあり、廃止も含め検討する必要がある。子どもたちの豊かな心を育成するためには、学校・家庭・地域が十分に連携を図りながら、子どもたちの発達段階に応じた心に響く道徳教育の充実がますます必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

携帯電話やインターネット上での差別書き込みや「性同一性障害」の性的差別など、新たな人権にかかわる課題が社会問題化されてきた。また、乳幼児虐待などの「子どもの生命・人権」に関わる事件・事象の多発化、規範意識や自尊感情の低下が一因とされる問題行動の惹起もまた、新たな人権問題として対応が求められている一方、同和問題に関わる差別意識も根強く残っている。このような人権を取り巻く社会変化の中、教職員研修では今日的な課題をテーマとした講演を実施し、人権教育の更なる定着を図ってきた。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
啓発活動の強化	
人権文化センター活動の活性化	
学校・園における人権・同和教育の推進	B
企業啓発の充実	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
人権・同和問題の解決	施策対象範囲	市内全域(一律)	学校・園の教職員への研修及び児童生徒の教育に関わる施策であるため
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

人権・同和問題の解決

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	あらゆる差別をなくすことを目的とした施策から、人権という普遍的な文化を構築することを目的とした施策に変化したため
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市人権教育推進についての指針	平成19年3月策定	奈良市教育ビジョンとの整合性を図ることが必要と思われる。
市	奈良市教育ビジョン	平成21年度~平成30年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010201	人権・同和問題の解決			
担当部課・連絡先	学校教育部		学校教育課・人権教育課		
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
2節	同和問題の解決				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010201	人権・同和問題の解決	啓発活動の強化 人権文化センター活動の活性化 学校・園における人権・同和教育の推進 企業啓発の充実		市民活動部 市民活動部 学校教育部 観光経済部	人権施策課 人権啓発課 学校教育課、人権教育課 商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 人権教育推進事業	学校教育課	2	2	2		A	A		
2 教職員教科等研修事業	学校教育課	-	-	-		A	A		
3 人権教育資料なかま配布事業	学校教育課	1	1	1		A	A		
4 学力向上推進事業	学校教育課	2	2	2		A	D	平成18年度で終了	
5 啓発資料編集・発行事業	人権教育課	2	2	2		B	A	奈良市教育ビジョンとの整合性を踏まえ、指針実践事例集作成事業と統合し、指導者用資料集として再構築する必要がある。	
6 子ども人権学習支援事業	人権教育課	2	2	2		A	D	平成18年度で終了	
7 地域ふれあい(体験)活動事業	人権教育課	2	2	2		A	D	平成20年度で終了	
8 人権教育研究事業	人権教育課	2	2	2		B	B		
9 「奈良市人権教育推進についての指針」策定事業	人権教育課	2	-	-		A	D	平成18年度で終了	
10 指針実践事例集作成事業	人権教育課	2	1	1		A	C	奈良市教育ビジョンとの整合性を踏まえ、指針実践事例集作成事業と統合し、指導者用資料集として再構築する必要がある。	
11 人権教育指導者養成事業	人権教育課	-	-	1		B	A	奈良市教育ビジョンとの整合性を踏まえ、ライフステージに応じた研修の充実を図る必要がある。	
12 地域ふれあい活動事業 [H21年度より]	人権教育課	-	-	-		B	D	新型インフルエンザ感染拡大防止のため、中止した。今後、人権啓発に関わる他課の事業との統合を工夫する必要がある。	
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010301	男女共同参画社会の実現		
担当部課	市民活動部	男女共同参画課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
3節	男女共同参画社会			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010301	男女共同参画社会の実現	人権の尊重と男女共同参画への意識変革 社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進 男女共同参画社会をめざす就業環境の整備 女性の健康の増進と福祉の向上 国際交流、環境保全、伝統文化への男女共同参画 女性施策推進のための環境の整備・充実	市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部	男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市民意識調査においては、「男女共同参画社会の実現」の重要性が下がり、満足度が上がっている。このことは以前よりは前進しているものの、現実には女性の社会参画、就労環境、家庭等まだまだ課題がある。

今後の課題

女性の就業率が極めて低く、少子化も進んでいる本市としては、手法を吟味し、男女共同参画の重要性を市民に広くアピールし、さらに施策を推進していく必要がある。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

市民のニーズや社会情勢の変化により、市民が男女共同参画意識にふれやすい事業内容を検討し実施した。平成18年度からは女性起業支援の一環としてセンター内にチャレンジショップをオープンし3年間で23組の参加者を得た。また、平成20年度には全国都市会議を実施し全国からの1000人の参加者と共に男女共同参画社会の実現に向けてのアピールを行った。さらに女性の社会参画を拡大するため女性団体育成の意味も含めた市民との共催事業も多数実施した。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
人権の尊重と男女共同参画への意識変革	B
社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進	B
男女共同参画社会をめざす就業環境の整備	C
女性の健康の増進と福祉の向上	B
国際交流、環境保全、伝統文化への男女共同参画	C
女性施策推進のための環境の整備・充実	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
男女共同参画社会の実現	施策対象範囲	市内全域(一律)	市民全体
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

男女共同参画社会の実現

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市男女共同参画計画	平成23年4月	
市	奈良市男女共同参画実施計画	平成23年4月	
市	奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画	平成22年8月	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	010301	男女共同参画社会の実現			
担当部課・連絡先	市民活動部	男女共同参画課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
3節	男女共同参画社会				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010301	男女共同参画社会の実現	人権の尊重と男女共同参画への意識変革	市民活動部	男女共同参画課	
		社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進	市民活動部	男女共同参画課	
		男女共同参画社会をめざす就業環境の整備	市民活動部	男女共同参画課	
		女性の健康の増進と福祉の向上	市民活動部	男女共同参画課	
		国際交流、環境保全、伝統文化への男女共同参画	市民活動部	男女共同参画課	
		女性施策推進のための環境の整備・充実	市民活動部	男女共同参画課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 男女共同参画課維持事務	男女共同参画課	2	2	2		B	B		
2 女性問題啓発事業	男女共同参画課	1	1	1		A	A		
3 女性団体振興事業	男女共同参画課	1	1	1		B	B		
4 男女共同参画施策調査研究事業	男女共同参画課	1	1	1		B	B		
5 男女共同参画推進審議会事務	男女共同参画課	1	1	1		A	A		
6 女性問題相談事業	男女共同参画課	1	1	1		A	A		
7 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金	男女共同参画課	1	1	2		B	B		
8 奈良市女性ボランティア協会運営補助金	男女共同参画課	1	1	2		B	B		
9 奈良市国際婦人交流協会運営補助金	男女共同参画課	1	1	2		B	B		
10 なら女性ネットワーク運営補助金	男女共同参画課	1	1	2		B	B		
11 男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画課	1	1	1		B	C		
12 男女共同参画センター整備事業	男女共同参画課	-	-	-		A	D	平成18年度 900,000円 チャレンジショップ間仕切り改修	
13 女性法律相談事業【H21年度より】	男女共同参画課	-	-	-		B	B		
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010401	平和尊重思想の啓発		
担当部課	市民活動部	人権施策課・人権啓発課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
4節	平和			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010401	平和尊重思想の啓発	平和尊重思想の啓発	市民活動部、観光経済部	人権啓発課、人権施策課、商工労政課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

- ・さまざまな人権問題をテーマにした定例パネル展や各種イベント会場でのパネル展の中で、反戦・平和をテーマにしたパネル展を開催。
- ・平和思想の普及と伝承を目的として、平和映画劇場を開催。
- ・原爆投下の日時に、市庁舎塔屋の鐘の撞鐘を行なうほか、市内の寺院・教会に世界平和の祈願と平和の鐘の撞鐘。また協力寺院にて、小学生の希望者を参加させてもらい、鐘撞する。・千羽鶴を広島長崎に送る。・平和(原爆)パネル展を市庁舎で開催し来庁者に平和を訴える。

今後の課題

戦争体験・被爆体験を風化させず、二度と戦争はしないという誓いを立て、平和意識の高揚を図ることが必要である。戦争や核の悲惨な記憶が風化しつつあるため、今後も継続的に平和の尊さを訴える必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

世界的な非核平和への願いの高まりの中、奈良市も平成18年より「日本非核宣言自治体協議会」に平成21年より「平和市長会議」に加入することにより他の自治体とも協働して反戦平和への取組を進めている。又、小学校児童に千羽鶴を折ってもらったり、平和の鐘の撞鐘時に協力寺院にて、小学生の希望者を参加させてもらい鐘撞するなど、教育の場においても平和の大切さを学ぶための取組を進めている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
平和尊重思想の啓発	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
平和尊重思想の啓発	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

平和尊重思想の啓発

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)		
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)		
他の施策と重複する内容が含まれている		
施策の名称が適切ではない		
その他		

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010401	平和尊重思想の啓発			
担当部課・連絡先	市民活動部	人権施策課・人権啓発課			
▶「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
4節	平和				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010401	平和尊重思想の啓発	平和尊重思想の啓発		市民活動部、観光経済部	人権啓発課、人権施策課、商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民活動部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 非核平和都市啓発事業	人権施策課	2	2	2		A	B		
2 反戦・平和パネル展	人権啓発課	2	2	2		A	B		
3 人権啓発事業	人権啓発課	-	-	-		A	B		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010401	平和尊重思想の啓発		
担当部課	観光経済部	商工労政課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
4節	平和			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010401	平和尊重思想の啓発	平和尊重思想の啓発	市民活動部、観光経済部	人権啓発課、人権施策課、商工労政課

総合評価	評価区分
A	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

労働関係団体等が、事業活動として地域・職場などの周辺の人たちに、核兵器廃絶と恒久平和の実現を訴え行動している。商工労政課はこれらの団体による平和行進の際に、庁舎使用許可の援助や表敬訪問等の対応をしている。

今後の課題

労働団体の平和行進に対し、現在は庁舎の使用許可等の便宜を図っている。各団体の要請により、今後もこのような協力が必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

核問題については、密約に関する報道や米首脳レベルの平和賞受賞など、近年さまざまなトピックスがあったため、市民の関心はいつになく高まっている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
平和尊重思想の啓発	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
平和尊重思想の啓発	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

平和尊重思想の啓発

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010401	平和尊重思想の啓発			
担当部課・連絡先	観光経済部	商工労政課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
4節	平和				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010401	平和尊重思想の啓発	平和尊重思想の啓発		市民活動部、観光経済部	人権啓発課、人権施策課、商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(観光経済部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 原水爆禁止運動団体補助金	商工労政課	2	2	-		A	D	補助金自体は平成20年度より廃止になっている。現在は庁舎使用許可等の便宜供与のみ。	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010501	開かれた市政の推進		
担当部課		市長公室	広報広聴課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
5節	市民参加			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010501	開かれた市政の推進	広報・広聴活動の充実 市政に対する提言、要望等の反映 情報公開及び個人情報保護	市長公室 市長公室、市民活動課、市民生活部	広報広聴課 広報広聴課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

ホームページのアクセス数やコンテンツ数は着実に増えており、しみんだよりの発行部数も世帯数の増加に伴って増えている。また、多様化する市民ニーズに対応するべく、電子メールや手紙等各種手段を通じて幅広い広聴活動に努めた。情報公開及び個人情報保護については、情報公開条例と個人情報保護条例を全部改正し、より一層の情報公開と個人情報の保護に努めた。

今後の課題

多様化する情報媒体、特にインターネットを活用したものについて研究し、なお一層開かれた市政の推進のため、より親しみやすく分かりやすい広報活動と多様なニーズに対応すべく幅広い広聴業務に努め、積極的な情報公開を図っていく。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

情報伝達のツールが多様化しており、本市においても平成21年度に庁舎内の広告モニターを使用した情報提供や官民協働事業としての「暮らしの便利帳」の全戸配布を実施した。また、情報化の進展により、電子メールによる広聴手段が進む中、メールを利用されていない方も多く、「市長への手紙」を実施した。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
広報・広聴活動の充実	B
市政に対する提言、要望等の反映	B
情報公開及び個人情報保護	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
開かれた市政の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

開かれた市政の推進

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱		
市	奈良市行財政改革実施計画		
市	奈良市広報事務取扱規程	昭和25年	
市	奈良市広報事務処理要綱	昭和25年	
市	奈良市情報公開条例	平成10年度当初施行(平成20年度全部改正施行)	
国	個人情報の保護に関する法律	平成17年4月1日施行	
市	奈良市個人情報保護条例	平成14年度当初施行(平成22年度全部改正施行)	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010501	開かれた市政の推進			
担当部課	市長公室	広報広聴課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
5節	市民参加				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010501	開かれた市政の推進	広報・広聴活動の充実 市政に対する提言、要望等の反映 情報公開及び個人情報保護		市長公室 <small>市長公室、市民活動部、市民生活部</small>	広報広聴課 <small>広報広聴課、市民活動課、市民生活課、市民生活センター、市民生活センター</small>
				市長公室	広報広聴課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市長公室担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 広報板設置事業	広報広聴課	2	2	2			A	C	
2 まちかどトーク事業	広報広聴課	1	1	1			B	B	
3 市長への手紙事業【平成20年度より】	広報広聴課	-	-	2			B	B	
4 市民だより発行事業	広報広聴課	1	1	1			B	B	
5 暮らしの便利帳発行事業	広報広聴課	2	2	2			A	C	
6 テレビ広報事業	広報広聴課	2	2	2			B	D	
7 奈良市の現況記録事業	広報広聴課	2	2	2			A	D	
8 ラジオ広報事業	広報広聴課	2	2	2			B	D	
9 ホームページ広報事業	広報広聴課	1	1	1			B	B	
10 市政広告事業	広報広聴課	2	2	2			A	D	
11 市民相談事業	広報広聴課	3	1	1			B	C	
12 世論調査事業【隔年実施】	広報広聴課	-	-	1			B	B	
13 情報公開制度	広報広聴課	1	1	1			B	B	
14 個人情報保護制度	広報広聴課	1	1	1			B	B	
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010501	開かれた市政の推進		
担当部課	市民生活部	都祁行政センター総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
5節	市民参加			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010501	開かれた市政の推進	広報・広聴活動の充実 市政に対する提言、要望等の反映 情報公開及び個人情報保護	市長公室	広報広聴課
			市長公室、市民活動課、市民生活部	広報広聴課、市民活動課、都祁行政センター総務課、都祁行政センター総務課
			市長公室	広報広聴課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

核家族化・少子高齢化が進み、地域との繋がりが希薄になってい社会情勢において地域振興を推進するには、ハード、ソフト両面での取り組みが重要とされている。現在、まちづくり協議会及び地域振興協議会が地域振興のハード面である新市建設計画の推進母体として活動を進めることにより、地域内の事業は着実に成果を上げている。

一方、地域振興のソフト面の活動としては、地域間交流を図るために各種イベント等を実施し実績も残してきており、今後も地域間交流推進の重要性はさらに高まるものと思われる。

今後の課題

今後は、自主的な地域活動における地域組織等と行政との協働における役割分担を明確にする必要がある。また、地域組織等の自主的活動の充実・強化のためのリーダーの養成及び確保が課題である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

地域の活性化を図るには、各種イベント等を実施し、地域間交流を図ることが有効であり、達成目標の指標を見ると実績は安定してきている。今後も地域組織等と行政との役割の明確化を図りつつ、交流・ふれあいのまちづくりを協働して推進していくことが重要である。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
広報・広聴活動の充実	B
市政に対する提言、要望等の反映	
情報公開及び個人情報保護	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
開かれた市政の推進	施策対象範囲	その他	施策の構成事務事業の代表的なものとして、マラソン大会を実施しているが、地域的な参加資格条件は無く、全国から参加されている。
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

開かれた市政の推進

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱		
市	奈良市行財政改革実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010501	開かれた市政の推進			
担当部課・連絡先	市民生活部	都祁行政センター総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
5節	市民参加				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010501	開かれた市政の推進	広報・広聴活動の充実 市政に対する提言、要望等の反映 情報公開及び個人情報保護		市長公室	広報広聴課
				市長公室、市民活動部、市民生活部	広報広聴課、市民活動課、市民生活課
				市長公室	広報広聴課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 まちづくり協議会補助金	都祁行政センター総務課	2	2	2	2		B	B	
2 まちづくり協議会運営事務	(都祁行政センター総務課)	3	3	2	2		B	B	
3 月ヶ瀬地域振興協議会運営事業	月ヶ瀬行政センター総務課	2	2	2	2		B	B	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010501	開かれた市政の推進		
担当部課	市民活動部	市民活動推進課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
5節	市民参加			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010501	開かれた市政の推進	広報・広聴活動の充実 市政に対する提言、要望等の反映 情報公開及び個人情報保護	市長公室 市長公室、市民活動課、市民生活部	広報広聴課 広報広聴課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

「地域要望を聞く会」「タウンミーティング」が事業として定着し、地域住民の声を直接聞き、地域の要望を市政に反映させる環境整備は進んでいる。特に「地域要望を聞く会」は、従来、行政に直接出されていた要望を、自治連合会が主体となって、地域の現状、課題として一旦受け止め、地域で検討した結果必要なものを市に要望する事業であり、住民自治意識の高揚をもたらすものである。

今後の課題

自治会活動の担い手の高齢化を反映して、奈良市自治連合会主催で実施している「タウンミーティング」は、参加者のほとんどが60歳以上(約60%)、男性(約70%)であり、参加者数も減少傾向にある。幅広い世代(特に若い世代)の参加を促進するためには、NPO、企業、大学など地域の多彩な主体による実施も検討される必要がある。

インターネットや電子メールが普及している今日に、直接地域住民の声を聞く事業の意義を再認識し、サイレントマジョリティ(声高に自分の政治的意見を唱えることはしない一般市民)の要望が十分反映されるように、地域における要望集約過程の適否を確認する。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

インターネットや電子メールが普及し、誰もが市政に対して容易に意見ができるようになった。

自治会加入率減少傾向の一方で、NPO、企業、大学など地域の多彩な主体と行政が協働して地域の公共サービスの提供を行うなど新しい地域経営の取組(「地域協働体」の構築など)が検討され始めている。

主要な計画のこれまでの達成状況

広報・広聴活動の充実	
市政に対する提言、要望等の反映	B
情報公開及び個人情報保護	

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

開かれた市政の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)
	地域区分の単位	
	ゾーニング適切さ	

施策の区分(単位)について

開かれた市政の推進

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱		
市	奈良市行財政改革実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010501	開かれた市政の推進			
担当部課・連絡先	市民活動部	市民活動推進課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
5節	市民参加				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010501	開かれた市政の推進	広報・広聴活動の充実 市政に対する提言、要望等の反映 情報公開及び個人情報保護		市長公室	広報広聴課
				市長公室、市民活動部、市民生活部	広報広聴課、市民生活部
				市長公室	広報広聴課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民活動部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 要望を聞く会事業	市民活動推進課	1	1	1		A	B		
2 タウンミーティング事業	市民活動推進課	1	1	1		B	B		
3									
4									
5									
7									
8									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010502	市民と協働する市政の推進		
担当部課		市民活動部	市民活動推進課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
5節	市民参加			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010502	市民と協働する市政の推進	市民と協働する市政	市民活動部	市民活動推進課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市民企画事業については、平成18年度から21年度まで、毎年、市民から自由な発想に基づく事業の企画を募集し、公募委員と学識経験者からなる審査委員会での審査を経て、実施する事業を決定し、市民と協働して事業化に取り組んできた。しかし、事業によっては、市と市民との意思疎通や連携がうまくいかないものもあった。市民政策アドバイザー制度については、平成18年度から平成21年度までの間、各分野ごとに市民政策アドバイザーを2年任期で委嘱し、必要に応じて市民の立場からの意見や助言を求め、それぞれが持つ多様な経験や知識などを市政運営の参考にしてきた。

今後の課題

市民企画事業については、毎年度提案される分野が観光分野や公園の整備等に偏り、一部の担当課の負担が大きくなっているため、平成22年度からは事業の募集を中止した。今後は、市民企画事業とは別の方法で、市民からの提案を受ける制度を考えていく必要がある。市民政策アドバイザー制度については、Eメールなどでいつでも簡単にご意見を伺えるような制度に改善していく必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化により、市民ニーズが多様化しており、それに対応するには市民等との協働が必要である。国においても、平成22年1月に内閣府に「新しい公共」円卓会議が設置され、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行っている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
市民と協働する市政	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民と協働する市政の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民と協働する市政の推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱	平成16年度～平成25年度	
市	奈良市行財政改革実施計画	平成16年度～平成25年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010601	市民交流の活性化		
担当部課	企画部	企画政策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
6節	交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010601	市民交流の活性化	市民交流の活性化 地域ふれあい会館の整備	企画部、市民生活部、市民活動部 市民活動部	企画政策課、月ヶ瀬行政センター総務課、市民活動推進課 市民活動推進課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策の現状分析(5年間の総括)

今後の課題

もてなしのまちづくりを市民的な活動とするため、行動計画に従って各種取り組みを進める必要がある。

- もてなしのまちづくり推進協議会(仮称)の設立
- 顕彰制度制定
- ネットワークの構築

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

もてなしのまちづくり条例を制定し、もてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにした。そしてこの条例の趣旨に沿い、奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を制定し、市民、庁内、議会に広報を行った。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
市民交流の活性化	B
地域ふれあい会館の整備	

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民交流の活性化	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民交流の活性化

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市もてなしのまちづくり条例	平成21年4月施行	
市	奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画	平成22年度～26年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010601	市民交流の活性化			
担当部課	企画部	企画政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
6節	交流				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010601	市民交流の活性化	市民交流の活性化 地域ふれあい会館の整備		企画部、市民生活部、市民活動部 市民活動部	企画政策課、月々実行センター総務課、市民活動推進課 市民活動推進課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(企画部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 (仮称)もてなしのまちづくり条例検討事業	企画政策課	-	2	3		B	B		
2 もてなしのまちづくり事務経費	企画政策課	-	-	2		B	B		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010601	市民交流の活性化		
担当部課	市民生活部	月ヶ瀬行政センター総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
6節	交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010601	市民交流の活性化	市民交流の活性化 地域ふれあい会館の整備	企画部、市民生活部、市民活動部 市民活動部	企画政策課、月ヶ瀬行政センター総務課、市民活動推進課 市民活動推進課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

大阪府松原市と月ヶ瀬地区で友好交流協議会を組織し、市民間交流を実施している。参加者が減少傾向にあるため、事業内容の検討を行い、参加者の拡大を目指したい。

今後の課題

他市住民との交流を通じて地域の活性化を図っているが、事業がマンネリ化している。事業内容の見直しや受け入れ体制の充実を検討し、より多くの参加者による交流を目指す必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
市民交流の活性化	B
地域ふれあい会館の整備	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民交流の活性化	施策対象範囲	特定地域のみ	月ヶ瀬地区
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民交流の活性化

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010601	市民交流の活性化			
担当部課・連絡先	市民生活部	月ヶ瀬行政センター総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
6節	交流				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010601	市民交流の活性化	市民交流の活性化 地域ふれあい会館の整備		企画部、市民生活部、市民活動部 市民活動部	企画政策課、月ヶ瀬行政センター総務課、市民活動推進課 市民活動推進課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 松原市交流経費	月ヶ瀬行政センター総務課	1	2	2	2		B	B	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010601	市民交流の活性化		
担当部課・連絡先	市民活動部	市民活動推進課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
6節	交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010601	市民交流の活性化	市民交流の活性化 地域ふれあい会館の整備	企画部、市民生活部、市民活動部 市民活動部	企画政策課、月ヶ瀬行政センター総務課、市民活動推進課 市民活動推進課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

ボランティアセンターにおいては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公募により選定した団体による運営を行っている。公募市民や学識経験者からなる「市民公益活動推進会議」や「市民参画及び協働によるまちづくり審議会」を設置し、市民参画と協働の推進に関わる重要事項について検討を行ってきた。平成20年度から「協働のための職員研修」を開催し、職員の協働に対する意識の向上をめざしてきた。
 少子・高齢化社会のなか、「若いも、若きも、幼きも、ともに手をとりあうまちづくり」の実現を図るため、地域住民の交流活動及び福祉活動の場として、地域ふれあい会館の整備を進めている。

今後の課題

ボランティアセンターについては、福祉分野以外の活動や、各団体メンバーの高齢化などに対応するため、今後は、仕事帰りのサラリーマンや、団塊の世代の退職者、学生などを市民公益活動に誘導するような条件整備を行う方法を検討していく必要がある。職員研修については、平成22年度は全職員を対象とした研修を実施し、協働に対する意識が浸透しつつあるが、各課において施策に反映していけるような研修内容を検討していく必要がある。
 地域ふれあい会館については、施設整備の概要や利用状況が類似し自治連合会や自治会が施設の管理運営に関わりがあることから判断して、今後、地域社会経済情勢上、地域ふれあい会館の有料化を進めていかなければならない。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

団塊の世代の退職者が増加し、その豊かな経験と知恵を生かして、自らの技能や能力を地域へ還元したい方などを対象とした取り組みが必要となってきている。
 地域活動を促進するため、多様な分野における市民活動を展開していくことが必要であり、地域住民間、住民交流のふれあいを通じて市民相互の連帯感を深めてすべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう地域の交流活動及び福祉活動の拠点としてふれあい会館のニーズが高まっている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
市民交流の活性化	B
地域ふれあい会館の整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民交流の活性化	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位	小学校区	地域ふれあい会館は、原則として1小学校区に1館とする。但し、公民館分館の設置されている校区は対象外とする。
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民交流の活性化

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例		この条例に基づき、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を平成22年度中に策定予定
市	奈良市地域ふれあい会館条例	平成8年3月制定	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010601	市民交流の活性化	
担当部課・連絡先	市民活動部	市民活動推進課	
「第3次総合計画」の位置づけ			
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり		
6節	交流		
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部
010601	市民交流の活性化	市民交流の活性化 地域ふれあい会館の整備	市民活動部
			担当課
			市民活動推進課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民活動部担当)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 地域ふれあい会館運営管理事業	市民活動推進課	1	1	1		B	B		
2 (仮称)西大寺北地域ふれあい会館建設事業	市民活動推進課	1	-	-		A	D		
3 (仮称)富雄第三地域ふれあい会館建設事業	市民活動推進課	-	1	-		D	D		
4 ボランティア・NPO活動推進事業	市民活動推進課	1	1	1		A	D	平成21年度から市民公益活動推進事業へ移行	
5 ボランティアセンター管理運営事業	市民活動推進課	1	1	1		B	B		
6 市民公益活動推進会議活動	市民活動推進課	-	-	1		A	D	平成21年度から市民公益活動推進事業へ移行	
7 市民公益活動推進事業(H21年度より)	市民活動推進課	-	-	-		B	B		
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010602	国際交流の活発化		
担当部課	学校教育部	学務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
6節	交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010602	国際交流の活発化	国際交流の活発化 国際化社会を担う人材の育成	学校教育部、観光経済部 学校教育部	学校教育課、観光交流課 学務課、学校教育課、教育センター準備室

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

国際化社会の人材の育成を目標に、その手立てとしてALT教員を招聘しネイティブな外国語教育の充実を努める。当初、5年間で5人の任用を目標としてきた。奈良市では現在6人のALTを任用するにいたり、数値的な目標は達成することができた。本市の子どもたちが世界遺産をはじめとする奈良のよさを発信していくために、平成19年度より、英語アシスタントとのTTによる英語活動を行ってきた。

今後の課題

世界遺産を有する国際文化観光都市としての英語教育は当初計画以上に必要度を増している。このことから、当初の計画を達成するためには、ALT教員の増員が必要となる。奈良市教育ビジョンの5つの基本目標の1つである「奈良らしい教育の推進」の根幹をなす「奈良から世界に発信する教育の推進」をめざす。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

奈良市の教育ビジョンにおける小中一貫教育の推進に伴う英会話科や外国語科の新設及び学習指導要領の改訂による小学校における英語教育の導入などにより、今まで以上にALT教員の必要度が増している現状にある。奈良を訪れる外国人に出会う学習を通じた異文化への出会いや、平成20年3月改訂の学習指導要領「外国語活動」実施に向けた授業の充実を図ってきた。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
国際交流の活発化	B
国際化社会を担う人材の育成	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
国際交流の活発化	施策対象範囲	市内全域(一律)	中学校区を基準にALT教員の配置させる。小学校において、ハローイングリッシュ事業の実施
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

国際交流の活発化

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
奈良市教育ビジョンでは、「奈良らしい教育の推進」を基本目標の一つとして掲げ、その施策として「奈良から世界に発信する教育の推進」がある。単に、国際化をめざすことだけにとらわれないように文言を整理し、主要な計画を精査する必要がある。
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	新奈良ブランド開発計画		
市	奈良市教育ビジョン	平成21年度～平成30年度	奈良らしい教育の推進としての世界への発信を見据えた外国語活動の実施

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010701	情報化の推進		
担当部課	市長公室	広報広聴課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
7節	情報化の推進			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010701	情報化の推進	電子自治体推進体制の整備 電子自治体の基盤整備 高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等) 情報格差の解消と情報セキュリティ対策	総務部 総務部 市民生活部、市長公室、総務部 総務部	情報政策課 情報政策課、文書法制課 市民課、広報広聴課、情報政策課 情報政策課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市民などからの市役所への問い合わせを一元化し、夜間や休日、市役所の閉庁日でも電話やFAXで各種の問い合わせが気軽にできる新しい問い合わせ窓口を構築し、業務の効率化を図ることを目的として、開設した。

今後の課題

FAQの充実と整備を図り、コールセンター利用者の増加を図る。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

業務の効率化を図ると共に、市民のご意見や市民ニーズの把握、また観光情報の発信などを行なった。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
電子自治体推進体制の整備	
電子自治体の基盤整備	
高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等)	B
情報格差の解消と情報セキュリティ対策	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
情報化の推進	施策対象範囲	その他	市内のみでなく、全国どなたでも利用してもらえるもの。
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

情報化の推進

単位の適切さ

不適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	<p>該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)</p> <p>該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)</p> <p>他の施策と重複する内容が含まれている</p> <p>コールセンターは市民サービスの充実と業務の効率化が主な目的であり、市民参画の推進のため、導入されたものであるため。</p> <p>施策の名称が適切ではない</p> <p>その他</p>
------------	--

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱		
市	奈良市行財政改革実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010701	情報化の推進		
担当部課	市長公室	広報広聴課		
▶「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
7節	情報化の推進			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010701	情報化の推進	電子自治体推進体制の整備 電子自治体の基盤整備 高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等) 情報格差の解消と情報セキュリティ対策	総務部 総務部 市民生活部、市長公室、総務部 総務部	情報政策課 情報政策課、文書法制課 市民課、広報広聴課、情報政策課 情報政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市長公室担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 コールセンター設置事業	広報広聴課	1	1	1		B	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010701	情報化の推進		
担当部課	総務部	情報政策課・文書法制課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
7節	情報化の推進			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010701	情報化の推進	電子自治体推進体制の整備 電子自治体の基盤整備 高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等) 情報格差の解消と情報セキュリティ対策	総務部 総務部 市民生活部、市長公室、総務部 総務部	情報政策課 情報政策課、文書法制課 市民課、広報広聴課、情報政策課 情報政策課

総合評価

C

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

- 電子自治体推進体制の整備
平成20年度から21年度にかけて策定に取り組んだ奈良市情報化推進計画基本計画の決定を今年度に行うことにより、整備に向けて動き出したと考えている。
- 電子自治体の基盤整備
これまで、採算性の問題から民間事業者による整備が見込めない地域は、地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、光ファイバで本庁舎と庁外施設を接続し、整備した光ファイバを民間事業者に開放する等の取り組みにより、市内のブロードバンド世帯カバー率は99%を超え、ブロードバンドによる基盤の整備はほぼ達成されている。
職員一人1台パソコンの整備について、配備計画に基づき、平成21年度に完了している。
- 高度な市民サービスの提供
平成18年2月から汎用受付システムの稼働を開始し、施設予約・講座申込・申請届出をインターネットで行えるようになり、取り扱える手続の種類の充実を図っている。ホームページについて、行政情報提供システムを導入し、最新の行政情報を発信する環境を整え、あわせて、アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮しながらコンテンツの充実を進めている。
- 情報格差の解消と情報セキュリティ対策
市内のブロードバンド世帯カバー率は99%を超えているため、一定の成果が出ているものと考えられる。

今後の課題

- 電子自治体推進体制の整備
奈良市情報化推進計画基本計画に盛り込まれたITガバナンスの強化の内容を具体的な施策として推進していく必要がある。
- 電子自治体の基盤整備
文書管理・電子決済システムは未導入。
職員の情報リテラシーの向上については、重点的に取り組む必要がある。
- 高度な市民サービスの提供
汎用受付システムは、オンライン申請率は非常に低い状態となっているため、より市民が必要とする手続きやサービスを把握する必要がある。
市民と行政が双方向に情報のやり取りをするためのサービスは、今後も研究して行く必要がある。
- 情報格差の解消と情報セキュリティ対策
市内のブロードバンド利用者を含めた情報セキュリティ対策に取り組む必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

今では、パソコンや携帯電話等に代表される情報通信技術は社会に深く浸透し、日常生活や経済活動にとって欠かせないものとなっている。情報通信技術の分野は、日進月歩で技術革新が起こり、多様化・高度化している行政ニーズに対応するためにこれらを効率的に活用していくことが求められている。一方で、コンピュータウイルスによる被害や個人情報漏えいなど、情報化の進展にともなう負の側面も無視できなく顕在化しており、適切な対策が必要となっている。

既に実施している取組み

- ・CIO補佐官の任用
- ・ICカードの導入 など

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
電子自治体推進体制の整備	C
電子自治体の基盤整備	B
高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等)	C
情報格差の解消と情報セキュリティ対策	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
情報化の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

情報化の推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)		
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)		
他の施策と重複する内容が含まれている		
施策の名称が適切ではない		
その他		

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱		
市	奈良市行財政改革実施計画		
国	i-Japan戦略2015	2009年7月6日～2015年	
国	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日～	「国民本位の電子行政」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」の三つに重点を置く
市	奈良市情報化推進計画基本計画	平成22年度～平成26年度	平成22年度前半に策定予定

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010701	情報化の推進			
担当部課・連絡先	総務部	情報政策課・文書法制課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
7節	情報化の推進				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010701	情報化の推進	電子自治体推進体制の整備	電子自治体の基盤整備	総務部	情報政策課
		高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等)	情報格差の解消と情報セキュリティ対策	総務部	情報政策課
				市民生活部、市長公室、総務部	市民課、広報広聴課、情報政策課
				総務部	情報政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(総務部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 情報ネットワーク関連事務(LGWAN含む)	情報政策課	1	1	1		A	B		
2 職員情報化研修事業	情報政策課	3	3	3		D	B		
3 電子申請汎用受付システム導入事業	情報政策課	1	1	1		A	B		
4 地域イントラネット基盤施設整備事業	情報政策課	1	1	1		A	B		
5 地域ケーブルテレビ施設整備事業	情報政策課	1	1	1		A	B		
6 文書改善事務	文書法制課	3	3	3		D	B	文書管理等のシステム導入に関し、市の財政状況を勘案しつつ、より高い効果を創出できるよう計画的に導入を図っていく	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010701	情報化の推進		
担当部課	市民生活部	市民課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
7節	情報化の推進			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010701	情報化の推進	電子自治体推進体制の整備 電子自治体の基盤整備 高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等) 情報格差の解消と情報セキュリティ対策	総務部 総務部 市民生活部、市長公室、総務部 総務部	情報政策課 情報政策課、文書法制課 市民課、広報広聴課、情報政策課 情報政策課

総合評価

C

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

「申請・届出等手続のオンライン化の適用業務」を拡充するため、住民基本台帳カードの普及に努めている。e-taxへの利用や身分証明書として利用されている。

今後の課題

汎用受付システム・電子申告の利用拡大を行うために、住民基本台帳カードの普及促進に努める必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

住民基本台帳カードを利用した様々な証明書の発行手続き。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
電子自治体推進体制の整備	
電子自治体の基盤整備	
高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等)	C
情報格差の解消と情報セキュリティ対策	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
情報化の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位	ゾーン	
	ゾーニング適切さ	適切	

施策の区分(単位)について

情報化の推進

単位の適切さ

適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	内容
	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市行財政改革大綱		
市	奈良市行財政改革実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

 直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010701	情報化の推進		
担当部課・連絡先	市民生活部	市民課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
7節	情報化の推進			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010701	情報化の推進	電子自治体推進体制の整備 電子自治体の基盤整備 高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等) 情報格差の解消と情報セキュリティ対策	総務部 総務部 市民生活部、市長公室、総務部 総務部	情報政策課 情報政策課、文書法制課 市民課、広報広聴課、情報政策課 情報政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 戸籍住民基本台帳事務	市民課	3	3	3		C	A		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010801	文化遺産の保存と活用			
担当部課・連絡先	教育総務部	文化財課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
8節	文化遺産の保護と継承				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010801	文化遺産の保存と活用	文化財の指定と保護	教育総務部	文化財課	
		発掘調査と史跡の保存整備	教育総務部	文化財課、埋蔵文化財調査センター	
		文化財保護の普及啓発	教育総務部	文化財課、埋蔵文化財調査センター	
		文化財保存・展示施設の整備	教育総務部	文化財課	
		世界遺産の保護と啓発	教育総務部	文化財課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 文化財施設補修事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
2 文化財課維持業務	文化財課	1	1	1	1		B	B	
3 文化財課非常勤嘱託職員賃金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
4 文化財保護審議会事務	文化財課	1	1	1	1		B	B	
5 文化財施設管理事務	文化財課	1	1	1	1		B	B	
6 指定文化財補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
7 平城宮跡保存協力会補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
8 元興寺仏教民俗調査事業補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
9 名勝旧大乘院庭園管理補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
10 祭文・祭文踊り後継者育成補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
11 八島町六斎念仏後継者育成補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
12 大柳生太鼓踊り後継者育成補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
13 都祁題目立後継者育成補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
14 都祁吐山太鼓踊り後継者育成補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
15 奈良晒保存技術伝承事業補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
16 月ヶ瀬梅溪保勝事業補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
17 都祁郷土会事業補助金	文化財課	1	1	1	1		B	B	
18 地域歴史遺産保護活動支援事業補助金	文化財課	1	1	-	-		A	D	
19 市民ふれあい交流事業	文化財課	-	1	1	1		A	D	
20 大和高原文化財展示事業	文化財課	-	1	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
21 文化財調査事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
22 文化財啓発事務	文化財課	-	-	-	-		A	D	
23 文化財説明板製作事務	文化財課	-	-	-	-		C	D	
24 文化財教室	文化財課	1	-	-	-		A	D	
25 埋蔵文化財調査センター管理運営事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
26 埋蔵文化財緊急調査事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
27 埋蔵文化財原因者負担調査事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
28 県営ほ場整備(田原東)調査事業	文化財課	-	-	-	-		A	D	埋蔵文化財調査センターが担当
29 埋蔵文化財出土遺物保存事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
30 埋蔵文化財保存活用事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
31 埋蔵文化財学習推進事業	文化財課	-	-	1	1		B	B	埋蔵文化財調査センターが担当
32 文化財活用事業	文化財課	-	-	1	1		C	B	
33 宮跡庭園管理事業	文化財課	1	-	1	1		B	B	
34 塔の森管理事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
35 杉山古墳管理事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
36 大安寺旧境内管理事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
37 朱雀大路管理事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	なお、史跡朱雀大路の管理方法については、平城宮跡国営公園化に係る「覚書」により、今後、国交省と奈良市が協議して定める。
38 三陵墓管理事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
39 月瀬梅林管理計画事業	文化財課	1	1	1	1		A	D	
40 世界遺産振興事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
41 世界遺産等文化財保護協力推進事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
42 市史編集事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
43 史料保存館管理事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
44 文化財施設整備事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
45 史跡大安寺旧境内保存用地取得事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
46 史跡大安寺旧境内保存整備事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
47 史跡法華寺旧境内保存用地取得事業	文化財課	-	-	-	-		C	D	
48 宮跡庭園保存用地取得事業	文化財課	-	-	-	-		C	D	
49 特別史跡特別名勝平城宮跡左京三条二坊宮跡庭園保存整備事業	文化財課	1	1	1	1		B	B	
50 史跡朱雀大路跡保存整備事業	文化財課	-	-	-	-		B	B	
51 旧村分文化財調査事業 [H21年度より]	文化財課	-	-	-	-		C	B	H21年度より実施
52 埋蔵文化財出土木製品再整理事業 [H21年度より]	文化財課	-	-	-	-		A	D	埋蔵文化財調査センターが担当 H21年度のみ実施
53 文化財デジタル情報発信事業 [H21年度より]	文化財課	-	-	-	-		C	B	H19年度・H21年度に実施
54 奈良町歴史的遺産活用事業 [H21年度より]	文化財課	-	-	-	-		A	D	H19～H21年度に実施
55 都祁文化財調査事業 [H20年度なし]		1	-	-	-		C	D	
56 史跡大安寺旧境内保存整備事務 [H20年度なし]		-	-	-	-		A	D	
57 大柳生虫送り行事後継者育成補助金 [H20年度なし]		-	1	-	-		A	D	
58 伝統芸能映像記録作成事業 [H20年度なし]		-	1	-	-		C	D	
59 月ヶ瀬文化財調査事業 [H20年度なし]		1	-	-	-		C	D	
60 なら世界遺産セミナー開催 [H20年度なし]		2	-	-	-		A	D	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010901	文化・芸術の振興			
担当部課	企画部	企画政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
9節	文化・芸術の振興				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010901	文化・芸術の振興	奈良市文化芸術振興計画の策定	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		施設の効果的な運営・活性化	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		市民の文化芸術活動の振興	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		文化芸術活動を活性化させる人材の育成・登用	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		学校教育との連携	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		企業との連携	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		文化情報の提供	市民活動部	文化・スポーツ振興課	
		平城遷都1300年記念事業	企画部	企画政策課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(企画部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 平城遷都1300年記念事業	企画政策課	2	2	2		A	D		
2 平城遷都1300年記念事業市民連携企画会議事業	企画政策課	-	2	2		A	D	会議は平成20年度で終了。これに基づき平成22年度に奈良市市民連携企画実行委員会事業を実施。	
3 市民企画等補助事業	企画政策課	-	-	1		A	D	補助は継続しないが、市民事業としては継続予定。	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	010901	文化・芸術の振興		
担当部課	市民活動部	文化・スポーツ振興課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
9節	文化・芸術の振興			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
010901	文化・芸術の振興	奈良市文化芸術振興計画の策定 施設の効果的な運営・活性化 市民の文化芸術活動の振興 文化芸術活動を活性化させる人材の育成・登用 学校教育との連携 企業との連携 文化情報の提供 平城遷都1300年記念事業	市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 企画部	文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 企画政策課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成19年4月に奈良市文化振興条例を施行し、この条例の目的を具体的に進めるため平成21年3月に奈良市文化振興計画を策定した。平成21年度からはこの計画に基づき、奈良市民文化振興基金を活用した芸術家育成支援、評価システムの構築、文化にかかる顕彰制度等について、奈良市文化振興計画推進委員会で検討を行っている。

文化施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、効率的な運営に努めている。また、文化芸術活動の振興については、文化施設を核として指定管理を受けた財団が文化の振興に積極的に取り組んでいる。

今後の課題

- 文化によるまちづくりの推進
- 奈良市民文化振興基金の活用した芸術家育成支援
- 評価システムの構築
- 文化にかかる顕彰制度
- 文化振興補助金のあり方

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

奈良市にとって文化はまちづくりの核として最も大切な役割を果たすものです。

奈良市文化振興計画に基づき、奈良市民文化振興基金を活用した芸術家育成支援、評価システムの構築、文化にかかる顕彰制度等について、奈良市文化振興計画推進委員会で具体的に検討を進めるとともに、文化事業等の推進にあたっては、市民の参画を積極的に進めます。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
奈良市文化芸術振興計画の策定	A
施設の効果的な運営・活性化	A
市民の文化芸術活動の振興	B
文化芸術活動を活性化させる人材の育成・登用	C
学校教育との連携	B
企業との連携	C
文化情報の提供	D
平城遷都1300年記念事業	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
文化・芸術の振興	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

文化・芸術の振興

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	文化芸術振興基本法	平成13年12月	
市	奈良市文化振興条例	平成19年4月	
市	奈良市文化振興計画	平成21年4月1日～平成33年3月31日(平成21年3月)	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	010901	文化・芸術の振興			
担当部課・連絡先	市民活動部	文化・スポーツ振興課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
9節	文化・芸術の振興				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
010901	文化・芸術の振興	奈良市文化芸術振興計画の策定 施設の効果的な運営・活性化 市民の文化芸術活動の振興 文化芸術活動を活性化させる人材の育成・登用 学校教育との連携 企業との連携 文化情報の提供 平城遷都1300年記念事業		市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 企画部	文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 企画政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民活動部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 奈良市文化振興計画策定	文化・スポーツ振興課	-	1	1		A	D	奈良市文化振興計画推進事務に移行	
2 「奈良小唄」と奈良盆踊、の保存普及事業	文化・スポーツ振興課	-	2	2		A	D	市民企画事業としての目的を達成した	
3 シルクロード博記念館管理事務	文化・スポーツ振興課	2	3	3		C	D	国営飛鳥・平城京跡歴史公園 平城京跡区域に予定されている	
4 写真美術館管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	1		A	B		
5 名勝大乗院庭園文化館管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	2		A	B		
6 ならまち振興館管理事務	文化・スポーツ振興課	2	2	3		B	C		
7 文化活動団体補助金	文化・スポーツ振興課	1	1	2		B	B		
8 ならまち振興財団運営等補助金	文化・スポーツ振興課	2	2	2		A	B		
9 彫刻のあるまちづくり事業	文化・スポーツ振興課	2	2	3		A	B		
10 音声館管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	2		A	B		
11 なら100年会館管理運営事業	文化・スポーツ振興課	1	1	1		A	B		
12 ならチェンバーアンサンブル演奏会事業	文化・スポーツ振興課	3	3	2		B	D	指定管理者の自主事業としてクラシック音楽の聴く機会を数多く提供しているため	
13 文化祭事業	[H20年度なし]	3	-	-		A	D	市民フェスティバル、奈良市美術家展等に拡充	
14 ならフレッシュコンサート開催事業	文化・スポーツ振興課	-	3	2		C	D	奈良市文化振興計画推進委員会において芸術家育成支援等を検討中のため	
15 なら100年会館地下駐車場管理事務	文化・スポーツ振興課	1	1	3		A	B		
16 ならまちセンター管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	2		A	B		
17 西部会館市民ホール管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	1		A	B		
18 北部会館市民文化ホール管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	1		A	B		
19 奈良市杉岡華邨書道美術館管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	1		A	B		
20 奈良市美術館管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	2		A	B		
21 都祁交流センター管理運営事務	文化・スポーツ振興課	1	1	2		A	B		
22 仮称文化芸術情報館建設事務	文化・スポーツ振興課	-	-	3		D	D	事業の見直し	
23 市展「なら」開催経費	生涯学習課	-	3	3		B	B		
24 市民フェスティバル開催経費	生涯学習課	4	-	3		B	B	平成22年度から文化・スポーツ振興課が主管	
25 奈良市文化振興計画推進事務 [H21年度より]	文化・スポーツ振興課	-	-	-		C	B	平成21年度から計画期間が始まる	
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011001	生涯学習社会の実現			
担当部課・連絡先	市民活動部	生涯学習課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
10節	生涯学習の振興				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011001	生涯学習社会の実現	施設整備	市民活動部	生涯学習課	
		生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性化	市民活動部	生涯学習課	
		生涯学習センター・公民館における学習情報の提供と学習相談の充実	市民活動部	生涯学習課	
		図書館機能の充実	市民活動部	中央図書館、北部図書館、西部図書館	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 公民館運営管理事業	生涯学習課	2	2	2			B	B	
2 公民館運営審議会	生涯学習課	2	2	2			B	D	
3 公民館・公民館分館施設管理経費	生涯学習課	2	2	2			C	B	
4 成人式	生涯学習課	2	2	2			B	B	
5 地域集会所保守管理事業	市民活動推進課	2	2	2			B	B	
6 地域集会所建築費補助経費	市民活動推進課	-	4	4			B	B	
7 社会教育施設維持補修事業	生涯学習課	2	2	2			C	B	
8 成人教育事務	生涯学習課	2	2	2			B	B	
9 視聴覚教育事業	生涯学習課	2	2	2			B	B	
10 中央図書館運営事業	中央図書館	1	1	1					
11 中央移動図書館事業	中央図書館	1	1	1					
12 中央図書館貸出文庫事業	中央図書館	1	1	1					
13 図書館整備事業	中央図書館	3	3						
14 西部図書館運営事業	西部図書館	1	1	1					
15 西部移動図書館事業	西部図書館	1	1	1					
16 西部図書館貸出文庫事業	西部図書館	1	1	1					
17 北部図書館運営事業	北部図書館	1	1	1					
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011001	生涯学習社会の実現		
担当部課	市民活動部	中央図書館		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
10節	生涯学習の振興			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011001	生涯学習社会の実現	施設整備 生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性化 生涯学習センター・公民館における学習情報の提供と学習相談の充実 図書館機能の充実	市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 中央図書館、北部図書館、西部図書館

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市民の情報センター・生涯学習の拠点として認知され利用の拡大もみられる。とりわけ、「子ども読書活動推進計画」(平成19年度より5年間)の進捗はめざましく、北部図書館にあっては平成22年度優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を授与されている。

今後の課題

- ・「子ども読書活動推進計画」の継続実施。
- ・学校、園等との連携、協力推進。
- ・少子高齢化社会を意識したサービスの展開。
- ・勤労世代へのビジネス支援サービスの充実。
- ・県や他機関図書館との連携。
- ・市民やボランティアとの連携、協力、協働。
- ・老朽化する施設の整備。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

- ・多様化するニーズへの対応。インターネットや携帯電話サイトからの予約本の受付。
- ・図書館システム更新時の多機能化。
- ・乳幼児への読書指導。
- ・ヤングアダルト(中高生)サービスの充実。
- ・世界遺産を意識した郷土資料コーナーの充実。
- ・おはなし、読書ボランティアの養成。
- ・学校、園図書館との連携強化。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
施設整備	
生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性化	
生涯学習センター・公民館における学習情報の提供と学習相談の充実	
図書館機能の充実	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
生涯学習社会の実現	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

生涯学習社会の実現

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
施策の範囲が広く、評価が困難であるため、図書館を切り分ける。	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	図書館法		
国	文字活字文化振興法		
国	子どもの読書活動の推進に関する法律		
市	子ども読書活動推進計画	5年(平成19年度より)	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011001	生涯学習社会の実現			
担当部課・連絡先	市民活動部	中央図書館			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
10節	生涯学習の振興				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011001	生涯学習社会の実現	施設整備	市民活動部	生涯学習課	
		生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性化	市民活動部	生涯学習課	
		生涯学習センター・公民館における学習情報の提供と学習相談の充実	市民活動部	生涯学習課	
		図書館機能の充実	市民活動部	中央図書館、北部図書館、西部図書館	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 公民館運営管理事業	生涯学習課	2	2	2					
2 公民館運営審議会	生涯学習課	2	2	2					
3 公民館・公民館分館施設管理経費	生涯学習課	2	2	2					
4 成人式	生涯学習課	2	2	2					
5 地域集会所保守管理事業	市民活動推進課	2	2	2					
6 地域集会所建築費補助経費	市民活動推進課	-	4	4					
7 社会教育施設維持補修事業	生涯学習課	2	2	2					
8 成人教育事務	生涯学習課	2	2	2					
9 視聴覚教育事業	生涯学習課	2	2	2					
10 中央図書館運営事業	中央図書館	1	1	1		B	B		
11 中央移動図書館事業	中央図書館	1	1	1		B	B		
12 中央図書館貸出文庫事業	中央図書館	1	1	1		B	B		
13 図書館整備事業	中央図書館	3	3	-		B	B		
14 西部図書館運営事業	西部図書館	1	1	1		B	B		
15 西部移動図書館事業	西部図書館	1	1	1		B	B		
16 西部図書館貸出文庫事業	西部図書館	1	1	1		B	B		
17 北部図書館運営事業	北部図書館	1	1	1		B	B		
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011101	特色のある教育の推進
担当部課・連絡先	教育総務部	教育総務課

「第3次総合計画」の位置づけ

1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
11節	学校教育の充実

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011101	特色のある教育の推進	教育内容の充実(教育内容)	学校教育部	学校教育課、学務課、教育センター準備室
		人権・同和教育の推進(教育内容)	学校教育部	学務課
		教職員の研修の充実(教職員の研修)	学校教育部	学校教育課、教育センター準備室
		「なら教育の日」の充実(なら教育の日)	教育総務部	教育総務課
		小中一貫教育特区の推進(小中一貫教育特区)	学校教育部	学校教育課
		大学との連携の推進(大学との連携)	学校教育部	学校教育課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(教育総務部担当)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 「なら教育の日」事業	教育総務課	3	3	1		B	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011101	特色のある教育の推進	
担当部課	学校教育部	学校教育課	
「第3次総合計画」の位置づけ			
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり		
11節	学校教育の充実		
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部 担当課
011101	特色のある教育の推進	教育内容の充実(教育内容) 人権・同和教育の推進(教育内容) 教職員の研修の充実(教職員の研修) 「なら教育の日」の充実(なら教育の日) 小中一貫教育特区の推進(小中一貫教育特区) 大学との連携の推進(大学との連携)	学校教育部 学校教育課、学務課、教育センター準備室 学校教育部 学務課 学校教育部 学校教育課、教育センター準備室 教育総務部 教育総務課 学校教育部 学校教育課 学校教育部 学校教育課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

教育内容を充実させるために、小中学校に補充講師を配置する一方、奈良市立小学校において独自の30人学級編制を実施し、その為の教員を任用し教育内容の充実に向けた取り組みが必要である。教職員研修については、教職員の専門性を高め、今日的な教育課題に対応し、教職員の職務を遂行するために必要な資質・能力向上を目指した研修をほぼ計画通りに実施できている。

今後の課題

小学校における教育内容の充実、30人学級を実施することにより当初の目的を達成できると考えられる。今後は、課題が山積する中学校における教育内容の充実に向けた取り組みが必要である。平成23年度開所予定である奈良市教育センターの施設を活用した更なる研修講座の充実と教職員のライフステージに応じた研修体系の構築を図っていく必要があると考える。9年間の連続した学びの中で、確かな学力と豊かな人間性の育成を図ることを目標とした教育を推進していく。そのために、小中一貫教育の成果を全小中学校に広めるための調査・研究を行っていく。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

奈良市独自の30人学級編制を小学校1、2年生から順次学年を拡大していく予定である。平成16年に小中一貫教育特区の認定を受け、田原小学校をパイロット校として研究を行ってきた。平成20年度からは、新たに5学校群をパイロット校に指定し、推進を図っている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
教育内容の充実(教育内容)	B
人権・同和教育の推進(教育内容)	B
教職員の研修の充実(教職員の研修)	B
「なら教育の日」の充実(なら教育の日)	B
小中一貫教育特区の推進(小中一貫教育特区)	B
大学との連携の推進(大学との連携)	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
特色のある教育の推進	施策対象範囲	市内全域(地域別)	
	地域区分の単位	中学校区	構成事務事業が、小学校区に該当するものもある。
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

特色のある教育の推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市学校規模適正化実施方針		
市	中学校区別実施計画(案)		
市	奈良市小中一貫教育基本計画	平成19年度～平成28年度	5つのパターンによるパイロット校での実践を、市全域で展開する。
市	奈良市教育ビジョン	平成21年度～平成30年度	向こう10年間にめざす本市の教育の姿を明らかにしたもの

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	011101	特色のある教育の推進
担当部課・連絡先	学校教育部	学校教育課

「第3次総合計画」の位置づけ

1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
11節	学校教育の充実

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011101	特色のある教育の推進	教育内容の充実(教育内容) 人権・同和教育の推進(教育内容) 教職員の研修の充実(教職員の研修) 「なら教育の日」の充実(なら教育の日) 小中一貫教育特区の推進(小中一貫教育特区) 大学との連携の推進(大学との連携)	学校教育部 学校教育部 学校教育部 教育総務部 学校教育部 学校教育部	学校教育課、学務課、教育センター準備室 学務課 学校教育課、教育センター準備室 教育総務課 学校教育課 学校教育課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育部担当)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 教員資質向上経費	学務課	2	2	2		B	B		
2 補充講師費(帰国外国人子女)	学務課	2	3	3		C	D		
3 人権教育推進教員経費	学務課	4	4	4		B	D		
4 30人学級実施費	学務課	-	1	1		B	A		
5 児童・生徒支援教員費	学務課	-	1	1		B	B		
6 奈良市教育協議会補助金	学校教育課	2	2	2		A	B		
7 教職員教科等研修事業	学校教育課、教育センター準備室	1	1	1		A	A	平成23年度開所予定の奈良市教育センターを活用した更なる研修講座の充実と教職員のライフステージに応じた研修体系の構築を図っていく必要がある。	
8 学校教育情報通信ネットワーク事業	学校教育課	1	1	1		A	B		
9 学校評議員制・学校の自己評価推進事業	学校教育課	2	2	2		A	D	構成事務事業20に移行	
10 学校評価実践研究事業	学校教育課	3	3	3		A	D	終了している国事業	
11 学校輝きプラン事業	学校教育課	1	1	1		A	D	20年度で終了した市事業	
12 ふれあい夢スクール事業	学校教育課	2	2	2		A	D	形態と担当課を変えて、しゅみを継続している	
13 小中一貫教育推進事業	学校教育課	2	1	1		B	A	平成21年5月策定「奈良市教育ビジョン」の5つ基本目標のひとつ「奈良らしい教育の推進」の根幹を成すものである。	
14 学校教育活動支援事業	学校教育課	1	1	1		A	B		
15 奈良市少年少女発明クラブ補助金	学校教育課、教育センター準備室	3	2	2		B	D	今後、奈良市少年少女発明クラブ補助金事業は、自主的な事業として行い、市からの補助金を廃止していきたい。	
16 教育改革プログラム事業	学校教育課	1	1	1		A	D	21年度で終了した市事業	
17 副読本作成事業	学校教育課	1	1	1		A	B		
18 世界遺産学習経費	学校教育課	1	1	1		B	D	構成事務事業24に移行	
19 (仮称)奈良市教育センター準備事業 [H21年度より]	学校教育課、教育センター準備室	-	-	-		B	D	平成22年度中に奈良市教育センターが完成するので、センター準備事業は22年度で終了となる	
20 学校評議員制推進事業 [H21年度より]	学校教育課	-	-	-		A	B		
21 30人学級指導法検討事業 [H21年度より]	学校教育課	-	-	-		B	A		
22 幼児教育改善・充実調査研究事業 [H21年度より]	学校教育課	-	-	-		B	B	国事業	
23 中学校夜間学級調査研究事業 [H21年度より]	学校教育課	-	-	-		B	B	国事業	
24 新しい世界遺産学習経費 [H21年度より]	学校教育課	-	-	-		B	A	奈良市教育ビジョン(平成21年5月策定)の基本目標「奈良らしい教育の推進」の根幹を成す事業である。	
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011102	幼児教育の充実		
担当部課	教育総務部	教育総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011102	幼児教育の充実	幼稚園の充実と整備(幼児教育) 障がい児教育の推進(幼児教育) 私立幼稚園への助成(幼児教育)	教育総務部 学校教育部 教育総務部、学校教育部	教育総務課 学校教育課、教育センター準備室 教育総務課、学務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

保護者の負担軽減及び私学の拡充に努めた。また、幼稚園施設の耐震化については、平成22年4月1日現在で61棟のうち33棟が耐震性のある建物であり耐震化率は54.1%である。

今後の課題

引き続き、私立幼稚園の健全な経営と発展に寄与する。幼稚園施設の耐震化については、老朽化対策と併せて、実施する必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

保護者が安心して子育てが行えるような施策の推進及び地域の実情や保護者のニーズを踏まえた多様な就学前教育環境の整備を図る。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
幼稚園の充実と整備(幼児教育)	B
障がい児教育の推進(幼児教育)	B
私立幼稚園への助成(幼児教育)	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
幼児教育の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

幼児教育の充実

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011102	幼児教育の充実		
担当部課	学校教育部	学務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011102	幼児教育の充実	幼稚園の充実と整備(幼児教育) 障がい児教育の推進(幼児教育) 私立幼稚園への助成(幼児教育)	教育総務部 学校教育部 教育総務部、学校教育部	教育総務課 学校教育課、教育センター準備室 教育総務課、学務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市内の幼稚園56(国立2、市立40、私立16)の就園率について、平成21年度では60.58%となっており、年々就園率は低下している。また、幼稚園に在籍する障がいの傾向をもつ園児に対して、予算の範囲内で園児支援加配講師を配置しているが、各園からの要望に十分にこたえていない。(H21要望34園、配置25園)

今後の課題

幼稚園教育の充実については、近年の女性の社会進出の影響により、保育時間や保育年齢についてもニーズに対応できるよう進めていく必要がある。要援助を必要とする園児支援についてのやり方や、教員の配置について検討する必要がある。
教育センター内に開設する教育センター教育相談室を中心に、幼児期からの子ども一人一人の育ちを大事にした、早期発見・早期実現のための体制整備に取り組んでいく。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

平成20年度より30人学級を実施

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
幼稚園の充実と整備(幼児教育)	B
障がい児教育の推進(幼児教育)	A
私立幼稚園への助成(幼児教育)	A

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
幼児教育の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

幼児教育の充実

不適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		私立幼稚園だけでなく、市立の幼稚園も対象。その計画がない。幼稚園の就園奨励費の扶助費的な補助金は評価しにくい。
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011102	幼児教育の充実			
担当部課・連絡先	学校教育部	学務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
11節	学校教育の充実				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011102	幼児教育の充実	幼稚園の充実と整備(幼児教育) 障がい児教育の推進(幼児教育) 私立幼稚園への助成(幼児教育)		教育総務部 学校教育部 教育総務部、学校教育部	教育総務課 学校教育課、教育センター準備室 教育総務課、学務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 幼稚園就園奨励事業	学務課	1	1	1		A	B	事務費	
2 幼稚園就園奨励費補助金	学務課	1	1	1		A	B	国の補助基準に合わせている。	
3 補充講師費(幼児児支援)	学務課	1	1	1		C	B	幼稚園に在籍する特別支援を要する園児にたいする教育内容の充実	
4 幼稚園教育振興事業	学校教育課	2	2	2		B	B	園児のつどい他、	
5 奈良市立幼稚園教育研究会補助金	学校教育課	1	1	1		B	D	子ども作品展委託料については、21年度で廃止した。	
6 30人学級実施経費【H21年度から】	学務課	-	-	-		A	B	幼稚園において、30人学級編制を実施することにより学校教育の初期段階において基礎基本を定着させ、今後の学校教育の充実を図る。	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011103	義務教育の充実		
担当部課・連絡先	教育総務部	教育総務課		
第3次総合計画の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011103	義務教育の充実	教育相談の充実と整備(義務教育)	学校教育部	青少年指導課
		障がい児教育の充実(義務教育)	学校教育部	学校教育課、教育センター準備室、学務課
		健康・体力づくりの推進(義務教育)	学校教育部	保健給食課、学務課、学校教育課
		施設配置の適正化(義務教育)	教育総務部、学校教育部	教育企画課、学務課
		施設・設備整備の促進(義務教育)	教育総務部	教育総務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成20年1月に策定した「学校規模適正化実施方針」及び「中学校区別実施計画(案)」に基づき、適正化が必要な36学校・園(平成20年1月現在)のうち、平成22年度までの前期計画について適正化施策を実施する。この施策を実施するにあたり、対象地域別に適正化推進協議会を設置し、保護者・地域住民の理解を得られるよう協議を進めている。また、学校施設の耐震化については、平成22年4月1日現在、体育館の耐震化率が66.7%、校舎が47.7%である。

今後の課題

平成22年度までの前期計画については、その対象地域での適正化施策の推進にむけ、協議を重ねているが、本年度策定しようとする中期計画(平成23年度から25年度)については、児童・生徒数の推移を慎重に考慮した計画を策定する。また、就学前児童に対する施策については、保育所を含めた適正化計画とする必要がある。学校施設の耐震化については、体育館の耐震化を平成23年度を目途に完了する予定だが、今後、校舎の耐震化を早急に進めなければならない。加えて、建築後30年を経過した校舎の老朽化対策も大きな課題である。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

--

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
教育相談の充実と整備(義務教育)	
障がい児教育の充実(義務教育)	
健康・体力づくりの推進(義務教育)	
施設配置の適正化(義務教育)	B
施設・設備整備の促進(義務教育)	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
義務教育の充実	施策対象範囲	市内全域(地域別)	(施設・設備整備の促進は市内全域(一律))
	地域区分の単位	小学校区	
	ゾーニング適切さ	適切	

施策の区分(単位)について

義務教育の充実

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市学校規模適正化実施方針	平成19年度から平成28年度(平成20年1月)	
市	中学校区別実施計画(案)	平成19年度から平成28年度(平成20年1月)	前期計画を総括した上で、平成23年度以降の中期・後期計画を策定する。
市	奈良市小中一貫教育基本計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011103	義務教育の充実			
担当部課・連絡先	教育総務部	教育総務課			
第3次総合計画の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
11節	学校教育の充実				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011103	義務教育の充実	教育相談の充実と整備(義務教育)	学校教育部	青少年指導課	
		障がい児教育の充実(義務教育)	学校教育部	学校教育課、教育センター準備室、学務課	
		健康・体力づくりの推進(義務教育)	学校教育部	保健給食課、学務課、学校教育課	
		施設配置の適正化(義務教育)	教育総務部、学校教育部	教育企画課、学務課	
		施設・設備整備の促進(義務教育)	教育総務部	教育総務課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(教育総務部分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 小学校施設保守管理事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
2 小学校施設維持補修事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
3 小学校施設整備事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
4 中学校施設保守管理事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
5 中学校施設維持補修事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
6 中学校施設整備事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
7 済美小学校校舎建設事業	教育総務課	1	1	1		A	D		
8 小学校校舎耐震診断経費	教育総務課	1	1	1		B	A		
9 中学校校舎耐震診断経費	教育総務課	1	1	1		B	A		
10 小学校屋内運動場大規模改修事業	教育総務課	-	1	1		B	B		
11 中学校屋内運動場大規模改修事業	教育総務課	-	1	1		B	B		
12 東登美ヶ丘小学校校舎改修事業	教育総務課	-	-	1		A	D		
13 青和小学校校舎改修事業	教育総務課	-	-	1		A	D		
14 学校規模適正化推進経費	教育企画課	-	1	1		B	A		
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011103	義務教育の充実		
担当部課	学校教育部	学校教育課		
第3次総合計画の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011103	義務教育の充実	教育相談の充実と整備(義務教育)	学校教育部	青少年指導課
		障がい児教育の充実(義務教育)	学校教育部	学校教育課、教育センター準備室、学務課
		健康・体力づくりの推進(義務教育)	学校教育部	保健給食課、学務課、学校教育課
		施設配置の適正化(義務教育)	教育総務部、学校教育部	教育企画課、学務課
		施設・設備整備の促進(義務教育)	教育総務部	教育総務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

通常学級に在籍する児童生徒の障害児教育の充実を図ることを目的に特別支援教育支援員を配置する。・中学校給食での弁当選択制を16校中11校導入したが、利用率が伸び悩んでいる。・食器改善事業はp c食器から強化磁器あるいはp e n食器への交換は完了。・幼児・児童生徒の健康増進を図るために学校保健安全法に基づき事業を実施した。
・平成19年4月より特別支援教育がスタートした。特別支援教育推進委員会を設置し、特別支援教育の体制整備を推進してきた。

今後の課題

・通常学級に在籍する児童生徒に対して個別の指導を行うためには、各校のニーズにあった支援を配置する必要がある。・奈良市において中学校における給食の在り方について十分検討し、実施していく。
・(仮)教育センター内に開設する教育センター教育相談室における、発達障害児の相談指導・発達検査及び教員支援による特別支援教育の充実を図る。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

・学校教育法の改正により特別支援教育支援員制度を制定し特別支援教育の充実に努めた。
・幼児期からの子ども一人一人の育ちを大切に、早期発見・早期支援のための体制整備を推進してきた。
・中学校給食での弁当選択制の推進と利用率向上を図っているなか中学校完全給食への検討がはじまった。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
教育相談の充実と整備(義務教育)	B
障がい児教育の充実(義務教育)	B
健康・体力づくりの推進(義務教育)	B
施設配置の適正化(義務教育)	B
施設・設備整備の促進(義務教育)	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
義務教育の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

義務教育の充実

単位の適切さ **不適切**

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	構成事務事業にあてはまる主要な計画がないものがある。
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市学校規模適正化実施方針		
市	中学校区別実施計画(案)		
市	奈良市小中一貫教育基本計画	平成19年度～平成28年度	5つのパターンによるパイロット校での実践を、市全域で展開する。
市	奈良市教育ビジョン	平成21年度～平成30年度	向こう10年間にめざす本市の教育の姿を明らかにしたもの

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011103	義務教育の充実		
担当部課・連絡先	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課
第3次総合計画の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部
011103	義務教育の充実	教育相談の充実と整備(義務教育)	障がい児教育の充実(義務教育)	学校教育課
		健康・体力づくりの推進(義務教育)	施設配置の適正化(義務教育)	学校教育課
		施設・設備整備の促進(義務教育)		教育総務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育課担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 教職員教科等研修事業	学校教育課、教育センター準備室	-	-	-	-	B	B		
2 就学指導委員会事業	学校教育課	2	2	2	2	A	B		
3 障害児教育推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
4 新設障害児学級設備充実事業	学校教育課	2	2	2	2	B	D	構成事務事業42に名称変更	
5 特別支援教育推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	A	教育センター内に、教育相談の部門を設置し、相談体制の充実・拡大を図る。	
6 学校保健管理事業	保健給食課	2	2	2	2	B	B	市立学校園の健康診断に係る保健器具等の整備充実を図り、また学校環境衛生の維持・改善に努める必要がある。	
7 奈良市学校保健会補助金	保健給食課	2	2	2	2	B	B	奈良市の学校保健の推進を図ることを目的とした団体のため、今後も補助金は必要と考える。	
8 児童生徒健康診断事業	保健給食課	2	2	2	2	A	B	市立学校において、健康診断を実施することは、幼児・児童・生徒の疾病の早期発見と予防につながり、健康増進を図るためには不可欠と考える。	
9 寄生虫検査事業	保健給食課	2	2	2	2	B	B	幼児・児童の寄生虫卵検査を実施することは、疾病の早期発見と予防につながり、健康増進を図るためには不可欠と考える。	
10 フッ素塗布事業	保健給食課	2	2	2	2	B	B	市立小学校児童を対象にフッ素塗布を実施することにより、むし歯予防の推進につながると考える。	
11 児童生徒検診事業	保健給食課	2	2	2	2	A	B	市立小学校の児童・生徒を対象とした検診を実施することは、健康状態を正しく把握し、健康保持推進と学習能力の向上を図るためには不可欠と考える。	
12 結核健康診断事業	保健給食課	2	2	2	2	A	B	市立小学校の児童・生徒の結核健康診断を実施することは、結核の早期発見と予防につながり、健康保持推進を図るためには不可欠と考える。	
13 学校体育推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
14 体育クラブ活動推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
15 学校文化活動推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
16 小学校文化クラブ活動推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
17 中学校文化クラブ活動推進事業	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
18 近畿中学校総合体育大会派遣補助金	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
19 全国中学校種目別体育大会派遣補助金	学校教育課	2	2	2	2	B	B		
20 小学校特別支援教育就学奨励費	学務課	2	2	2	2	A	B	特別支援学級への就学援助に関する法律国及び地方公共団体が特別支援学級に就学する児童又は生徒について行う必要な援助	
21 中学校特別支援教育就学奨励費	学務課	2	2	2	2	A	B	特別支援学級への就学援助に関する法律国及び地方公共団体が特別支援学級に就学する児童又は生徒について行う必要な援助	
22 特別支援教育(給食)就学奨励経費	学務課	2	2	2	2	A	B	特別支援学級への就学援助に関する法律国及び地方公共団体が特別支援学級に就学する児童又は生徒について行う必要な援助	
23 学校給食運営事業	保健給食課	1	1	1	1	B	B	中学校給食については、弁当選択制で事業推進していたが、市長のマニフェストである中学校完全給食実施との調整が必要である。小学校の給食委託については、19年度7校、21年度5校導入し、22年度も新たに5校導入予定	
24 食器改善事業	保健給食課	2	2	2	2	A	B	奈良市の給食における食器は、強化磁器と位置付けているが、導入にはかなりの費用が必要であることから現在暫定的に強化磁器とPE N食器を併用している。	
25 学校給食会運営補助金	保健給食課	1	1	1	1	A	B	奈良市の学校給食の食材購入等は、(財)奈良市学校給食会が一括でおこなっており、その運営に奈良市から補助金を入れるがこれからも継続して財政的支援は必要と考える。	
26 補充講師費(その他市費講師)	学務課	1	1	1	1	C	B	小中学校に在籍する特別支援を要する児童・生徒に対して特別支援教育支援員を配置し教育を保障する。	
27 学校給食設備整備事業	保健給食課	1	1	1	1	A	B	各学校などの給食室の調理器具等の備品は、かなりの老朽化が進んでおり継続的に更新していくことが、安全・安心な給食を提供するには、必要不可欠と考える。	
28 通学区域検討委員会事務	学務課	2	2	2	2	A	B		
29 東部地域スクールバス運行委託料	学務課	1	1	1	1	A	B	スクールバスを運行し児童の安全を確保	
30 遠距離通学児童生徒通学費助成事業	学務課	2	2	2	2	A	B	通学距離が小学校2キロ以上、中学校4キロ以上の交通機関利用額の2割助成	
31 交通安全施設製作設置事業	学務課	2	2	2	2	A	B	通学路の安全啓発看板(児童注意)、路面標示(学童注意)	
32 小学校要・準要保護児童就学援助費	学務課	1	1	1	1	A	B	学校教育法第19条経済的理由によって、就学困難な学齢児童又は学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。	
33 中学校要・準要保護生徒就学援助費	学務課	1	1	1	1	A	B	学校教育法第20条経済的理由によって、就学困難な学齢児童又は学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。	
34 要・準要保護児童生徒給食援助費	学務課	1	1	1	1	A	B	学校教育法第21条経済的理由によって、就学困難な学齢児童又は学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。	
35 要・準要保護児童生徒医療援助経費	学務課	1	1	1	1	A	B	学校教育法第22条経済的理由によって、就学困難な学齢児童又は学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。	
36 中学校施設整備事業(配膳室)	保健給食課	2	2	2	2	B	B		
37 教職員教科等研修事業	青少年指導課	1	1	1	1	B	B		
38 不登校対策事業	青少年指導課	1	1	1	1	B	B		
39 わかば教室事業	青少年指導課	1	1	1	1	B	B		
40 新設特別支援学級設備充実事業[H21年度より]	学校教育課	-	-	-	-	B	B		
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011104	高等学校教育の充実		
担当部課	教育総務部	教育総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011104	高等学校教育の充実	市立一条高等学校の充実(高等学校教育)	学校教育部	学校教育課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成22年4月1日現在、学校施設の耐震化については、11棟のうち6棟が耐震化施設であり、耐震化率は54.5%である。

今後の課題

避難所に指定されている体育館の耐震化を平成21年度に完了したが、今後、校舎の耐震化を進める必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
市立一条高等学校の充実(高等学校教育)	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
高等学校教育の充実	施策対象範囲	その他	
	地域区分の単位	その他	
	ゾーニング適切さ	適切	

施策の区分(単位)について

高等学校教育の充実

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011104	高等学校教育の充実			
担当部課・連絡先	教育総務部	教育総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
11節	学校教育の充実				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011104	高等学校教育の充実	市立一条高等学校の充実(高等学校教育)		学校教育部	学校教育課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(教育総務部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 高等学校施設保守管理事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
2 高等学校施設維持補修事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
3 高等学校施設整備事業	教育総務課	1	1	1		B	B		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011104	高等学校教育の充実		
担当部課	学校教育部	学校教育課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011104	高等学校教育の充実	市立一条高等学校の充実(高等学校教育)	学校教育部	学校教育課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市立高等学校として、ふさわしい特色ある教育の推進を図るために、文化クラブ経費の充実を図った。

今後の課題

これまで、進めてきた小・中学校との連携した活動をさらに充実し、教育センターを活用して高等学校の専門性を生かした外国語活動を小学校に、科学実験を小・中学校に提供するなど、異年齢間のかかわりを大切に活動を一層進めていく必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

将来のあるべき姿の構想を検討することを試みたが、市立だけでは、解決できない課題が大きく、検討委員会設置にはいたらなかった。

市立高等学校と小・中学校との連携した活動を実施することを推進してきた。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
市立一条高等学校の充実(高等学校教育)	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
高等学校教育の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

高等学校教育の充実

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
		学校施設環境面での施策に比べ、教育内容面での施策が少ないため。市立唯一の高等学校のとしての将来のあり方や、位置づけの計画が必要と考える。	
		他の施策と重複する内容が含まれている	
		施策の名称が適切ではない	
		その他	

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011104	高等学校教育の充実			
担当部課・連絡先	学校教育部	学校教育課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
11節	学校教育の充実				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011104	高等学校教育の充実	市立一条高等学校の充実(高等学校教育)		学校教育部	学校教育課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 一条高校留学生対策補助金	学務課	3	3	3		A	D	平成18年度で終了	
2 一条高等学校将来構想検討委員会経費	学校教育課	2	2	2		C	C		
3 高等学校文化クラブ活動推進事業	学校教育課	1	1	1		C	B		
4 全国高等学校総合体育大会選手派遣補助金	学校教育課	2	2	2		B	B		
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011105	大学等高等教育機関の活用		
担当部課		企画部	企画政策課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
11節	学校教育の充実			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011105	大学等高等教育機関の活用	大学等の奈良分室等の設置促進(高等教育) 公開講座の充実(高等教育)	企画部 企画部	企画政策課 企画政策課

総合評価

C

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

大学教員が市の各種審議会、委員会に参画し、専門的見地から市に対して意見を述べることは以前から行われていたが、より広く人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、まちづくりの様々な分野で連携協力するため、平成19年度に奈良県立大学・奈良佐保短期大学と包括的な連携協力を結んだ。この協定に基づき、奈良県立大学に「柳生」ブランド発信のための調査・分析を委託する等、新たな取組を始めている。また、教育委員会においても、市内・県内の多くの大学と連携し、学校教育活動支援事業(スクールサポート)を実施している。

今後の課題

より積極的な連携を進めるために、大学・行政間のコーディネート担当部門の設置が必要である。また、大学の分室等の新たな誘致を進める必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

--

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
大学等の奈良分室等の設置促進(高等教育)	C
公開講座の充実(高等教育)	C

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
大学等高等教育機関の活用	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

大学等高等教育機関の活用

単位の適切さ 不適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他
大学との連携に関して事業を実施しているが、主要な計画の項目に挙げられていない。	

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011105	大学等高等教育機関の活用			
担当部課	企画部	企画政策課			
▶「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
11節	学校教育の充実				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011105	大学等高等教育機関の活用	大学等の奈良分室等の設置促進(高等教育) 公開講座の充実(高等教育)		企画部 企画部	企画政策課 企画政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011201	家庭・地域の教育力の充実
担当部課	市民活動部	生涯学習課

「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
12節	青少年の健全育成			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011201	家庭・地域の教育力の充実	家庭の教育力の充実 子どもたちの地域活動の促進 安全に活動できる地域の拠点づくり	市民活動部 市民活動部 市民活動部	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

- 子どもたちが生きるための基本的な資質や能力を養い、家庭の教育力を向上させるため、公民館等を利用して家庭教育講演会や親子ふれあい広場(夏休み親子映画会)等を開催するとともに、読書活動を通して家庭教育の充実を図った。
- 地域の教育力を結集し、子どもたちの安全安心な居場所をつくり、地域に根ざした多様な活動を実施する子ども居場所づくり推進事業を各小学校区において実施した。

今後の課題

- 家庭教育のあり方、重要性を呼びかけ、少しでも多くの参加者を得られるよう講演会の内容等を充実させる。
- 事業実施の核となるコーディネーターを養成し、人材の確保に努める。
- 一部の地域の方に負担がかからないように、事業を広く広報し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域で子どもたちを育てる力の向上と地域の活性化を図っていく。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

- 子どもたちは、学校だけでなく、家庭や地域で多くの出会いや体験を通して学んでいく。近年の少子化や核家族化、また、地域社会の変化により、豊かな人間関係の中で子育てや教育活動を行なうことは難しい状況が続いている。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、学校が地域の拠点となって、地域全体で子どもを育てることで、子どもの教育活動を充実させるとともに、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化につなげる。
- これらの趣旨のもと、平成19年度から小学校区で「夢・教育プラン」の取り組みや、地域の協力者による放課後子ども教室を実施し、20年度からは全中学校区で地域で学校を支援する学校支援地域本部事業を実施している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
家庭の教育力の充実	B
子どもたちの地域活動の促進	B
安全に活動できる地域の拠点づくり	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
家庭・地域の教育力の充実	施策対象範囲	その他	市内全域であるが、事業によって一律と地域別がある。
	地域区分の単位	その他	地域別の場合、事業によって、対象が小学校区と中学校区がある。
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

家庭・地域の教育力の充実

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市子ども読書活動推進計画	平成18年度策定 平成19年度から5年間	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011201	家庭・地域の教育力の充実			
担当部課・連絡先	市民活動部	生涯学習課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
12節	青少年の健全育成				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011201	家庭・地域の教育力の充実	家庭の教育力の充実 子どもたちの地域活動の促進 安全に活動できる地域の拠点づくり		市民活動部 市民活動部 市民活動部	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 小学校区子ども居場所づくり事業推進補助金	生涯学習課	2	2	2		B	C	放課後子ども教室実施の校区は、子ども居場所づくり事業を放課後子ども教室の土日版と位置づけて実施する。	
2 放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	-	2	2		B	A		
3 「夢・教育プラン」推進事務経費	生涯学習課	1	2	2		B	B		
4 家庭教育推進事業	生涯学習課	2	2	2		B	B		
5 子ども読書活動推進事務経費	生涯学習課	-	2	2		B	C	計画期間が平成23年度までのため、計画や取り組みの見直しが必要になる。	
6 学校支援地域本部事業	生涯学習課	-	-	2		B	B		
7 青少年ボランティアリーダー養成事業委託(H19年度まで)	生涯学習課	4	-	-		B	D		
8 青少年教育指導員経費(H19年度まで)	生涯学習課	2	-	-		B	D		
9 子ども会指導員設置事業(H19年度まで)	生涯学習課	2	-	-		B	D		
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011202	青少年健全育成の充実		
担当部課	学校教育部	青少年指導課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
12節	青少年の健全育成			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011202	青少年健全育成の充実	青少年健全育成活動の推進と支援 少年指導活動の強化充実 青少年健全育成の拠点整備	学校教育部 学校教育部 学校教育部	青少年指導課 青少年指導課 青少年指導課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

各中学校区の少年指導協議会では、校区の状況について情報共有し、街頭指導や相談活動を通して青少年の健全育成に向けた取り組みを継続した。夜間のパトロールや大規模店舗の少年指導委員と連携するなど地域の実情に応じた街頭指導を展開して、問題事象の早期解決や予防につなげてきた。また、「社会を明るくする運動」「健全育成はがき絵展」等の活動を通して児童生徒や市民に啓発を行っている。「健全育成はがき絵展」では、毎年1000点前後の作品が寄せられ市庁舎連絡通路において期限を設け作品を展示。多くの来庁者が足をとめて作品を鑑賞する姿がみられた。

今後の課題

見守り活動においては、活動するほどに行動経費が増え、さらに「青色防犯パトロール車」を使った場合にはガソリン費用が発生する。年々予算は縮小傾向にあり、予算を減らしながらも活動の充実を求めるという矛盾した依頼を少年指導協議会にしている現実があり、「ボランティア精神」に依存せざるを得ない傾向がある。また、少年指導委員の委託期間は2年であるが、仕事を理由に経験を生かされずに任期を終えることもあり、できるだけ長く活動に協力できる環境を整える必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

平成16年11月に発生した「小学校女児誘拐殺害事件」以来、少年指導協議会に対して見守り活動への期待が大きくなってきた。各少年指導協議会では、学校・保護者・他の団体と協力して見守り活動への比重を大きくする傾向にある。問題事象が発生した際には、緊急の対応はしているが、予防的な活動の比重が小さくなってきている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
青少年健全育成活動の推進と支援	B
少年指導活動の強化充実	B
青少年健全育成の拠点整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
青少年健全育成の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

青少年健全育成の充実

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市次世代育成支援行動計画(前期計画)		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	011202	青少年健全育成の充実			
担当部課・連絡先	学校教育部	青少年指導課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
12節	青少年の健全育成				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011202	青少年健全育成の充実	青少年健全育成活動の推進と支援 少年指導活動の強化充実 青少年健全育成の拠点整備		学校教育部 学校教育部 学校教育部	青少年指導課 青少年指導課 青少年指導課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 非行防止対策事業	青少年指導課	2	2	2			B	B	
2 黒髪山キャンプフィールド管理運営事業	青少年指導課	2	2	2			B	B	
3 青少年児童会館管理運営事業	青少年指導課	4	3	3			B	D	
4 すこやかテレフォン事業委託料	青少年指導課	2	2	2			B	B	
5 青少年団体補助金	青少年指導課	4	4	4			B	B	
6 不登校対策事業	青少年指導課	-	-	-			B	B	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011301	スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進		
担当部課	市民活動部	文化・スポーツ振興課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり			
13節	スポーツ・レクリエーションの振興			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
011301	スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進	スポーツ施設の整備 青少年野外活動センターの施設の整備 生涯スポーツの推進 競技スポーツの向上 体育・スポーツ指導者の養成と充実 体育・スポーツ活動の振興 総合型地域スポーツクラブの結成と育成	市民活動部	文化・スポーツ振興課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

・市民のライフスタイルに対応するため、競技スポーツ大会や市民スポーツのつどいなどの生涯スポーツの取組みなどを実施し、市民にスポーツに親しむ機会を提供しながらスポーツ振興の推進を行ってきた。また、学校開放事業や地域スポーツクラブの結成など地域のスポーツ環境づくりへの支援も行ってきた。しかし、市民が日常にスポーツ・レクリエーションの習慣が定着しているとはいえない。

・施設の老朽化が進み、修繕等整備が急務である。

今後の課題

・計画的な施設整備
 ・子どもの体力・運動能力の向上
 ・市内の各地域でのスポーツクラブの結成促進や育成
 ・ファミリースポーツの振興

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

・スポーツの普及振興について、現在は少子・高齢化の進行など急激な社会環境の変化に伴い、日常生活にも大きな変化もたらされ、体力・運動能力の低下やストレスの増大、肥満・生活習慣病の増加など健康に対する市民の関心が高まっている。

・幼児から高齢者までの年齢層別の各種スポーツ教室の充実・拡大。またファミリーで親しめるスポーツ・レクリエーションの推進。

・青少年が自然とふれあひながらものづくり体験や農業体験など様々な経験を通して健全な心身を育む事業の充実・拡大。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
スポーツ施設の整備	C
青少年野外活動センターの施設の整備	B
生涯スポーツの推進	B
競技スポーツの向上	B
体育・スポーツ指導者の養成と充実	C
体育・スポーツ活動の振興	B
総合型地域スポーツクラブの結成と育成	C

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		青少年野外活動センター管理事業については、第12節青少年の健全育成が掲げられており、主要な計画の目的達成のための施設として12節にあるべきである。
		施策の名称が適切ではない
		その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	スポーツ振興法	S36.6.16	
県	なら運動・スポーツ振興プラン	平成17～21年度(前期) 平成21～25年度(後期)h21.6改定	
市	奈良市体育施設条例	S60.3.26	
市	奈良市スポーツ振興審議会に関する条例	S37.4.2	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	011301	スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進			
担当部課・連絡先		市民活動部	文化・スポーツ振興課		
「第3次総合計画」の位置づけ					
1章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり				
13節	スポーツ・レクリエーションの振興				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
011301	スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進	スポーツ施設の整備 青少年野外活動センターの施設の整備 生涯スポーツの推進 競技スポーツの向上 体育・スポーツ指導者の養成と充実 体育・スポーツ活動の振興 総合型地域スポーツクラブの結成と育成		市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部 市民活動部	文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課 文化・スポーツ振興課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 青年の家交楽館運営管理事業	文化・スポーツ振興課	4	4	3		D	D	施設の用途変更予定	
2 スポーツ振興審議会事務	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
3 体育指導委員事務	文化・スポーツ振興課	2	2	1		B	B		
4 冠大会副賞費(メダル・賞状筆耕料)	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
5 ちびっこ野球大会委託経費	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
6 市民体育大会委託	文化・スポーツ振興課	2	2	1		B	B		
7 市民マラソン大会委託	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	C		
8 スポーツ大会等共催負担金(2件)	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	C		
9 野外活動事業委託	文化・スポーツ振興課	2	2	3		B	B		
10 県民体育大会選手派遣委託	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
11 市民スポーツのつどい委託	文化・スポーツ振興課	2	2	1		B	B		
12 市民軽スポーツ大会委託	文化・スポーツ振興課	2	2	3		C	B		
13 スポーツ少年団育成事業委託	文化・スポーツ振興課	2	2	1		B	B		
14 勤労スポーツ青年団育成事業委託	文化・スポーツ振興課	2	2	-		A	D	勤労スポーツ青年団の40年間の活動により、目的達成	
15 スポーツ教室	文化・スポーツ振興課	2	2	2		C	B		
16 人権ふれあいスポーツ大会事業補助金	文化・スポーツ振興課	4	-	-		B	D	主催者独自で大会を運営	
17 その他大会補助金	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	C		
18 奈良市体育協会運営補助金	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
19 その他協会等事業補助金(20件)	文化・スポーツ振興課	2	2	3		B	B		
20 奈良春日大仏マラソン大会事業補助金(1件)	文化・スポーツ振興課	3	3	-		B	D	主催者独自で大会を運営	
21 友好・姉妹都市スポーツ交流事業	文化・スポーツ振興課	2	2	3		B	C		
22 地域スポーツ団体等育成事業補助金	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	C		
23 学校体育施設開放事業	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
24 スポーツ施設管理事務	文化・スポーツ振興課	2	2	-		B	B		
25 鴻ノ池陸上競技場等管理委託	文化・スポーツ振興課	2	2	1		B	B	指定管理	
26 平城・青山プール管理委託	文化・スポーツ振興課	-	2	3		B	C	指定管理	
27 中央武道場等管理委託	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B	指定管理	
28 ならやま屋内温水プール施設管理委託	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B	指定管理	
29 コミュニティスポーツ施設管理委託	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B	指定管理	
30 月ヶ瀬・都祁スポーツ施設管理委託	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B	指定管理(月ヶ瀬除く)	
31 スポーツ施設備品整備事業	文化・スポーツ振興課	2	2	3		C	B		
32 スポーツ施設修繕事業	文化・スポーツ振興課	2	2	2		C	A		
33 スポーツ施設整備事業(償還金含む)	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B		
34 南部体育館等施設管理事業	文化・スポーツ振興課	2	2	3		B	B		
35 青少年野外活動センター管理事業	文化・スポーツ振興課	2	2	2		B	B	指定管理	
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									

2章 福祉のまちづくり

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020101	地域福祉の推進		
担当部課	保健福祉部	福祉総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
1節	地域福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020101	地域福祉の推進	「奈良市地域福祉計画」の推進 地域福祉活動の支援強化 音楽療法の推進 援護体制の拡充	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	福祉総務課 福祉総務課 福祉総務課 福祉総務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

地域においては、現在、少子・高齢化など社会構造の変化に伴い、市民のニーズが多様化、問題の複雑化するなか、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、地域住民と行政との協働が不可欠である。今後、市民と行政がそれぞれ担う役割と責任を明らかにすることが重要であり、協働のシステムを構築することが課題である。平成20年度には、市民の安全安心のため、重要課題である「災害時要援護者名簿」を作成し、地域における支援体制づくりを強化した。

今後の課題

「奈良市地域福祉計画」は、市民と共に作成した計画であり、市民の声を反映した計画である。これまでの5年間の地域での取り組み等を踏まえて、平成23年度から新たに5か年の計画を策定し、市社協と連携協力して、地域福祉活動の支援強化、音楽療法の推進、援護体制の拡充をはかり今後さらなる地域福祉の進展に努めていく。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

平成21年度事業仕分けにおいて、音楽療法推進事業は「不要」と判断された。そのため、市社協の社会資源である地域ネットワークを活用するため、また、市民ニーズに迅速に対応出来る社協体制の利点を最大限に活用する理由から、委託事業から補助事業として見直しを図った。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
「奈良市地域福祉計画」の推進	A
地域福祉活動の支援強化	B
音楽療法の推進	B
援護体制の拡充	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
地域福祉の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

地域福祉の推進

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域福祉計画	平成23年度～平成27年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020101	地域福祉の推進			
担当部課・連絡先	保健福祉部		福祉総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
1節	地域福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020101	地域福祉の推進	「奈良市地域福祉計画」の推進 地域福祉活動の支援強化 音楽療法の推進 援護体制の拡充		保健福祉部	福祉総務課
				保健福祉部	福祉総務課
				保健福祉部	福祉総務課
				保健福祉部	福祉総務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 音楽療法推進事業	福祉総務課	2	2	2			B	B	
2 地域福祉活動の支援事業	福祉総務課	2	2	3			B	B	
3 「奈良市地域福祉計画」の推進	福祉総務課	1	-	-			A	B	
4 民生委員事務事業	福祉総務課	2	2	1			B	B	
5 民生児童委員協議会連合会活動補助	福祉総務課	2	2	1			B	B	
6 地区民生児童委員活動支援事業	福祉総務課	2	2	1			B	B	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020102	国民健康保険事業の健全運営		
担当部課	市民生活部	国保年金課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
1節	地域福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020102	国民健康保険事業の健全運営	国民健康保険事業の健全運営	市民生活部	国保年金課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

・人間ドック、歯科ドック検診実施及び生活習慣病予防教室開催による健康の保持・推進を図った。平成20年度からは、保険者に実施を義務づけられた特定健康診査を実施し受診率向上に努め医療費の抑制を図った。

・レセプト点検の充実による医療費の適正化を図るため、国保連合会からのレセプト点検結果報告書をもとに、過誤調整・再審査請求等の状況を把握し、内容点検効果率・額の分析を実施した。

・保険料の収納率向上に取り組むため、口座振替制度の推進を図った。具体的には、しみんだより等によるPRを実施、全自主納付世帯に対し、口座振替申込書を送付するなど、国保財政の健全化を図った。

・国保呼びかけセンターを設置し、電話催告による納付勧奨を実施し収納率向上を図った。

今後の課題

国保施策の推進により、継続して国民健康保険財政の健全化を図っていかねばならない。国保加入者の保険料賦課の適正化と保険料の収納率の向上対策をより一層強化し、滞納整理対策部門との協働歩調をとらなければならない。また、一方、医療費の抑制策のために、特定健診等の保健事業を推進し、健康で医療にかからない方策を考えていかなければならない。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

奈良市国民健康保険には、本市の全市民の4分の1が加入しており、医療保険制度の根幹として、国民皆保険制度を支えている。近年、加入者の高齢化に伴い医療費の増加が続き、後期高齢者が別建て保険医療制度に移行した後も、国保制度の中で、後期高齢者支援分の保険料の徴収が必要であり、また、介護保険料分の保険料も併せて徴収するなど、国保の医療分の保険料だけでなく、他の制度の支援分保険料が高く、加入者の保険料負担はあいかわらず高い。そのため、医療費の適正化対策や国保財政の健全化措置を講じてはいるが、今後の国保の広域化などの抜本的改革が待たれる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
国民健康保険事業の健全運営	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
国民健康保険事業の健全運営	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

国民健康保険事業の健全運営

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020102	国民健康保険事業の健全運営		
担当部課・連絡先	市民生活部	国保年金課		
第3次総合計画の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
1節	地域福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部
020102	国民健康保険事業の健全運営	国民健康保険事業の健全運営		市民生活部 国保年金課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 国民健康保険課維持事務	国保年金課	3	3	3		B	B		
2 嘱託・臨時職員経費	国保年金課	2	2	3		B	B		
3 国保被保険者証経費	国保年金課	1	1	2		B	B		
4 レセプトパンチ委託料	国保年金課	3	3	3		B	B		
5 国民健康保険団体連合会負担金	国保年金課	2	-	2		B	B		
6 国民健康保険賦課徴収事務	国保年金課	1	1	1		B	B		
7 国民健康保険料収納率向上対策事務	国保年金課	1	1	1		B	A		
8 国民健康保険運営協議会事務	国保年金課	2	2	3		B	B		
9 一般被保険者療養給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
10 退職被保険者等療養給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
11 一般被保険者高額療養費給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
12 退職被保険者等高額療養費給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
13 一般被保険者高額介護合算療養費給付事業	国保年金課	-	-	1		B	B		
14 退職被保険者高額介護合算療養費給付事業	国保年金課	-	-	1		B	B		
15 一般被保険者療養費給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
16 一般被保険者移送費給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
17 退職被保険者等療養費給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
18 退職被保険者等移送費給付事業	国保年金課	1	1	1		B	B		
19 国民健康保険診療報酬審査支払手数料	国保年金課	2	-	2		B	B		
20 出産育児一時金給付事業	国保年金課	3	3	3		B	B		
21 葬祭費給付事業	国保年金課	3	3	3		B	B		
22 国保老人保健医療費拠出金	国保年金課	2	2	2		B	D		
23 国保老人保健事務費拠出金	国保年金課	2	2	2		B	D		
24 後期高齢者支援金事業	国保年金課	-	-	2		B	B		
25 後期高齢者支援関係事務拠出金	国保年金課	-	-	2		B	B		
26 前期高齢者納付金事業	国保年金課	-	-	2		B	B		
27 前期高齢者納付金関係事務拠出金	国保年金課	-	-	2		B	B		
28 国保介護納付金事業	国保年金課	2	2	2		B	B		
29 国保高額医療費共同事業拠出金	国保年金課	2	2	2		B	B		
30 年金受給者リスト作成事業	国保年金課	2	2	2		B	B		
31 保険財政共同安定化事業拠出金経費	国保年金課	2	2	2		B	B		
32 国民健康保険検診事業	国保年金課	2	2	2		B	A		
33 国民健康保険趣旨普及事業	国保年金課	3	3	3		B	B		
34 国民健康保険医療費通知事業	国保年金課	3	3	3		B	B		
35 利子支払経費	国保年金課	2	2	2		B	B		
36 一般被保険者保険料還付金	国保年金課	2	2	2		B	B		
37 退職被保険者等保険料還付金	国保年金課	2	2	2		B	B		
38 一般被保険者保険税還付金	国保年金課	2	2	2		B	D		
39 退職被保険者等保険税還付金	国保年金課	2	2	2		B	D		
40 国民健康保険財政調整基金積立金	国保年金課	2	2	2		B	B		
41 償還金	国保年金課	2	2	2		B	B		
42 療養費等指定公費立替金	国保年金課	-	-	2		B	B		
43 国民健康保険健康指導事業	国保年金課	2	2	2		B	D		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020103	国民年金事業の促進		
担当部課	市民生活部	国保年金課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章 福祉のまちづくり				
1節 地域福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020103	国民年金事業	国民年金事業	市民生活部	国保年金課

総合評価	評価区分
A	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

国民年金業務(法定受託事務)の確実な事務執行と、年金相談に対する窓口対応等の充実に努める。

今後の課題

確実な事務執行(法定受託事務)、年金相談対応の充実(協力連携)の継続実施が必要。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

国民年金業務(法定受託事務)なので、継続実施。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
国民年金事業	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
国民年金事業の促進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

国民年金事業の促進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	020103	国民年金事業の促進			
担当部課・連絡先	市民生活部	国保年金課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
1節	地域福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020103	国民年金事業	国民年金事業		市民生活部	国保年金課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 国民年金事業	国保年金課	-	-	-		A	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020104	生活自立支援		
担当部課	保健福祉部	保護第一課・保護第二課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
1節	地域福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020104	生活自立支援	生活保護の適正な実施 経済的自立の促進	保健福祉部 保健福祉部	保護第一課、保護第二課 保護第一課、保護第二課

<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">総合評価</td></tr> <tr><td style="text-align: center; font-size: 2em;">B</td></tr> </table>	総合評価	B	<p>評価区分</p> <p>A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)</p> <p>B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)</p> <p>C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)</p> <p>D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)</p>
総合評価			
B			

施策の現状分析(5年間の総括)

厳しい雇用環境や高齢化・核家族化、母子家庭の増加などにより、この5年間で生活保護世帯はおよそ1,000世帯増加している。そのような中で、ハローワークと連携し就労支援を行い、自立を促進している。

今後の課題

求人率が低いこと、安定した雇用を確保すること

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
生活保護の適正な実施	B
経済的自立の促進	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
生活自立支援	施策対象範囲	その他	生活保護受給者
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

生活自立支援

単位の適切さ **適切**

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	020104	生活自立支援			
担当部課・連絡先	保健福祉部		保護第一課・保護第二課		
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
1節	地域福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020104	生活自立支援	生活保護の適正な実施 経済的自立の促進		保健福祉部 保健福祉部	保護第一課、保護第二課 保護第一課、保護第二課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 生活保護自立支援事業	保護第一課、保護第二課	1	1	1		B	A	平成21年度名称変更	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020201	働きながら安心して子育てできる環境の充実		
担当部課		保健福祉部	保育課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
2節	児童福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部
020201	働きながら安心して子育てできる環境の充実	保育内容の充実	保健福祉部	保育課
		保育所の整備・拡充	保健福祉部	保育課
		放課後児童健全育成事業の推進	保健福祉部	保育課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

最近の急激な社会の変化に対応して、また多様化する保育ニーズに応えるために一時保育の実施箇所数を増やし、待機児童が多い状況を考慮して民間による保育園の新設や増改築等の整備を行った。都祁地区においては、平成22年度から保育所を統合し、新たに認定こども園として開園した。
また、バンビーホームについても児童の過密化や老朽化を考慮して実施箇所の増加を含めた施設の整備を行った。

今後の課題

最近の急激な社会の変化に伴い、働きながら安心して子育てができる環境と待機児童の解消のため、民間による保育園の新増設を促して保育施設の充実を図り、バンビーホームについても更なる増設・改築を行う必要がある。
また、女性の社会進出により多様化する保育ニーズに応えるため、休日保育・病児保育・病後児保育・障がい時保育・一時保育・延長保育・夜間保育等の充実を図るが、公立保育園においても正規・臨時保育士の計画的な採用を通して運営体制の充実を図る必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

計画策定時よりも社会の変化の速度が増しているため、依然として保育所の需要は高く、待機児童も多くなっている状況である。また、保育ニーズも多様化しているため、計画に掲載されている特別保育だけではなく、病児保育についても検討を図る必要がある。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
保育内容の充実	C
保育所の整備・拡充	C
放課後児童健全育成事業の推進	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
働きながら安心して子育てできる環境の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

働きながら安心して子育てできる環境の充実

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市次世代育成支援行動計画(前期計画)		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020201	働きながら安心して子育てできる環境の充実			
担当部課・連絡先	保健福祉部	保育課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
2節	児童福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020201	働きながら安心して子育てできる環境の充実	保育内容の充実	保育所の整備・拡充	保健福祉部	保育課
		放課後児童健全育成事業の推進		保健福祉部	保育課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(保健福祉部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 保育職員被服貸与事業	保育課	2	2	2		B	B		
2 保育園臨時職員等の社会保険料等	保育課	1	1	1		A	B		
3 保育課維持事務	保育課	2	2	2		A	B		
4 児童福祉施設整備費補助金	保育課	1	1	1		B	A		
5 奈良市解放保育研究会補助金	保育課	3	3	3		B	C		
6 奈良市保育会補助金	保育課	3	3	3		B	C		
7 民間保育所運営委託事業	保育課	1	1	1		B	A		
8 奈良市民間保育所運営費補助金	保育課	1	1	1		B	A		
9 公立保育所運営事業	保育課	1	1	1		B	B		
10 児童福祉施設整備事業	保育課	1	1	1		B	A	公立保育園の施設整備	
11 バンビーホーム指導員等の社会保険料等	保育課	-	3	3		A	B		
12 学童保育運営事業	保育課	3	3	3		B	B		
13 児童福祉施設整備事業	保育課	-	2	2		B	B	児童館の施設整備	
14 バンビーホーム整備事業	保育課	2	2	2		B	B		
15 バンビーホーム建設事業	保育課	2	2	2		B	B		
16 平城児童センター運営補助金	保育課	2	2	2		B	C		
17 児童館管理事業(古市児童館)	保育課	4	4	4		B	B		
18 児童館管理事業(横井児童館)	保育課	4	4	4		B	B		
19 児童館管理事業(東之阪児童館)	保育課	4	4	4		B	B		
20 児童館管理事業(大宮児童館)	保育課	4	4	4		B	B		
21 児童館運営事業(古市児童館)	保育課	2	2	2		B	B		
22 児童館運営事業(横井児童館)	保育課	2	2	2		B	B		
23 児童館運営事業(東之阪児童館)	保育課	2	2	2		B	B		
24 児童館運営事業(大宮児童館)	保育課	2	2	2		B	B		
25 青少年育成経費	保育課	-	3	3		A	D		
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020202	子育て支援の推進		
担当部課	保健福祉部	子育て課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
2節	児童福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020202	子育て支援の推進	児童虐待について(児童虐待防止に向けた)各関係機関の連携・強化 奈良市ファミリー・サポート・センター事業の拡充 地域における子育て支援の充実	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	子育て課 子育て課 子育て課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

については、平成20年12月に「被虐待児童対策地域協議会設置要綱」を制定し、児童福祉法上の要保護児童対策地域協議会として位置づけ移行すると共に、増加する個別ケース会議やケース記録、進行管理等の事務量に対応するため、家庭相談員の増員を図り、体制の強化を行った。今後、複雑・多様化する事例に的確に対応できるよう、家庭相談員の更なる資質の向上を図る必要がある。については、当初、直営実施してきたが、行財政改革の推進を図るため、平成21年7月から委託に切り替え実施しているが、会員数、相互援助活動件数は、順調に増加しており、一段と地域の子育て支援の輪を広げている。今後、預かることができる対象年齢の「1歳から」を「0歳から」に拡大したい。のうち、地域子育て支援拠点の整備は、本市の最重要課題と把握し、平成17年度には未実施であったものを平成21年度には、「つどいの広場」を4か所、「地域子育て支援センター」を4か所、「子育てスポット」を20か所開設している。今後、地域に身近な場所である小学校区に1か所を目指す。

今後の課題

国の分析から、また、諸外国の例を見ても、確実に少子化に歯止めがかかるという特効薬的な施策がないといわれている。このような状況の下、本市の子育て支援は、子育ての当事者及びそれを取り巻く市民が支え合いながら、お互い学びあい身につけていく力を原動力として、市民活動と行政の協働による事業展開が必要と考え、複数のメニューを用意し、各事業を組み合わせながら、子育てを地域全体で支えていくまちづくりを目指す。また、子育て中の親の子育て支援に関するニーズ調査や市民意識調査の結果から、「近くに相談相手がない。」「子育て親子が相互に交流できる場所がない。」等、その居場所作りが急務となっている。今後も、特に潜在ニーズの高いものを優先し、事業に反映していきたい。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

子育て支援サービスにおいては、ここ数年のうち、比較的新しい多様化する住民ニーズに対応するために、各種手当や措置制度等の『行政が与える時代』から、これらの制度に加えて、多面的な支援サービスのメニューを用意し、『子育て親子自身がサービスを選択できる時代』へと変貌している。また、行政が単独で実施する事業には限界が見られるようになり、よりきめ細やかなサービスを提供していくためには、多様で先駆的な特性を活かし、活動するボランティアやNPO法人等との協働により、柔軟で適切な対応をすることが必要である。既に、「地域子育て支援センター事業」、「つどいの広場事業」、「子育てスポット事業」等公民協働という考え方を念頭に置き、民間団体に委託して実施している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
児童虐待について(児童虐待防止に向けた)各関係機関の連携・強化	B
奈良市ファミリー・サポート・センター事業の拡充	A
地域における子育て支援の充実	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
子育て支援の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

子育て支援の推進

不適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
施策の区分(単位)や範囲については、適切であると考えられるが、裏面の構成事務事業を主要な計画にリンクさせた場合に、空欄が出るので、計画の柱立てが少ない。
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

少子化対策は、児童福祉、母子保健、商工労政、教育、住宅等の各分野に広くわたるものであり、全庁的に関係部局が連携し総合的・横断的に取り組んでいかなければならない課題であるため、当該施策への再掲の表示をお願いしたい。あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市次世代育成支援行動計画(前期計画)	平成17～21年度(平成17年3月)	なし
市	奈良市次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22～26年度(平成22年3月)	各年度の事業の進捗管理
国	子ども・子育てビジョン	平成22～26年度(平成22年3月)	関連性有り(全国都道府県の目標数値を積み上げた国の目標数値の表示がある。)
県	奈良県次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22～26年度(平成22年3月)	関連性有り(奈良県下の全市町村の目標数値を積み上げた奈良県の目標数値の表示がある。)
国	児童福祉法		
国	児童虐待の防止等に関する法律		
国	次世代育成支援対策推進法		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020202	子育て支援の推進			
担当部課・連絡先	保健福祉部	子育て課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
2節	児童福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020202	子育て支援の推進	児童虐待について(児童虐待防止に向けた)各関係機関の連携・強化 奈良市ファミリー・サポート・センター事業の拡充 地域における子育て支援の充実		保健福祉部	子育て課
				保健福祉部	子育て課
				保健福祉部	子育て課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 家庭児童相談員運営事業	子育て課	1	1	1		B	B		
2 児童手当事務事業	子育て課	2	2	1		A	A	経済的支援に該当する。	
3 子育てサークル運営補助金	子育て課	2	2	2		A	B		
4 子育て短期支援事業	子育て課	1	1	2		A	B		
5 ファミリー・サポート・センター事業	子育て課	1	1	1		A	A		
6 次世代育成支援行動計画実施状況	子育て課	2	2	2		B	B	行動計画の策定及び進捗状況を把握する。	
7 子育てサークル交流会	子育て課	2	2	2		A	B		
8 子育て支援アドバイザー	子育て課	1	1	1		B	A		
9 つどいの広場事業	子育て課	1	1	1		A	A		
10 児童虐待防止ネットワーク運営事業	子育て課	1	1	1		B	B		
11 児童手当支給事業	子育て課	2	2	1		A	A	経済的支援に該当する。	
12 地域子育て支援センター事業	子育て課	1	1	1		A	A		
13 子育てスポット事業	子育て課	-	1	1		A	A		
14 ニーズ調査	子育て課	-	-	2		A	D	行動計画の策定にあたり子育て中の親のニーズを把握する。	
15 ならし子育て情報ナビ作成	子育て課	-	-	1		B	B	ホームページの更新は、予算措置をせずに毎年行うが、冊子版の発行は不可能である。	
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020301	ひとり親家庭の支援		
担当部課	保健福祉部	子育て課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
3節	母子・父子福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020301	ひとり親家庭の支援	母子福祉センター活動の充実 母子家庭の援護 父子家庭の援護	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	子育て課 子育て課、福祉医療課 子育て課

総合評価	評価区分
A	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

母子福祉センターの活動については、平成21年度末で行政改革の一環として母子福祉センターを閉館したため、母子・寡婦の母の主たる活動拠点が存在しなくなった。今後、代替的活動拠点が必要であると思われる。母子家庭等の対策については、平成14年に母子寡婦福祉法等が改正され、平成15年には母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が成立した。これを受け、自立と就業に主眼をおいて、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策が展開されている。また、平成18年12月には「多様な機会のある社会」推進会議において、再チャレンジ支援総合プランが決定され、新たに「福祉から雇用へ」推進5か年計画が策定され、母子家庭の就労移行に関して5年後の具体的目標設定を含む「成長力底上げ戦略」がスタートした。平成21年6月、母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行により、高等技能給付金の支給期間の延長・拡充など、就業支援を始めとして自立支援対策の強化を図る。

今後の課題

ひとり親家庭に対する基本施策を「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「経済的支援策」、「相談や交流の場の提供」及び「養育費確保支援策」とし、それぞれの事業の充実を図る。また、父子家庭に対して児童扶養手当を支給する等新しい国の制度が創設されたことから、国の動向を踏まえながら父子家庭の対策を充実させ、ひとり親家庭の生活と児童の健全な成長を図る必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

近年、離婚等の理由により、ひとり親家庭が増えている。この家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二重の役割を果たさなければならず日常生活面で様々な困難に直面している。母子家庭では、子育てをしながらより良い条件で就労し、経済的に自立することが母子の成長にとっても重要であり、これまで以上の自立支援策の充実が求められている。また、父子家庭では、母子家庭に比べて、大部分の者が就業しており、しかもそのほとんどが常用雇用者である。そのような中、相対的に困っていることは、「家事」が最も多くなっており、相談相手がないという割合が高い。こうしたことから、父子家庭は、特に「子育てと仕事の両立」、「生活の支援及び相談機能の充実」が重要と思われる。国の制度として、平成22年8月から父子家庭に対して児童扶養手当の支給が行われる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
母子福祉センター活動の充実	B
母子家庭の援護	A
父子家庭の援護	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
ひとり親家庭の支援	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

ひとり親家庭の支援		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 80%;">該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他の施策と重複する内容が含まれている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施策の名称が適切ではない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> </tr> </table>			該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)			該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)			他の施策と重複する内容が含まれている			施策の名称が適切ではない			その他
		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)															
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)															
		他の施策と重複する内容が含まれている															
		施策の名称が適切ではない															
		その他															

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市次世代育成支援行動計画(前期計画)	平成17～21年度(平成17年3月)	なし
市	奈良市次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22～26年度(平成22年3月)	各年度の事業の進捗管理
国	子ども・子育てビジョン	平成22～26年度(平成22年3月)	関連性有り(全国都道府県の目標数値を積み上げた国の目標数値の表示がある。)
県	奈良県次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22～26年度(平成22年3月)	関連性有り(奈良県下の全市町村の目標数値を積み上げた奈良県の目標数値の表示がある。)
国	児童福祉法		
国	母子及び寡婦福祉法		
国	次世代育成支援対策推進法		
県	奈良県母子医療費助成事業補助金交付要綱		
市	奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例		
市	奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020301	ひとり親家庭の支援			
担当部課・連絡先	保健福祉部	子育て課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
3節	母子・父子福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020301	ひとり親家庭の支援	母子福祉センター活動の充実 母子家庭の援護 父子家庭の援護		保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	子育て課 子育て課、福祉医療課 子育て課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 児童扶養手当事務事業	子育て課	1	1	1		A	B		
2 母子生活支援施設措置事業	子育て課	1	1	1		A	B		
3 助産施設措置事業	子育て課	1	1	1		A	B	入院出産の費用の支払いができないと認められた世帯	
4 産休等代替職員設置事業補助金	子育て課	2	2	-		A	D	廃止	
5 母子福祉事務経費(母子相談経費)	子育て課	1	1	1		A	B		
6 奈良市梅華会活動補助金	子育て課	3	3	3		A	B		
7 児童扶養手当支給事業	子育て課	1	1	1		A	B		
8 母子家庭等日常生活支援事業	子育て課	1	1	1		A	B		
9 母子家庭自立支援教育訓練費補助金	子育て課	1	1	1		A	B		
10 母子家庭高等技能訓練促進費補助金	子育て課	1	1	1		A	B		
11 母子家庭常用雇用転換奨励金補助金	子育て課	1	1	-		C	D	廃止	
12 母子福祉センター運営管理事業	子育て課	3	3	3		B	D	行政改革の一環として平成21年度末で閉館	
13 就業支援講習会	子育て課	1	1	1		B	B		
14 福祉奨学金支給事業	子育て課	2	2	2		A	D	廃止	
15 母子家庭医療費助成経費	福祉医療課	2	2	2		A	A		
16 母子・寡婦福祉資金貸付事業	子育て課	1	1	1		A	B		
17 母子・寡婦福祉資金貸付金	子育て課	1	1	1		A	B		
18 子育て短期支援事業	子育て課	-	-	-		A	B	再掲(子育て支援の推進)	
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020401	高齢者福祉の充実		
担当部課	保健福祉部	介護福祉課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
4節	高齢者福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020401	高齢者福祉の充実	在宅福祉サービス等援護対策の充実 介護保険制度の円滑推進 老人福祉施設の整備 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	長寿福祉課、介護福祉課 介護福祉課 長寿福祉課 介護福祉課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

介護サービスの利用は年々増加し、平成21年度においては介護給付費が事業計画に対し約96%の執行率となっている。居宅介護サービスについては、民間事業者の事業参入により供給が不足するサービスはみられない。施設サービスについては、第4期介護保険事業計画に基づき整備を図っており、また、国の経済危機対策に伴い介護基盤緊急整備を行う。高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築に努めた。(仮)南部福祉センターは平成22年度に建設される。

今後の課題

介護保険制度の啓発の充実、また、介護予防事業における特定高齢者の介護予防教室への参加の促進と介護予防事業の充実を図る必要がある。老人福祉施設の整備において南部地域に(仮)南部福祉センターが平成22年度に完成する。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

本市における65歳以上の高齢者人口は平成17年度当初で約70,200人で、平成22年4月では85,127人となり約21%の増加となっている。高齢者の増加とともに寝たきりや認知症高齢者等の要介護高齢者の増加が予想され、施策の充実を推進しなければならない。平成17年度における要介護(要支援)認定者数においては、11,187人であったが、平成22年度においては12,584人となり、約12%の増加となっている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
在宅福祉サービス等援護対策の充実	B
介護保険制度の円滑推進	B
老人福祉施設の整備	A
老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
高齢者福祉の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

高齢者福祉の充実

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
適切	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
不適切	他の施策と重複する内容が含まれている	
不適切	施策の名称が適切ではない	
不適切	その他	

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画	h18~h20(h18.3)	奈良市老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画の策定(h21.3)
市	奈良市地域福祉計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020401	高齢者福祉の充実			
担当部課・連絡先	保健福祉部	介護福祉課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
4節	高齢者福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020401	高齢者福祉の充実	在宅福祉サービス等援護対策の充実 介護保険制度の円滑推進 老人福祉施設の整備 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し		保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	長寿福祉課、介護福祉課 介護福祉課 長寿福祉課 介護福祉課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 在宅老人緊急通報システム事業	介護福祉課	2	2	4		B	D		
2 在宅老人日常生活用具給付貸与事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
3 老人福祉電話設置運営事業	介護福祉課	4	4	4		B	D		
4 ひとり暮らし老人友愛訪問員設置事業	介護福祉課	4	4	4		B	D		
5 老人保護施設措置事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
6 認知症の人と家族の会運営補助金	介護福祉課	3	3	4		B	D		
7 訪問理美容サービス事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
8 高齢者福祉システム管理事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
9 高齢者居宅整備資金利子補給金	介護福祉課	3	3	4		B	D		
10 在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業	介護福祉課	4	4	4		B	D		
11 軽度生活援助員等派遣事業	介護福祉課	4	4	4		B	D		
12 医療機関送迎サービス事業	介護福祉課	3	3	2		B	B		
13 老人等生活保護助成経費	長寿福祉課	2	3	2		B	B		
14 万年青年クラブ等活動補助事業	長寿福祉課	1	1	1		B	B		
15 奈良市高齢者スポーツ振興事業補助金	長寿福祉課	1	1	1		B	D	合併協議にて、平成21年度で終了	
16 長寿お祝い事業	長寿福祉課	2	3	2		B	B		
17 一人暮らし高齢者慰問事業	長寿福祉課	2	3	3		B	B		
18 金婚お祝い事業	長寿福祉課	2	3	-		B	D	平成18年度末廃止	
19 はり・マッサージ事業	長寿福祉課	1	4	2		B	B		
20 敬老会事業補助金	長寿福祉課	2	2	2		B	D	合併協議にて、平成21年度で終了	
21 奈良市万年青年農園事業補助金	長寿福祉課	2	2	-		B	D	平成19年度より補助なし	
22 老春手帳バス優待乗車証交付事業	長寿福祉課	1	1	1		B	B		
23 老春手帳入浴事業	長寿福祉課	1	1	1		B	B	平成20年10月より変更	
24 老春手帳無料映画鑑賞事業	長寿福祉課	1	3	-		B	D	平成20年10月より制度廃止	
25 老春手帳優遇無料拝観事業	長寿福祉課	1	1	1		B	B		
26 外国人高齢者特別給付金支給事業	長寿福祉課	2	2	2		B	B		
27 老人福祉センター運営管理事業	長寿福祉課	1	1	1		B	B		
28 老人憩の家運営管理事業	長寿福祉課	1	1	1		B	B		
29 老人軽作業場運営管理事業	長寿福祉課	1	3	3		B	B		
30 高齢者福祉施設管繕事業	長寿福祉課	2	2	1		B	B		
31 仮称南部老春の家建設事業	長寿福祉課	1	1	1		A	D		
32 老人福祉センター建設費償還金	長寿福祉課	2	1	1		A	D		
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020402	介護保険制度の円滑な推進		
担当部課		保健福祉部	介護福祉課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
4節	高齢者福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020402	介護保険制度の円滑な推進	在宅福祉サービス等援護対策の充実 介護保険制度の円滑推進 老人福祉施設の整備 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	介護福祉課 介護福祉課、介護認定課 介護福祉課 介護福祉課

総合評価	評価区分
A	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

介護サービスの利用は年々増加し、平成21年度においては介護給付費が事業計画に対し約96%の執行率となっている。居宅介護サービスについては、民間事業者の事業参入により供給が不足するサービスはみられない。施設サービスについては、第4期介護保険事業計画に基づき整備を図っており、また、国の経済危機対策に伴い介護基盤緊急整備を行う。

今後の課題

介護保険制度の啓発の充実、また、介護予防事業における特定高齢者の介護予防教室への参加の促進と介護予防事業の充実を図る必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

本市における65歳以上の高齢者人口は平成17年度当初で約70,200人で、平成22年4月では85,127人となり約21%の増加となっている。高齢者の増加とともに寝たきりや認知症高齢者等の要援護高齢者の増加が予想され、施策の充実を推進しなければならない。平成17年度における要介護(要支援)認定者数においては、11,187人であったが、平成22年度においては12,584人となり、約12%の増加となっている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
在宅福祉サービス等援護対策の充実	B
介護保険制度の円滑推進	A
老人福祉施設の整備	A
老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
介護保険制度の円滑な推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

介護保険制度の円滑な推進

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画	h18～h20(h18.3)	奈良市老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画の策定(h21.3)
市	奈良市地域福祉計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	020402	介護保険制度の円滑な推進			
担当部課・連絡先	保健福祉部	介護福祉課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
4節	高齢者福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020402	介護保険制度の円滑な推進	在宅福祉サービス等援護対策の充実 介護保険制度の円滑な推進 老人福祉施設の整備 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し		保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	介護福祉課 介護福祉課、介護認定課 介護福祉課 介護福祉課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 介護保険趣旨普及事業	介護福祉課	2	2	2		A	B		
2 介護保険事業計画作成委員会事業	介護福祉課	2	2	2		A	B		
3 介護サービス事業	介護福祉課	1	1	1		A	B		
4 高額介護サービス事業	介護福祉課	1	1	1		A	B		
5 審査支払手数料経費	介護福祉課	1	1	1		A	B		
6 低所得者利用料助成事業(市単独)	介護福祉課	2	2	4		B	D		
7 障害者利用料助成事業(県費補助)	介護福祉課	1	2	4		B	D		
8 社会福祉法人利用料減額助成	介護福祉課	1	2	2		B	B		
9 給付適正化事業	介護福祉課	-	1	1		B	B		
10 介護認定審査会事業	介護認定課	1	1	1		A	B		
11 介護保険認定調査事業	介護認定課	1	1	1		A	B		
12 実態把握調査事業	介護福祉課	-	1	1		C	B		
13 運動器の機能向上教室運営事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
14 栄養改善教室運営事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
15 口腔機能向上教室運営事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
16 介護予防教室送迎サービス事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
17 閉じこもり等訪問事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
18 栄養改善配食訪問事業	介護福祉課	2	2	2		D	D		
19 介護予防検診データ入力委託事業	介護福祉課	2	2	4		B	D		
20 介護予防手帳作成事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
21 介護予防普及啓発事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
22 生活管理指導員派遣事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
23 生活管理指導短期宿泊事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
24 介護予防ケアマネジメント事業	介護福祉課	2	2	4		B	B	包括的支援事業費へ	
25 総合相談支援事業	介護福祉課	2	2	4		B	B	包括的支援事業費へ	
26 権利擁護事業	介護福祉課	2	2	4		B	B	包括的支援事業費へ	
27 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	介護福祉課	3	2	2		D	B		
28 包括的継続的ケアマネジメント支援事業	介護福祉課	2	2	4		B	B	包括的支援事業費へ	
29 ケアマネジャー活動等支援事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
30 地域包括支援センター運営協議会会議	介護福祉課	2	2	2		B	B		
31 認知症高齢者の徘徊防止ネットワーク運営事業	介護福祉課	3	3	3		C	B		
32 老人紙おむつ等支給事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
33 家族介護慰労事業	介護福祉課	3	3	4		B	D		
34 成年後見制度利用支援事業	介護福祉課	2	2	2		C	B		
35 シルバーハウジング生活援助員派遣事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
36 介護相談員派遣事業	介護福祉課	1	1	2		B	B		
37 要援護在宅高齢者配食サービス事業	介護福祉課	2	2	2		B	B		
38 介護予防検診事業	介護福祉課	-	1	1		B	B		
39 包括的支援事業	介護福祉課	-	-	2		B	B		
40 権利擁護相談事業	介護福祉課	-	-	2		B	B		
41 認知症相談事業	介護福祉課	-	-	2		B	B		
42 緊急時在宅高齢者支援事業	介護福祉課	-	-	2		B	B		
43 高齢者実態調査等事業 [H21年度より]	介護福祉課	-	-	-		C	B		
44 高齢者虐待防止事業 [H21年度より]	介護福祉課	-	-	-		D	B		
45 認知症対策事業 [H21年度より]	介護福祉課	-	-	-		C	B		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020501	障がい者・児福祉の充実	
担当部課	保健福祉部	障がい福祉課	

「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
5節	障がい者・児福祉			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020501	障がい者・児福祉の充実	奈良市障がい者福祉基本計画の策定	保健福祉部	障がい福祉課
		保健・医療の充実	保健福祉部	障がい福祉課、福祉医療課
		施設福祉	保健福祉部	障がい福祉課
		教育の充実	保健福祉部	障がい福祉課
		在宅生活の支援	保健福祉部	障がい福祉課
		就労の促進	保健福祉部	障がい福祉課
		啓発・広報の推進	保健福祉部	障がい福祉課
		スポーツ・文化活動の振興	保健福祉部	障がい福祉課
		福祉のまちづくりの推進	保健福祉部	障がい福祉課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

奈良市障がい者福祉基本計画のノーマライゼーションの理念、リハビリテーションの理念を基本にすべての人々が互いに尊重しあい、安心して暮らすことができる地域社会をめざし、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障がい者の「地域生活」への移行や「就労」の支援について、見直しされた障害福祉計画において設定された目標値を達成するために障害福祉サービスや地域生活支援の各種事業を実施している。

今後の課題

障がい者の多様なニーズや相談に応えるため、地域自立支援協議会の各部署の役割や業務について整理し、その機能が十分発揮されるような組織づくりが必要。就労機会が増えてはいるが、就労の場の確保(一般企業だけでなく公的機関を含む)と障害特性に合った就労形態の確保が必要。達成目標が比較的順調と判断されるが、市民意識の満足度を高める為、施策の工夫や充実が必要。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

障害福祉基本計画を見直し、地域自立支援協議会と共に障がい者の「地域生活」への移行や「就労」の支援体制を充実させ、引き続き事業を充実させる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
奈良市障がい者福祉基本計画の策定	A
保健・医療の充実	A
施設福祉	B
教育の充実	B
在宅生活の支援	B
就労の促進	B
啓発・広報の推進	B
スポーツ・文化活動の振興	B
福祉のまちづくりの推進	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
障がい者・児福祉の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

障がい者・児福祉の充実		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 80%;">該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他の施策と重複する内容が含まれている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施策の名称が適切ではない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> </tr> </table>			該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)			該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)			他の施策と重複する内容が含まれている			施策の名称が適切ではない			その他
		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)															
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)															
		他の施策と重複する内容が含まれている															
		施策の名称が適切ではない															
		その他															

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市障がい者福祉基本計画	H16~H22年度	H22年度末で計画期間満了するが現時点では国の制度の方向性が不透明であり、新計画作成でなく計画の延長で対応しようと考えている。
市	奈良市障害福祉計画(第1期)	H18~H20年度	
市	奈良市障害福祉計画(第2期)	H21~H23年度	
市	奈良市地域福祉計画	H18~H22年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020501	障がい者・児福祉の充実			
担当部課・連絡先	保健福祉部	障がい福祉課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
5節	障がい者・児福祉				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020501	障がい者・児福祉の充実	奈良市障がい者福祉基本計画の策定		保健福祉部	障がい福祉課
		保健・医療の充実		保健福祉部	障がい福祉課、福祉医療課
		施設福祉		保健福祉部	障がい福祉課
		教育の充実		保健福祉部	障がい福祉課
		在宅生活の支援		保健福祉部	障がい福祉課
		就労の促進		保健福祉部	障がい福祉課
		啓発・広報の推進		保健福祉部	障がい福祉課
		スポーツ・文化活動の振興		保健福祉部	障がい福祉課
		福祉のまちづくりの推進		保健福祉部	障がい福祉課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 障がい福祉課維持事務	障がい福祉課	3	3	3		B	B		
2 県スポーツ大会等参加促進事業	障がい福祉課	2	2	2		B	B		
3 点字・声の広報発行事業	障がい福祉課	3	3	3		B	B		
4 特別障害者手当等給付事業	障がい福祉課	2	2	2		A	B		
5 福祉タクシー助成事業	障がい福祉課	2	2	2		B	B		
6 重症心身障害児(者)通園事業	障がい福祉課	1	3	2		B	B		
7 心身障害者福祉作業所運営補助金	障がい福祉課	2	2	2		A	C		
8 有愛手帳優遇措置事業	障がい福祉課	2	2	2		A	B		
9 重度心身障害者理髪サービス事業	障がい福祉課	3	3	3		B	B		
10 緊急通報システム管理事業	障がい福祉課	-	-	2		B	B		
11 奈良市団体活動補助金	障がい福祉課	3	3	3		B	B		
12 身体障害者福祉電話設置運営事業	障がい福祉課	3	4	4		A	D		
13 障害者自動車改造費等助成事業	障がい福祉課	3	3	3		B	B		
14 在宅重度身体障害者配食サービス運営事業	障がい福祉課	2	3	3		B	B		
15 障害者介護給付費等支給審査会事業	障がい福祉課	1	1	1		A	A		
16 介護給付費等支給事業	障がい福祉課	1	1	1		A	A		
17 訓練等給付費支給事業	障がい福祉課	1	1	1		A	A		
18 サービス利用計画作成事業	障がい福祉課	2	2	2		B	A		
19 高額障害福祉サービス等支給事業	障がい福祉課	2	2	2		A	B		
20 自立支援医療費支給事業	障がい福祉課	2	2	2		A	B		
21 療養介護医療費支給事業	障がい福祉課	2	2	2		A	B		
22 補装具給付事業	障がい福祉課	1	1	1		A	B		
23 障害者自立支援特別対策事業	障がい福祉課	-	2	2		A	B		
24 相談支援事業	障がい福祉課	1	1	1		B	A		
25 コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	2	2	2		B	B		
26 日常生活用具給付事業	障がい福祉課	2	2	2		A	A		
27 移動支援事業	障がい福祉課	1	1	1		B	A		
28 地域活動支援センター事業	障がい福祉課	-	3	4		D	A		
29 身体障害者福祉ホーム運営補助事業	障がい福祉課	2	2	2		A	B		
30 訪問入浴サービス事業	障がい福祉課	1	2	2		B	B		
31 更生訓練費給付事業	障がい福祉課	1	3	3		B	C		
32 日中一時支援事業	障がい福祉課	1	1	1		B	A		
33 成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	-	-	2		B	A		
34 総合福祉センター運営管理事業	障がい福祉課	2	1	1		B	B		
35 総合福祉センター修繕事業	障がい福祉課	2	2	2		C	A		
36 障害者福祉施設整備費補助事業	障がい福祉課	-	1	1		B	B		
37 みどりの家歯科診療所運営事業	障がい福祉課	3	2	2		A	B		
38 みどりの家鍼灸院運営事業	障がい福祉課	3	3	4		A	C		
39 障がい福祉基本計画策定事業	障がい福祉課	1	-	-		A	B		
40 社会福祉法人等減免事業補助金	障がい福祉課	-	-	-		A	D		
41 知的障害者施設入所者医療費助成事業	障がい福祉課	-	-	-		A	D		
42 身体障害者福祉資金貸付事業	障がい福祉課	-	-	-		A	D		
43 心身障害者医療費助成制度	福祉医療課	2	2	2		A	B		
44 重度心身障害者老人等医療費助成事業	福祉医療課	-	2	2		A	B		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020601	医療体制の充実		
担当部課	市民生活部	病院事業課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020601	医療体制の充実	地域医療体制の整備 救急医療体制の整備	市民生活部 市民生活部	病院事業課 病院事業課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

地域医療体制の整備のため、田原・柳生・月ヶ瀬・都祁診療所で指定管理者制度の導入をした。又、休日夜間応急診療所では、空白時間帯の解消のため土曜日午後診療(15時～19時)を行った。救急医療体制の整備として、市立奈良病院では平成17年度より医師2人体制で、週2日実施。現在は3人体制で週6日実施している。又、小児科病院二次輪番体制・産婦人科一次病院輪番体制に参加し、医療体制の充実を図った。

今後の課題

休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消、平日夜間の小児科医の確保、施設・設備の機能強化、二次・三次医療体制の強化を図る。又、新病院建設に向けて、ハード面だけでなくソフト面も含め、更なる医療体制の充実を図る。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

休日夜間応急診療所では、施設の狭小化と老朽化のため改修及び移設の検討を行うとともに、空白時間帯の解消に取り組む。市立奈良病院は、公的病院として市民のニーズが高く、救急医療・小児科・産婦人科の充実及びがん対策の充実を求められている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
地域医療体制の整備	B
救急医療体制の整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
医療体制の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

医療体制の充実

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市21健康づくり		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	020601	医療体制の充実			
担当部課・連絡先	市民生活部	病院事業課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020601	医療体制の充実	地域医療体制の整備	救急医療体制の整備	市民生活部	病院事業課
				市民生活部	病院事業課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 奈良診療所運営管理事業	病院事業課	1	3	3		C	D		
2 田原診療所運営管理事業	病院事業課	1	1	2		B	B		
3 柳生診療所運営管理事業	病院事業課	1	1	1		A	B		
4 月ヶ瀬診療所運営管理事業	病院事業課	1	1	1		A	B		
5 都祁診療所運営管理事業	病院事業課	1	1	1		A	B		
6 休日夜間応急診療所運営管理事業	病院事業課	1	1	1		B	A		
7 休日歯科応急診療所運営管理事業	病院事業課	1	2	1		B	B		
8 病院事業	病院事業課	1	1	1		B	A		
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020602	市民の健康の保持と増進		
担当部課		保健所	保健総務課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020602	市民の健康の保持と増進	健康危機管理体制の充実 予防対策の強化 奈良市21健康づくりの推進 疾病対策の充実	保健所 保健所 保健所 保健所	保健総務課、保健・環境検査課 健康増進課 健康増進課 保健予防課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

健康危機管理として、食中毒や感染症といった健康危機発生防止の事業に取り組んできた。病院医療監視項目適合率(適性検査項目/総検査項目)が100%に達しておらず今後もより効果的な医療監視を行う必要がある。特定給食施設への指導業務と従事者に対する研修会についても、毎年行っているが、機会を増やすとともに内容の充実を図る必要がある。

今後の課題

発生防止とともに、市民の安全・安心を守る上で、健康危機発生時の体制整備が重要である。今後、発生原因に応じた体制整備を関係機関との連携をすすめながら確立・強化していかねばならない。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

新型インフルエンザの発生はいったん終息したものの、今後の強毒化も懸念されており、保健所の危機管理への対応が重視されている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
健康危機管理体制の充実	C
予防対策の強化	
奈良市21健康づくりの推進	
疾病対策の充実	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民の健康の保持と増進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民の健康の保持と増進

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	計画が4課のそれぞれの事業にわたっており、内容が広すぎる。
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	地域健康危機管理ガイドライン(健総発第17号厚労省通知)	H13.3.30通知	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020602	市民の健康の保持と増進			
担当部課・連絡先	保健所	保健総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020602	市民の健康の保持と増進	健康危機管理体制の充実	予防対策の強化	保健所	保健総務課、保健・環境検査課
		奈良市21健康づくりの推進	疾病対策の充実	保健所	健康増進課
				保健所	健康増進課
				保健所	保健予防課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 衛生検査事業	保健・環境検査課	1	1	1		B	B		
2 医薬品・毒物劇物等指導事業	保健総務課	2	2	2		B	B		
3 栄養指導対策推進事業	保健総務課	2	2	2		B	B		
4 結核医療費公費負担事務	保健予防課	2	2	2					
5 結核予防対策事業	保健予防課	2	2	1					
6 感染症予防対策事業	保健予防課	3	3	1					
7 エイズ対策事業	保健予防課	2	2	2					
8 地域保健等推進事業	保健予防課	3	3	3					
9 難病対策経費	保健予防課	2	2	2					
10 難病患者等居宅生活支援事業	保健予防課	2	2	2					
11 予防接種事業	健康増進課	1	1	1					
12 予防接種事故救済措置事業	健康増進課	1	1	1					
13 歯の衛生週間・歯っぴいフェスティバル	健康増進課	1	1	1					
14 乳児健診・相談事業	健康増進課	1	1	1					
15 妊婦一般健診事業	健康増進課	1	1	1					
16 1歳7か月児健診事業	健康増進課	1	1	1					
17 3歳児健診事業	健康増進課	1	1	1					
18 母親教室	健康増進課	1	1	1					
19 地域子育て支援事業	健康増進課	1	1	1					
20 歯科保健事業	健康増進課	2	1	1					
21 生涯を通じた女性の健康支援事業	健康増進課	1	2	2					
22 母子栄養食品支給事業	【H20年度なし】	4	4	-					
23 フッ化物塗布事業	健康増進課	2	2	1					
24 未熟児・低体重児支援事業	健康増進課	1	1	1					
25 身体障害者及び結核児童支援経費	健康増進課	1	1	1					
26 小児慢性特定疾患治療研究事業	健康増進課	1	1	1					
27 不妊治療費助成事業	健康増進課	1	1	1					
28 健康教育事業	健康増進課	1	1	1					
29 健康相談事業	健康増進課	2	2	2					
30 健康手帳作成事業	健康増進課	2	2	2					
31 健康診査事業	健康増進課	1	4	2					
32 がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳がん)事業	健康増進課	1	1	1					
33 歯周疾患検診事業	健康増進課	2	2	1					
34 骨粗鬆症検診事業	健康増進課	1	1	1					
35 訪問指導事業	健康増進課	1	1	1					
36 機能訓練経費	【H20年度なし】	2	2	-					
37 健康づくり啓発事業	健康増進課	1	1	1					
38 特定保健指導事業	健康増進課	-	-	1					
39 健康危機管理推進事務【H21年度より】	保健総務課	-	-	-		C	B		
40 献血普及啓発事業【H21年度より】	保健総務課	-	-	-		C	B		
41 保健予防課維持事務【H21年度より】	保健予防課	-	-	-					
42 保健衛生団体助成事業【H21年度より】	保健予防課	-	-	-					

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020602	市民の健康の保持と増進		
担当部課		保健所	保健予防課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020602	市民の健康の保持と増進	健康危機管理体制の充実 予防対策の強化 奈良市21健康づくりの推進 疾病対策の充実	保健所 保健所 保健所 保健所	保健総務課、保健・環境検査課 健康増進課 健康増進課 保健予防課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

感染症については、動向調査により疾患の流行を早期に探知し、疫学調査や二次感染の防止などを行い、迅速に対応するとともに、ホームページ、広報、研修会等により知識の普及・啓発に努めた。HIV抗体検査については、月2回の即日検査と年2回の休日検査を実施し、受診者の利便を図った。結核については、DOTS(直接服薬確認療法)を実施することにより、罹患率の低下につながった。

難病患者の在宅療養支援としては、難病患者が安心して在宅で生活ができるように、個別の患者・家族支援として保健師等による家庭訪問を実施したり、医療機関、在宅サービス事業所等と患者・家族を支えるための地域の支援・体制づくりに取り組んでいる。

今後の課題

結核や腸管出血性大腸菌感染症O157等の感染症予防については、正しい知識の普及啓発に引き続き努める。エイズや性感染症についても、若年者への啓発や知識普及に努め、相談や検査体制の充実を図る。結核については、DOTS(直接服薬確認療法)事業を継続実施し、罹患率の更なる改善を図る。

難病患者が安心して療養できる体制の整備を図るため、レスパイト施策の充実や、医療機関及び福祉サービス関係機関とのさらなる連携強化等の取り組みが必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

平成21年度は、新型インフルエンザの発生があり、感染拡大を防ぎ重症者や死者をできるだけ少なくするための対策を行った。また、市民に対して感染予防についての啓発も行った。

難病対策では、近年の急速な医療技術の進歩により、人工呼吸器や胃ろうなどを装着した医療依存度の高い在宅療養者が増えている。在宅人工呼吸器装着患者は年々増加しており、難病患者や家族が安心して在宅療養生活を送るためには、患者及び家族を支える医療・保健・福祉の連携が一層重要となっている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
健康危機管理体制の充実	
予防対策の強化	
奈良市21健康づくりの推進	B
疾病対策の充実	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民の健康の保持と増進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民の健康の保持と増進

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	計画が4課のそれぞれの事業にわたっており、内容が広すぎる。
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020602	市民の健康の保持と増進			
担当部課・連絡先	保健所	保健予防課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020602	市民の健康の保持と増進	健康危機管理体制の充実	予防対策の強化	保健所	保健総務課、保健・環境検査課
		奈良市21健康づくりの推進	疾病対策の充実	保健所	健康増進課
				保健所	健康増進課
				保健所	保健予防課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 衛生検査事業	保健・環境検査課	1	1	1					
2 医薬品・毒物劇物等指導事業	保健総務課	2	2	2					
3 栄養指導対策推進事業	保健総務課	2	2	2					
4 結核医療費公費負担事務	保健予防課	2	2	2		A	B		
5 結核予防対策事業	保健予防課	2	2	1		A	B		
6 感染症予防対策事業	保健予防課	3	3	1		B	B		
7 エイズ対策事業	保健予防課	2	2	2		B	B		
8 地域保健等推進事業	保健予防課	3	3	3		A	B		
9 難病対策経費	保健予防課	2	2	2		B	B		
10 難病患者等居宅生活支援事業	保健予防課	2	2	2		B	B		
11 予防接種事業	健康増進課	1	1	1					
12 予防接種事故救済措置事業	健康増進課	1	1	1					
13 歯の衛生週間・歯っぴいフェスティバル	健康増進課	1	1	1					
14 乳児健診・相談事業	健康増進課	1	1	1					
15 妊婦一般健診事業	健康増進課	1	1	1					
16 1歳7か月児健診事業	健康増進課	1	1	1					
17 3歳児健診事業	健康増進課	1	1	1					
18 母親教室	健康増進課	1	1	1					
19 地域子育て支援事業	健康増進課	1	1	1					
20 歯科保健事業	健康増進課	2	1	1					
21 生涯を通じた女性の健康支援事業	健康増進課	1	2	2					
22 母子栄養食品支給事業	{H20年度なし}	4	4	-					
23 フッ化物塗布事業	健康増進課	2	2	1					
24 未熟児・低体重児支援事業	健康増進課	1	1	1					
25 身体障害者及び結核児童支援経費	健康増進課	1	1	1					
26 小児慢性特定疾患治療研究事業	健康増進課	1	1	1					
27 不妊治療費助成事業	健康増進課	1	1	1					
28 健康教育事業	健康増進課	1	1	1					
29 健康相談事業	健康増進課	2	2	2					
30 健康手帳作成事業	健康増進課	2	2	2					
31 健康診査事業	健康増進課	1	4	2					
32 がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳がん)事業	健康増進課	1	1	1					
33 歯周疾患検診事業	健康増進課	2	2	1					
34 骨粗鬆症検診事業	健康増進課	1	1	1					
35 訪問指導事業	健康増進課	1	1	1					
36 機能訓練経費	{H20年度なし}	2	2	-					
37 健康づくり啓発事業	健康増進課	1	1	1					
38 特定保健指導事業	健康増進課	-	-	1					
39 健康危機管理推進事務{H21年度より}	保健総務課	-	-	-					
40 献血普及啓発事業{H21年度より}	保健総務課	-	-	-					
41 保健予防課維持事務{H21年度より}	保健予防課	-	-	-		A	B		
42 保健衛生団体助成事業{H21年度より}	保健予防課	-	-	-		A	B		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020602	市民の健康の保持と増進		
担当部課		保健所	健康増進課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020602	市民の健康の保持と増進	健康危機管理体制の充実 予防対策の強化 奈良市21健康づくりの推進 疾病対策の充実	保健所 保健所 保健所 保健所	保健総務課、保健・環境検査課 健康増進課 健康増進課 保健予防課

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総合評価</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center; margin: 10px 0;">B</div>	<p>評価区分</p> <p>A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)</p> <p>B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)</p> <p>C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)</p> <p>D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)</p>
--	---

施策の現状分析(5年間の総括)

市民の感染症予防対策として、乳幼児期の予防接種については、ポリオを除きすべての予防接種を個別接種とし、より安全で保護者等の利便性も考慮した形での接種が可能となり、接種率の向上を図ることができた。また安心して出産、育児ができるよう妊婦健康診査の公費負担の拡充、妊娠判定公費負担事業の開始を行うとともに、中高年の生活習慣病の早期発見・治療や健康づくりのために、各種健(検)診、ウォーキング、健康講座、健康相談などの取り組みを行った。

今後の課題

子育てしやすい環境を整えるため、妊娠期からの支援、児童虐待防止に向けた取り組み、幼児の発達支援を関係機関とともに一層の充実を図る必要がある。また、予防接種については、任意の予防接種への対応や、新型インフルエンザのような新たな疾病に対する予防接種への対応が必要となってくる。成人については、壮中年期から健診の受診を促進し健康管理に努めるとともに、生活習慣の改善に取り組むことで、疾病の発症や重症化を予防し、将来的には介護予防につなげることができるように支援する必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

少子化の進行等社会情勢の変化に伴い、家庭や地域の子育て力は以前より低下し、母親の育児に対する孤立感や疲労感、不安感が増大し支援を必要とする者が増加するとともに、児童虐待による痛ましい事故が多発している。そこで妊婦や保護者が安心して子育てできるよう相談窓口や訪問の充実と被虐待児等の発見・支援の充実を図った。また、予防接種においても、任意の予防接種に対する保護者の関心が高まっているため、平成22年4月からインフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助事業を開始した。中高年の健康づくりについては、平成18年度に国が「健康日本21」の中間見直しを行い、推進期間を2年間延長したことを受け、奈良市も推進期間を平成24年度まで延長し、指標及び目標値の見直しを行った。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
健康危機管理体制の充実	
予防対策の強化	A
奈良市21健康づくりの推進	A
疾病対策の充実	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市民の健康の保持と増進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市民の健康の保持と増進

単位の適切さ 不適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	計画が4課のそれぞれの事業にわたっており、内容が広すぎる。
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
その他	

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市21健康づくり	H17年度～24年度(H16.3)	「健康日本21」計画終了後の健康づくり推進に関する計画が未定
国	健康日本21	H12年度～24年度(H12)	
県	健康な521	H13年度～22年度(H12)	
県	奈良県健康増進計画	H22年度～24年度(H22)	
国	健康増進法		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020602	市民の健康の保持と増進			
担当部課・連絡先	保健所	健康増進課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020602	市民の健康の保持と増進	健康危機管理体制の充実	予防対策の強化	保健所	保健総務課、保健・環境検査課
		奈良市21健康づくりの推進	疾病対策の充実	保健所	健康増進課
				保健所	健康増進課
				保健所	保健予防課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 衛生検査事業	保健・環境検査課	1	1	1					
2 医薬品・毒物劇物等指導事業	保健総務課	2	2	2					
3 栄養指導対策推進事業	保健総務課	2	2	2					
4 結核医療費公費負担事務	保健予防課	2	2	2					
5 結核予防対策事業	保健予防課	2	2	1					
6 感染症予防対策事業	保健予防課	3	3	1					
7 エイズ対策事業	保健予防課	2	2	2					
8 地域保健等推進事業	保健予防課	3	3	3					
9 難病対策経費	保健予防課	2	2	2					
10 難病患者等居宅生活支援事業	保健予防課	2	2	2					
11 予防接種事業	健康増進課	1	1	1		A	A		
12 予防接種事故救済措置事業	健康増進課	1	1	1		A	B		
13 歯の衛生週間・歯っぴいフェスティバル	健康増進課	1	1	1		A	B		
14 乳児健診・相談事業	健康増進課	1	1	1		A	A		
15 妊婦一般健診事業	健康増進課	1	1	1		A	B		
16 1歳7か月児健診事業	健康増進課	1	1	1		A	B		
17 3歳児健診事業	健康増進課	1	1	1		A	B		
18 母親教室	健康増進課	1	1	1		A	B		
19 地域子育て支援事業	健康増進課	1	1	1		A	B		
20 歯科保健事業	健康増進課	2	1	1		A	B		
21 生涯を通じた女性の健康支援事業	健康増進課	1	2	2		B	B		
22 母子栄養食品支給事業	[H20年度なし]	4	4	-		B	D		
23 フッ化物塗布事業	健康増進課	2	2	1		A	B		
24 未熟児・低体重児支援事業	健康増進課	1	1	1				国庫負担(補助)による公費負担医療制度であり、総合計画の事務事業としてはなじまず、継続の必要性については国の判断に委ねられている。	
25 身体障害者及び結核児童支援経費	健康増進課	1	1	1				国庫負担(補助)による公費負担医療制度であり、総合計画の事務事業としてはなじまず、継続の必要性については国の判断に委ねられている。	
26 小児慢性特定疾患治療研究事業	健康増進課	1	1	1				国庫負担(補助)による公費負担医療制度であり、総合計画の事務事業としてはなじまず、継続の必要性については国の判断に委ねられている。	
27 不妊治療費助成事業	健康増進課	1	1	1				国庫負担(補助)による公費負担医療制度であり、総合計画の事務事業としてはなじまず、継続の必要性については国の判断に委ねられている。	
28 健康教育事業	健康増進課	1	1	1		A	B		
29 健康相談事業	健康増進課	2	2	2		A	B		
30 健康手帳作成事業	健康増進課	2	2	2		B	B		
31 健康診査事業	健康増進課	1	4	2		B	B		
32 がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳がん)事業	健康増進課	1	1	1		B	B		
33 歯周疾患検診事業	健康増進課	2	2	1		B	B		
34 骨粗鬆症検診事業	健康増進課	1	1	1		B	B		
35 訪問指導事業	健康増進課	1	1	1		B	B		
36 機能訓練経費	[H20年度なし]	2	2	-		B	D		
37 健康づくり啓発事業	健康増進課	1	1	1		B	B		
38 特定保健指導事業	健康増進課	-	-	1		C	B	当該事業は、国保年金課が実施している国民健康保険健診事業(施策コード:020102)の一連の事業である。	
39 健康危機管理推進事務[H21年度より]	保健総務課	-	-	-					
40 献血普及啓発事業[H21年度より]	保健総務課	-	-	-					
41 保健予防課維持事務[H21年度より]	保健予防課	-	-	-					
42 保健衛生団体助成事業[H21年度より]	保健予防課	-	-	-					

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020603	精神保健福祉の充実		
担当部課	保健福祉部	障がい福祉課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020603	精神保健福祉の充実	精神保健福祉の充実	保健福祉部	障がい福祉課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成18年度の自立支援法が施行され障がい特性に応じた相談支援を通じて、障がい福祉サービス等の利用の増加に繋がっている。しかし、制度の周知不足や福祉サービス事業所等の不足などが残る現状である。施設の新体系への移行を推進する中、地域生活への移行に必要な住居の確保や生活支援と共に一般就労への移行を増加させるために地域自立支援協議会や障がい者就業・生活支援センターなど関係機関と連携して取り組んできた。

今後の課題

就労の場の確保と障がい特性に合った就労形態の確保
住居の確保
相談支援体制の確保と共に地域活動支援センターなどの日中の居場所の確保

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

精神保健福祉の充実のために施策の継続実施

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
精神保健福祉の充実	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
精神保健福祉の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

精神保健福祉の充実

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市障がい者福祉基本計画	H16～H22年度	H22年度末で計画期間満了するが現時点では国の制度の方向性が不透明であり、新計画作成でなく計画の延長で対応しようと考えている。
市	奈良市障害福祉計画(第1期)	H18～H20年度	
市	奈良市障害福祉計画(第2期)	H21～H23年度	
市	奈良市地域福祉計画	H18～H22年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020603	精神保健福祉の充実			
担当部課・連絡先	保健福祉部	障がい福祉課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020603	精神保健福祉の充実	精神保健福祉の充実		保健福祉部	障がい福祉課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(保健福祉部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 自立支援給付事務事業	障がい福祉課	2	2	2			B	B	
2 介護給付費等支給事業	障がい福祉課	2	2	1			A	A	
3 訓練等給付費支給事業	障がい福祉課	2	2	1			A	A	
4 サービス利用計画作成事業	障がい福祉課	2	2	2			B	A	
5 自立支援医療費支給事業	障がい福祉課	1	1	2			B	A	
6 障害者自立支援特別対策事業	障がい福祉課	-	-	2			A	A	
7 相談支援事業	障がい福祉課	-	-	1			B	A	
8 移動支援事業	障がい福祉課	2	2	1			C	A	
9 地域活動支援センター事業	障がい福祉課	-	-	1			B	A	
10 更生訓練費給付事業	障がい福祉課	-	-	3			A	C	
11 成年後見制度利用利用支援事業	障がい福祉課	-	-	2			D	A	
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020603	精神保健福祉の充実		
担当部課		保健所	保健予防課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020603	精神保健福祉の充実	精神保健福祉の充実	保健所	保健予防課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加を推進するため、精神保健福祉相談、家庭訪問及び社会復帰相談指導事業を実施している。また、精神保健に対する正しい知識の普及のため家族教室や関係職員研修等を実施した。さらに、精神保健福祉関係機関とのネットワークを形成し、支援体制の整備を図った。

今後の課題

啓発促進:医療機関や民生委員等精神障がい者の身近な相談相手に対して正しい知識の普及を図るとともに啓発することが必要である。
 疾病教育:本人や家族、支援者に対する疾病教育を実施することで、精神疾患に対する正しい理解を深め、病気と付き合いながら社会生活を送れるよう支援していく必要がある。
 高齢者支援機関との連携:精神障がい者やその家族の高齢化に伴い、高齢者の総合相談や包括的、継続的マネジメントを行う地域包括支援センターとの連携体制の構築は今後の課題である。
 医療機関との連携:精神保健福祉相談の支援内容は適正医療支援が45%を占めており、医療が必要な人は速やかに医療に繋ぐことが重要であり、医療機関と保健所の連携体制の構築が必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

精神障がい者を取り巻く社会背景として、・家族力の低下(単身世帯・核家族の増加)・支援の必要な人の増加(高齢化による認知症合併・発達障害や高次脳機能障害等の新たな障害の増加)・地域力の低下(個人主義傾向への偏り・限界集落)・経済基盤の低下(不景気による雇用の不安定さ)・根強い精神科疾患への偏見があげられる。障がい者本人・家族・支援者に対する疾病教育を実施しているが、特に障がい者本人への教育が不十分であると考ええる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
精神保健福祉の充実	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
精神保健福祉の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

精神保健福祉の充実

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市障がい者福祉基本計画	平成16年度から平成22年度まで	次期計画策定は未定
市	奈良市障害福祉計画(第1期)	平成18年度から平成20年度まで	次期計画策定は未定
市	奈良市地域福祉計画		
国	精神保健福祉法第46条「保健所および市町村における精神保健福祉業務について」	平成12年3月31日 厚生省大臣官房長官障害福祉部長通達	改正予定なし

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020603	精神保健福祉の充実			
担当部課・連絡先	保健所	保健予防課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020603	精神保健福祉の充実	精神保健福祉の充実		保健所	保健予防課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(保健所担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 精神保健対策事業	保健予防課	2	2	2		B	B	医療の必要な人が速やかに医療を受けることができるよう、急性期医療体制の構築を目指します。また、本人、家族、支援者に対する再発予防教育を含む疾病教育を重点的に実施します。	
2 精神障害者社会復帰対策事業	保健予防課	-	-	-		B	D	21年度に精神保健対策事業に統合	
3 精神障害者居宅生活支援事業	保健予防課	-	-	-		B	D	21年度に精神保健対策事業に統合	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020604	保健・医療の拠点施設の整備		
担当部課		保健所	保健総務課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020604	保健・医療の拠点施設の整備	保健センターの整備 保健所施設の整備	保健所 保健所	保健総務課 保健総務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

土壌改良工事等のため当初の計画より遅れは生じたが、平成19年度に基本・実施設計を完了し、平成20年度から工事を開始し、平成22年11月竣工の予定である。建物の概要は地下1階地上9階で、保健所と教育センターとの複合施設である。

今後の課題

平成22年11月に保健所と教育センターとの複合施設として完成する予定であり、本施策は完了する。今後は、市民のニーズに応え満足度の高い保健医療サービスの提供をめざし、より保健所機能の整備を図っていく。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

医療制度の改正に伴う特定検診事業、食品偽装問題に続き新型インフルエンザの発生等、市民の安全な生活を脅かす状況により、保健所に求められる市民のニーズは多様化してきている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
保健センターの整備	B
保健所施設の整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
保健・医療の拠点施設の整備	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

保健・医療の拠点施設の整備

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	地域保健法		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020604	保健・医療の拠点施設の整備			
担当部課・連絡先	保健所	保健総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020604	保健・医療の拠点施設の整備	保健センターの整備	保健所施設の整備	保健所	保健総務課
				保健所	保健総務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 設計委託料等	[H20年度なし]	2	-	-		A	D	平成19年度に設計委託は完了した。	
2 保健所等複合施設建設事業	保健総務課	-	2	2		A	D		
3 保健所等複合施設建設事業(用地購入費)	保健総務課	-	2	2		A	D	平成19年度に用地購入は完了した。	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020605	生活・環境衛生の向上と増進		
担当部課	市民生活部	生活環境課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
2章	福祉のまちづくり			
6節	保健・医療・衛生			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
020605	生活・環境衛生の向上と増進	食の安全確保 人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進 火葬場・公園墓地の整備	保健所 保健所 市民生活部	生活衛生課 生活衛生課 生活環境課

総合評価	評価区分
D	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

新火葬場建設については、平成20年8月末に建設候補地の白紙撤回に関する請願書が提出され厚生委員会において審査されたが、平成21年7月末の議員の任期満了により審議未了となり、市域全体から建設候補地の選定を行っている。現火葬場については、施設の老朽化により点検整備に多額の経費を費やしている。また、火葬炉数の不足等から市外火葬施設の使用件数及び遺体保管件数は増加している。
市営墓地の整備については、擁壁、法面、階段等の改善を行っている。公園墓地の新設については、平成20年度に中核市、県下各市における市営墓地の設置に至る状況及び現況調査を実施し、平成21年度は本市が実施の市民意識調査で墓地に対する意識を把握するための調査を行った。

今後の課題

新火葬場の建設地を早急に確定し、周辺住民の理解を得る。公園墓地の新設については、平成20年度実施した他都市の市営墓地の状況調査や平成21年度に実施している市民の墓地に対する意識調査の結果を基に、奈良市としての方向性を定める。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

（この欄は空欄です）

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
食の安全確保	
人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進	
火葬場・公園墓地の整備	D

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
生活・環境衛生の向上と増進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

生活・環境衛生の向上と増進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	新市建設計画(新火葬場建設事業)	平成26年度事業終了	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020605	生活・環境衛生の向上と増進			
担当部課・連絡先	市民生活部	生活環境課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020605	生活・環境衛生の向上と増進	食の安全確保 人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進 火葬場・公園墓地の整備		保健所 保健所 市民生活部	生活衛生課 生活衛生課 生活環境課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 墓地火葬場管理経費	生活環境課	1	1	1	2		D	A	
2 保健衛生施設整備事業	生活環境課	3	3	3	3		D	A	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	020605	生活・環境衛生の向上と増進			
担当部課・連絡先	保健所	生活衛生課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
2章	福祉のまちづくり				
6節	保健・医療・衛生				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
020605	生活・環境衛生の向上と増進	食の安全確保 人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進 火葬場・公園墓地の整備		保健所 保健所 市民生活部	生活衛生課 生活衛生課 生活環境課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(保健所担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 食品衛生等指導事務	生活衛生課	1	1	1		B	B		
2 生活衛生営業等指導事務	生活衛生課	1	1	1		B	B		
3 狂犬病予防対策事業	生活衛生課	1	1	1		B	B		
4 動物管理指導対策事業	生活衛生課	1	1	1		B	B		
5 犬猫不妊去勢手術補助事業	生活衛生課	3	3	-		A	D	平成19年度事業終了	
6 公衆浴場設備改善事業補助金	生活衛生課	-	-	-		A	D	平成18年度事業終了	
7 薬剤散布事業	生活衛生課	-	-	-		A	B	家屋浸水時実施	
8 有害蜂等駆除事業	生活衛生課	-	-	-		A	D	平成18年度事業終了	
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030101	環境の保全啓発、環境保全行動の推進		
担当部課	企画部	環境政策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
1節	環境保全			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030101	環境の保全啓発、環境保全行動の推進	環境保全行動の推進 環境情報の提供 環境教育の推進	企画部 企画部 企画部	環境政策課 環境政策課 環境政策課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

アイドリング・ストップの巡回などを定期的を実施し、市民や観光客の環境保全行動を推進している。市民・事業者・行政が対等な立場で協議し、協働して地球温暖化対策等の活動を推進する「奈良市地球温暖化対策地域協議会」を平成20年10月に設立した。あらゆる主体が参加・連携し、協働して環境教育を推進していくための方向性や具体的な取組を示す「奈良市環境教育基本方針」を平成21年3月に策定した。奈良市の環境の保全と創造に関する施策や環境の状況についてまとめた報告書を毎年度作成し、ホームページで公表している。

今後の課題

関係機関や市民の参加により市域全体の温室効果ガス削減計画の策定を行い、温室効果ガスの削減に向けて取り組む。地球温暖化対策も視野に入れた環境保全行動を、各主体が自主的に推進し、さらにあらゆる主体が協働して推進する社会の実現を目指す。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

温室効果ガス排出量を1990年比で2012年までの間に5.2%(日本は6%)削減することが義務付けられた京都議定書が2005年2月に発効、さらに2009年9月国連気候変動首脳会合で鳩山首相が、1990年比で2020年までに25%削減を目指すことを表明した。これを受けて環境省は、地球と日本の環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくための行動を国民全体で推進する、「チャレンジ25キャンペーン」を開始している。また、地球温暖化対策推進法の改正により新たに市域全体の温室効果ガス削減計画の策定が義務化された。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
環境保全行動の推進	B
環境情報の提供	B
環境教育の推進	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
環境の保全啓発、環境保全行動の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

環境の保全啓発、環境保全行動の推進		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる) 環境保全の対象範囲が非常に広い。特に、地球温暖化対策等の施策が多くなっている。 該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる) 他の施策と重複する内容が含まれている 自然環境、交通、観光などの分野と関連が深い。 施策の名称が適切ではない その他
-------------------	--	---

不適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市環境基本計画	平成11年度～平成22年度	計画期間終了に伴い、平成22、23年度の2箇年で新計画を策定予定

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030101	環境の保全啓発、環境保全行動の推進			
担当部課・連絡先	企画部	環境政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
1節	環境保全				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030101	環境の保全啓発、環境保全行動の推進	環境保全行動の推進	環境情報の提供	企画部	環境政策課
		環境教育の推進		企画部	環境政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 環境保全行動等啓発事業	環境政策課	2	2	2		B	B	施策評価の代表指標は、アイドリング・ストップ啓発等件数による。	
2 環境保全行動等啓発事業(再掲)	環境政策課					B	B	ホームページや啓発チラシなどによる環境情報の提供。	
3 環境保全行動等啓発事業(再掲)	環境政策課					B	B	各主体が環境保全行動等を推進するための環境教育の推進。	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進		
担当部課	企画部	環境政策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
1節	環境保全			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進	監視・調査体制の整備	企画部、保健所	環境政策課、保健・環境検査課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

環境の常時監視・調査体制の整備を図り、事業場等に対する監視・立入り指導を推進し、公害の未然防止に努めている。

環境基準については、大気的光化学オキシダント1地点、河川の生物化学的酸素要求量1地点及び湖沼の化学的酸素要求量1地点などで環境基準未達成となっており、環境基準達成率は約93%で推移している。

今後の課題

環境基準の達成には他府県の影響を受けやすいものもあるが、他課や関係機関との連携を図り、今後も行政努力していく。

市民の生活環境保全のため、環境の常時監視及び事業場への立入り、検査、苦情に伴う指導等を推進し、公害の未然防止に努める。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

近年、地域コミュニティの希薄化などにより、環境に関する苦情は家庭生活に関するものが増えてきている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
監視・調査体制の整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
環境監視体制の充実、発生源対策の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

環境監視体制の充実、発生源対策の推進

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市環境基本計画	平成11年度～平成22年度	計画期間終了に伴い、平成22、23年度の2箇年で新計画を策定予定

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進		
担当部課・連絡先	企画部	環境政策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
1節	環境保全			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進	監視・調査体制の整備	企画部、保健所	環境政策課、保健・環境検査課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 環境保全対策事務	環境政策課	2	2	2		B	B	施策評価の代表指標は事業場立入調査件数による。 悪臭防止対策を図るため、金融機関から融資を受けた設備資金対して、利子補給を行う事業。平成21年度で終了。	
2 事業転換設備資金利子補給事業	環境政策課	2	2	2		B	D		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進		
担当部課	保健所	保健・環境検査課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
1節	環境保全			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進	監視・調査体制の整備	企画部、保健所	環境政策課、保健・環境検査課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

環境監視に要する機器更新を継続して行うとともに、平成22年度において環境、衛生部門を統合した「保健・環境検査課」が設置された

今後の課題

奈良市の検査部門として、今後とも継続して環境検査、衛生検査の充実を図っていくことが重要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

環境に対する市民の関心は高く、NPOなどで積極的な活動を行っている市民も多い。環境を守り育てるためには、正確な現状把握、監視活動が重要である。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
監視・調査体制の整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
環境監視体制の充実、発生源対策の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

環境監視体制の充実、発生源対策の推進

単位の適切さ

適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市環境基本計画	1999年度 - 2010年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進			
担当部課・連絡先	保健所	保健・環境検査課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
1節	環境保全				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030102	環境監視体制の充実、発生源対策の推進	監視・調査体制の整備		企画部、保健所	環境政策課、保健・環境検査課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 環境検査センター事務	保健・環境検査課	2	2	2		B	B		
2 保健所水質検査事務	保健・環境検査課	2	2	2		B	B		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030201	ごみの適正処理体制の整備		
担当部課	環境清美部	企画総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030201	ごみの適正処理体制の整備	適正処理体系の確立 中間処理施設の整備 最終処分場施設の整備	環境清美部 環境清美部 環境清美部	企画総務課 企画総務課、施設課 企画総務課、土地改良清美事務所

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

ごみの適正処理体制の確立を目指し、中間処理施設及び最終処分場施設の整備を推進した。新しいごみ焼却施設については、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」を設置し、検討を進めてきた。

今後の課題

多様化するごみ・再資源の分別を徹底し、中間処理施設の適正な維持補修を行い、延命を図るとともに、環境保全・防災対策に配慮した最終処分場の整備計画を推進していく。また、新しいごみ焼却施設の整備については、候補地周辺住民の合意形成に向け、話し合いを進めていくとともに、適切なごみ焼却施設の規模設定などの検討を進める。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

中間処理施設の延命化を図るとともに、移転計画については、諸問題の調整・整理を行い、全体事業費の総合的な見直しを含め、市施設の中間処理方法や熱回収システム等の導入もあわせて検討した。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
適正処理体系の確立	B
中間処理施設の整備	C
最終処分場施設の整備	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
ごみの適正処理体制の整備	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

ごみの適正処理体制の整備

単位の適切さ

適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画	平成20年度～平成25年度	
市	第5期分別収集計画	平成20年度～平成24年度	第6期分別収集計画を、平成22年度に策定予定
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画	平成18年度～平成27年度	平成22年度に、奈良市一般廃棄物処理基本計画の見直し予定
市	一般廃棄物処理実施計画	毎年	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030201	ごみの適正処理体制の整備			
担当部課・連絡先	環境清美部	企画総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030201	ごみの適正処理体制の整備	適正処理体系の確立 中間処理施設の整備 最終処分場施設の整備		環境清美部 環境清美部 環境清美部	企画総務課 企画総務課、施設課 企画総務課、土地改良清美事務所

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 処理基本計画策定業務委託事業	企画総務課	1	1	2		A	B		
2 清掃業務審議会経費	企画総務課	1	1	1		A	B		
3 プラスチック製容器包装等処理事業	企画総務課	1	1	1		B	B		
4 事業系再生資源処分事業	企画総務課	1	1	4		A	D		
5 町内清掃草木処理委託(奈良阪延命用)	企画総務課	1	1	1		B	B		
6 緊急時最終処分場の確保	企画総務課	-	-	3		C	B		
7 大阪湾広域廃棄物埋立処分場負担金	企画総務課	1	1	1		A	A		
8 ごみ焼却施設移転建設計画策定事業	施設課	2	2	2		C	B	事業名を「クリーンセンター建設計画策定事業」に変更する。(平成22年4月15日付け奈良市告示第211号により策定委員会の名称を変更したため。)	
9 焼却灰等運搬車両整備事業	環境清美工場	3	3	3		A	B		
10 最終処分地施設維持補修事業	土地改良清美事務所	2	2	2		A	B		
11 浸出処理水脱塩設備設置事業	土地改良清美事務所	2	2	4		A	D		
12 南部埋立処分地整備事業	土地改良清美事務所	2	2	2		A	B		
13 最終処分地車両整備事業	土地改良清美事務所	-	-	4		A	B		
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030202	ごみ減量・リサイクルの促進		
担当部課	環境清美部	企画総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030202	ごみ減量・リサイクルの促進	ごみ減量とリサイクル運動の促進 啓発活動の推進 分別収集体制の整備	環境清美部 環境清美部 環境清美部	リサイクル推進課、企画総務課 企画総務課 リサイクル推進課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

国の3R推進施策に併せ、しみんだより等による広報、ごみを考えるイベント等、多面的な啓発活動を展開し、ごみ減量とリサイクルを推進した。

今後の課題

循環型社会形成を推進するため、市民・行政・事業者のそれぞれが役割分担を果たし、3R施策を進め、ごみ減量・リサイクルの推進を図る。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

老朽化した焼却施設や切迫した残余埋立容量を延命するためには、より一層のごみ減量とリサイクル運動の促進を図る必要がある。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
ごみ減量とリサイクル運動の促進	B
啓発活動の推進	B
分別収集体制の整備	D

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
ごみ減量・リサイクルの促進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

ごみ減量・リサイクルの促進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画	平成20年度～平成25年度	
市	第5期分別収集計画	平成20年度～平成24年度	第6期分別収集計画を、平成22年度に策定予定
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画	平成18年度～平成27年度	平成22年度に、奈良市一般廃棄物処理基本計画の見直し予定
市	一般廃棄物処理実施計画	毎年	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030202	ごみ減量・リサイクルの促進			
担当部課・連絡先	環境清美部	企画総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030202	ごみ減量・リサイクルの促進	ごみ減量とリサイクル運動の促進 啓発活動の推進 分別収集体制の整備		環境清美部 環境清美部 環境清美部	リサイクル推進課、企画総務課 企画総務課 リサイクル推進課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 ごみ広報事務	企画総務課	1	1	1		B	A		
2 市民啓発イベント事業	企画総務課	2	2	2		B	B		
3 家庭ごみ有料化事業	企画総務課	-	-	2		C	B		
4 事業系ごみ・資源分別ごみ袋等購入事業	企画総務課	2	2	2		A	D		
5 事業系ごみ等事業所学習会事業	企画総務課	2	2	2		A	D		
6 発泡スチロール・トレー収集運搬委託事業	企画総務課	2	2	2		B	B		
7 事業系再生資源処分事業	企画総務課	2	2	4		A	D		
8 一般廃棄物収集運搬講習会出席事業	企画総務課	4	4	4		A	D		
9 リサイクル推進課維持事務	リサイクル推進課	2	2	2		B	B		
10 生ごみ処理機器購入費助成金事業	リサイクル推進課	2	2	2		D	A		
11 再生資源処理事業	リサイクル推進課	2	2	2		C	B		
12 学校還元用教材(図書カード)事業	リサイクル推進課	2	2	2		A	B		
13 再生資源処理機補修事業	リサイクル推進課	2	2	2		B	B		
14 再生資源収集車両等管理事業	リサイクル推進課	2	2	2		B	B		
15 収集車両購入事業	リサイクル推進課	2	2	2		B	B		
16 ペットボトル圧縮設備増設事業	リサイクル推進課	-	-	2		B	B		
17 ごみ収集車両整備事業	収集課	2	2	4		A	B		
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030203	産業廃棄物の適正処理		
担当部課	企画部	産業廃棄物対策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030203	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理の確保 建設リサイクルの促進	企画部 都市整備部	産業廃棄物対策課 建築指導課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

産業廃棄物監視パトロール、排出事業者等に対する適正処理の推進及び不適正処理(不法投棄等)事案の解決に取り組んできた。

今後の課題

地球に優しいエコ・3R等の取り組みが本格化してきているが、さらに再生利用を促進し最終処分量を削減するとともに、引き続き適正処理を推進する必要があるため、排出事業者に対する指導・啓発や、監視パトロールに重点を置いた取り組みの継続が必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用))という言葉が定着し、排出事業者の電子マニフェスト普及率も徐々に上がってきている。また、廃棄物の排出量は増加傾向にあるが再生利用が進み最終処分量が減少している。一方、不適正処理(不法投棄、野焼き等)は、いまだに後を絶たない。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
産業廃棄物の適正処理の確保	B
建設リサイクルの促進	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
産業廃棄物の適正処理	施策対象範囲	市内全域(一律)	不適正処理(不法投棄等)については、事案発生場所が不特定であり市内全域での対象範囲となる。
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

産業廃棄物の適正処理

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年(法律第137号)	特になし。
国	使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成14年(法律第87号)	特になし。
国	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成13年(法律第65号)	特になし。
県	第2次奈良県廃棄物処理計画	平成20年3月	特になし。
市	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和48年(条例第35号)	特になし。
市	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	昭和48年(規則第53号)	特になし。

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030203	産業廃棄物の適正処理			
担当部課・連絡先	企画部	産業廃棄物対策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030203	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理の確保 建設リサイクルの促進		企画部 都市整備部	産業廃棄物対策課 建築指導課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 産業廃棄物等対策事務	産業廃棄物対策課	1	1	1		B	B		
2 自動車リサイクル等対策事務	産業廃棄物対策課	1	1	1		B	B		
3 産業廃棄物適正処理指導啓発等対策事務	産業廃棄物対策課	1	1	1		B	B		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030203	産業廃棄物の適正処理		
担当部課	都市整備部	建築指導課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030203	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理の確保 建設リサイクルの促進	企画部 都市整備部	産業廃棄物対策課 建築指導課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

市民、業者に対する「建設リサイクル法」の周知、届出の啓発とパトロールによる分別の監視を図ってきた。

今後の課題

今後、パトロールの強化に伴い、無届出工事や適正なアスベスト除去の徹底を図り、循環型社会経済システムを構築する。対象工事全般のパトロールの充実に努め、分別解体と廃棄物の再資源化の徹底を図る。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

市民の建設リサイクルに対する関心も高まってきており、事業者や業者も含め法の実効性が高まりつつある。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
産業廃棄物の適正処理の確保	B
建設リサイクルの促進	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
産業廃棄物の適正処理	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

産業廃棄物の適正処理

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画		
市	第5期分別収集計画		
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画		
市	一般廃棄物処理実施計画		
国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年度	平成24年度に施行状況の検討有り。
国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	平成12年度	平成24年度に施行状況の検討有り。

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	030203	産業廃棄物の適正処理			
担当部課・連絡先	都市整備部	建築指導課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030203	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理の確保 建設リサイクルの促進		企画部 都市整備部	産業廃棄物対策課 建築指導課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 建設リサイクル事務経費	建築指導課	1	1	1		B	B		
2 建設リサイクル法による届出事務経費	建築指導課	-	-	-		B	B		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030204	し尿の適正処理		
担当部課	環境清美部	企画総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030204	し尿の適正処理	し尿処理施設の適正管理・収集業務の充実	環境清美部	企画総務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

し尿処理施設は、周辺地域の環境保全に配慮し、適正な運営管理を行った。その施設のし尿処理工程から発生する汚泥と生ごみを堆肥化することにより、生ごみの中間処理量(焼却量)の減量を図り、環境への負荷の軽減と堆肥へリサイクルすることによる循環型社会の形成が図れた。

今後の課題

生ごみの増量の調達に伴う、調達場所、調達方法に関して、関連部署との調整、協議を重ねつつ他の方法も視野に入れた検討が必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

し尿等搬入量の減少による汚泥の減少に伴い、生ごみを増量することにより堆肥の安定供給と中間処理量(焼却量)の減量を図ることにより、よりいっそうの環境への負荷の軽減を図る。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
し尿処理施設の適正管理・収集業務の充実	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
し尿の適正処理	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

し尿の適正処理

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画	平成20年度～平成25年度	
市	第5期分別収集計画	平成20年度～平成24年度	第6期分別収集計画を、平成22年度に策定予定
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画	平成18年度～平成27年度	平成22年度に、奈良市一般廃棄物処理基本計画の見直し予定
市	奈良市生活排水処理基本計画	平成18年度～平成32年度	
市	一般廃棄物処理実施計画	毎年	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030204	し尿の適正処理			
担当部課・連絡先	環境清美部	企画総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030204	し尿の適正処理	し尿処理施設の適正管理・収集業務の充実		環境清美部	企画総務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 衛生浄化センター事業	企画総務課	1	1	1		B	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030205	環境美化の推進		
担当部課	企画部	環境政策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030205	環境美化の推進	環境美化活動の推進 一般廃棄物の不法投棄規制強化 ポイ捨ての防止	市民活動部 環境清美部 企画部	市民活動推進課 まち美化推進課 環境政策課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的として、ポイ捨て防止の巡回及び啓発を定期的に行っている。

平成21年3月1日「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行し、路上喫煙禁止地域内での巡回指導や、啓発活動を行っている。

今後の課題

市民や観光客にポイ捨て防止の意識を高めるとともにポイ捨てにくい美しい奈良の創造に向けた一人ひとりのモラルやマナー向上につながるよう、ポイ捨て防止の強化を図るとともに、安全・安心の観点からも路上喫煙防止の更なる周知・啓発が必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

ポイ捨ては個人のモラルによるところが大きいものの、近年は多くの地方自治体でポイ捨て防止条例や路上喫煙防止条例を制定し、市民や観光客に意識の向上を求めている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
環境美化活動の推進	
一般廃棄物の不法投棄規制強化	
ポイ捨ての防止	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
環境美化の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

環境美化の推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画		
市	第5期分別収集計画		
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画		
市	一般廃棄物処理実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030205	環境美化の推進			
担当部課・連絡先	企画部	環境政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030205	環境美化の推進	環境美化活動の推進 一般廃棄物の不法投棄規制強化 ポイ捨ての防止		市民活動部 環境清美部 企画部	市民活動推進課 まち美化推進課 環境政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 環境美化対策事業	環境政策課	2	2	2		B	B	施策評価の代表指標はポイ捨て防止街頭啓発・巡回啓発件数による。	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030205	環境美化の推進		
担当部課		市民活動部	市民活動推進課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030205	環境美化の推進	環境美化活動の推進 一般廃棄物の不法投棄規制強化 ポイ捨ての防止	市民活動部 環境清美部 企画部	市民活動推進課 まち美化推進課 環境政策課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

アダプトプログラム推進事業については、平成20年度から市の管理する道路、河川、公園等の美化ボランティアを募集し、清掃用具の支給やサインボードの設置など、その活動を支援することで地域コミュニティの再生と美化意識の向上を図ってきた。平成22年4月1日現在で、40団体819人が参加しており、徐々に市内全域に広まりつつある。
平成22年度からは、制度の見直しを行い、美化活動支援費の交付を廃止し、活動団体からの活動報告の回数を毎月から年2回に変更した。

今後の課題

アダプトプログラム推進事業の開始から2年が経過したが、活動団体からは様々な要望をいただいております。ニーズに見合うように、今後も見直しを行っていく必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

アダプトプログラムの取組は全国的に取り組みされており、ここ数年、アダプトプログラムを導入する自治体の数は増加してきている。
本市においても、アダプトプログラムに関して市民から多くの問い合わせをいただいております。市民のまち美化に対する関心の高さが伺える。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
環境美化活動の推進	B
一般廃棄物の不法投棄規制強化	
ポイ捨ての防止	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
環境美化の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

環境美化の推進

単位の適切さ 適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画		
市	第5期分別収集計画		
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画		
市	一般廃棄物処理実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030205	環境美化の推進			
担当部課・連絡先	市民活動部	市民活動推進課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030205	環境美化の推進	環境美化活動の推進 一般廃棄物の不法投棄規制強化 ポイ捨ての防止		市民活動部 環境清美部 企画部	市民活動推進課 まち美化推進課 環境政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民活動部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 アダプトプログラム推進事業	市民活動推進課	-	-	1		B	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030205	環境美化の推進		
担当部課	環境清美部	まち美化推進課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
2節	環境清美			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030205	環境美化の推進	環境美化活動の推進 一般廃棄物の不法投棄規制強化 ポイ捨ての防止	市民活動部 環境清美部 企画部	市民活動推進課 まち美化推進課 環境政策課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

不法投棄多発地帯にセンサーを設置(4ヶ所、4基)、設置場所での不法投棄は減少した。

今後の課題

センサー設置場所以外での不法投棄は、増加しており、今後もセンサーの設置は必要である。ただ、設置場所が電柱のあるところ、近くに民家がないこと等、設置場所の選定が検討課題となる。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

家電リサイクル法施行や地デジ化の影響で、テレビや冷蔵庫、洗濯機の不法投棄が増加した。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
環境美化活動の推進	B
一般廃棄物の不法投棄規制強化	
ポイ捨ての防止	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
環境美化の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

環境美化の推進

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域循環型社会形成推進地域計画		
市	第5期分別収集計画		
市	奈良市一般廃棄物処理基本計画		
市	一般廃棄物処理実施計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030205	環境美化の推進			
担当部課・連絡先	環境清美部	まち美化推進課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
2節	環境清美				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030205	環境美化の推進	環境美化活動の推進 一般廃棄物の不法投棄規制強化 ポイ捨ての防止		市民活動部 環境清美部 企画部	市民活動推進課 まち美化推進課 環境政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(環境清美部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 美化推進事業	まち美化推進課	2	2	2			B	B	
2 不法投棄防止事業	まち美化推進課	2	2	2			B	B	
3 清美車両管理事業	まち美化推進課	2	2	2			B	B	
4 清美車両整備事業	まち美化推進課	2	2	2			B	B	
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030301	秩序ある土地利用の促進		
担当部課		都市整備部	都市計画課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
3節	土地利用計画			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030301	秩序ある土地利用の促進	計画的な土地利用等	都市整備部	都市計画課
		区域区分の見直し	都市整備部	都市計画課
		用途地域の見直し	都市整備部	都市計画課
		高度地区の見直し	都市整備部	都市計画課
		高度利用地区の設定	都市整備部	都市計画課
		地区計画制度の導入	都市整備部	都市計画課
		住民参加のまちづくり活動の推進	都市整備部	都市計画課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

「都市計画マスタープラン」に基づき、地域の活性化や都市施設の整備を考慮して土地利用が図られた区画整理事業や開発事業に合わせて、随時に用途地域及び高度地区の見直しを行い、その地区の必要に応じた地区計画を策定した。また、少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来を踏まえ、地域の市民ニーズに応じた施設誘致や周辺地域と整合性が図られた土地利用計画に合わせ、区域区分の見直し手続き中である。

今後の課題

無秩序な市街化を防止し、社会情勢や市民ニーズに対応した土地の有効利用を図っていく必要がある。また、市民が積極的に参加できる魅力ある地域づくり活動を支援する必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

特になし。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
計画的な土地利用等	B
区域区分の見直し	B
用途地域の見直し	B
高度地区の見直し	B
高度利用地区の設定	D
地区計画制度の導入	B
住民参加のまちづくり活動の推進	C

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
秩序ある土地利用の促進	施策対象範囲	その他	月ヶ瀬、都祁合併前の奈良市域
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

秩序ある土地利用の促進

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン	20年(平成14年策定)必要に応じ見直し	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 ブルダウンより選択してください

施策	030301	秩序ある土地利用の促進
担当部課・連絡先	都市整備部	都市計画課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
3節	土地利用計画

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030301	秩序ある土地利用の促進	計画的な土地利用等	都市整備部	都市計画課
		区域区分の見直し	都市整備部	都市計画課
		用途地域の見直し	都市整備部	都市計画課
		高度地区の見直し	都市整備部	都市計画課
		高度利用地区の設定	都市整備部	都市計画課
		地区計画制度の導入	都市整備部	都市計画課
		住民参加のまちづくり活動の推進	都市整備部	都市計画課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 地区計画、計画区域の線引きの見直し	都市計画課	1	1	1		B	B	主要な計画 から に該当	
2 まちづくり支援制度の実施	都市計画課	1	1	1		B	B		
3 生産緑地保全事業	都市計画課	1	1	1		B	B	主要な計画に該当するものはないが、 から と同様に都市計画決定されるものである。	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030302	適正な土地利用の確保		
担当部課	都市整備部	開発指導課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
3節	土地利用計画			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030302	適正な土地利用の確保	宅地開発指導 建築指導	都市整備部 都市整備部	開発指導課 建築指導課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

社会経済情勢の変化により、宅地開発等の申請件数は、減少したが、「都市計画法」「宅地造成等規制法」及び「奈良市開発指導要綱」等の適正な運用は、達成できた。また、良好な街並みを形成するために、地区計画制度の推進により地区計画区域を定めている箇所が19カ所から4カ所増え24カ所になった。

今後の課題

現在、大和都市計画第5回線引き等の見直しを実施されており、今後、地域の利便施設となる商業施設や福祉施設及び新たな産業立地に伴う宅地開発の増加や今後の人口減少を少しでも抑制するための新たな宅地開発が増加すると考えられ、適正な土地利用の誘導が一層必要となる。また、東部ゾーンにおいては、既定の活性化策を活用し、住民ニーズに対応した開発指導を推進するとともに、市街化調整区域内における観光産業と一体となる宿泊施設の立地など本市における市街化調整区域の土地利用の基本的なあり方について検討する必要がある。地区計画制度が導入された地区については、良好な環境を保全し地域の特性を活かした計画的なまちづくりの推進を図っていく必要がある。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

社会経済情勢の変化による住宅地需要の減少及び前回(平成13年5月)の線引き見直しから相当経過していることから市街化区域に住宅適地が少なくなり、宅地開発等の申請は減少している。また、市街化区域に隣接した市街化調整区域での医療福祉施設等によるスプロール化の問題や東部ゾーンにおける活性化等に対応した良好な宅地開発の誘導が必要である。また、地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進するなかで、まだまだ住民の意識が必要であると思われる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
宅地開発指導	A
建築指導	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
適正な土地利用の確保	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

適正な土地利用の確保

単位の適切さ

不適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる) 該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる) 他の施策と重複する内容が含まれている 施策の名称が適切ではない 適正な土地利用の確保では、市が確保することになる。あくまでも土地利用は民間がするものであり、法的に適正な建築を建設するように誘導の方がよい。土地利用という面を考えれば主は開発指導となる。 その他
------------	---

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン		
国	都市計画法		
国	宅地造成等規制法		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030302	適正な土地利用の確保			
担当部課・連絡先	都市整備部	開発指導課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
3節	土地利用計画				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030302	適正な土地利用の確保	宅地開発指導 建築指導		都市整備部 都市整備部	開発指導課 建築指導課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 開発指導課維持事務経費	開発指導課	1	1	1		A	A		
2 開発許可事務経費	開発指導課	1	1	1		A	A		
3 建築許可事務経費	開発指導課	1	1	1		A	A		
4 宅地造成許可事務経費	開発指導課	1	1	1		A	A		
5 建築指導事務経費	建築指導課	1	1	1		B	B		
6 建築確認事務経費	建築指導課	-	1	1		B	B		
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030303	住居表示及び町界町名の整備促進		
担当部課	市民活動部	市民活動推進課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
3節	土地利用計画			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030303	住居表示及び町界町名の整備促進	住居表示等による整備促進	市民活動部	市民活動推進課

総合評価	評価区分
C	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

「近鉄西大寺駅南土地画整理事業施行区域及びその周辺」(以下「西大寺駅南」という。)の整備を早期に実施すべく重点的に取り組んだが、「町界と町名」案(地元案)作成に時間を要しているため、いまだ実施できていない。ただし、「学研奈良登美ヶ丘駅周辺」及び「県立富雄高等学校周辺」については、予定通り住居表示整備を行った。

今後の課題

・現在地元調整に入っている「西大寺駅南」の整備について、早急に地元調整を終え早期実施を図る。
 ・整備を進めるには地元の理解と協力が必要となる。このため、整備の必要性が極めて高い区域を除き、地元からの要望にもとづき整備促進をはかる。
 ・住居表示台帳及び住居表示新旧対照表等について紙ベースから電子データ化を順次すすめ、管理業務の効率化を図る。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

・位置検索ツールが急速に発達し、駆使できる方は容易に住所を検索できるようになった。
 ・地元調整に時間を要しているため、経済情勢の悪化や郵政民営化に伴う整備支援体制の見直しにより整備をすすめることについて、負の影響をうけている。また、あらためて説明が必要となる対象世帯・事業所が増えている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
住居表示等による整備促進	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
住居表示及び町界町名の整備促進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

住居表示及び町界町名の整備促進

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	住居表示に関する法律		
国	地方自治法第260条		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030303	住居表示及び町界町名の整備促進			
担当部課・連絡先	市民活動部	市民活動推進課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
3節	土地利用計画				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030303	住居表示及び町界町名の整備促進	住居表示等による整備促進		市民活動部	市民活動推進課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 住居表示整備事業	市民活動推進課	-	1	1		C	B	広大な面積を有し住所がわかりにくくなっている公称町の存在、大規模土地区画整理事業等の開発工事の施行及び町界のまたがる開発等により住所の整備は必要である。	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030304	地籍調査の推進		
担当部課	市民生活部	都祁行政センター業務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
3節	土地利用計画			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030304	地籍調査の推進	地籍調査の推進	市民生活部	都祁行政センター業務課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

達成目標であった狹町及び小倉町事業完了については、小倉町の一部を残し全て法務局への送り込みを完了。平成21年度から針ヶ別所町事業着手、一部現地調査完了。後期基本計画目標年次の平成22年度目標値である進捗率50.5%については、平成21年度末で50.4%と計画目標を達成し、円滑に事業の推進が図れた。

今後の課題

後期基本計画5年間における事業は順調に進捗したものの、都祁地域の事業が完了するまで約15年程度要することとなり、事業のメリットを發揮するに至っていない。土地の境界等地域の精通者が高齢化してきていることもあり、事業の早期完了への要請も高まっている。今後は、早期事業完了に向け、推進体制、執行体制の強化と計画の見直しが必要である。併せて当該事業のメリットを最大限有効なものとするためには、都市部における事業着手の検討も必要である。(奈良市全体の進捗率 21%)

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

月ヶ瀬地域は事業が既に完了しており、現在都祁地域において事業を継続実施しているが、昭和55年度に事業に着手して以来30年余り経過しており、未着手地域の要望も年々強く早期事業完了が望まれている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
地籍調査の推進	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
地籍調査の推進	施策対象範囲	市内全域(地域別)	
	地域区分の単位	その他	合併旧市村
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

地籍調査の推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	第6次国土調査10箇年計画	平成22年度～31年度	都市部(DID)地区の推進

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030304	地籍調査の推進			
担当部課・連絡先	市民生活部	都祁行政センター業務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
3節	土地利用計画				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030304	地籍調査の推進	地籍調査の推進		市民生活部	都祁行政センター業務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 地籍調査事業	都祁行政センター業務課	1	1	1	1	新規	B	A	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030401	市街地整備の推進		
担当部課		都市整備部	都市計画課	
『第3次総合計画』の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
4節	市街地整備			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030401	市街地整備の推進	J R奈良駅周辺地区整備	都市整備部	J R奈良駅周辺開発事務所
		J R奈良駅南地区整備	都市整備部	J R奈良駅周辺開発事務所
		近鉄西大寺駅北地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄西大寺駅南地区整備	都市整備部	西大寺駅南区画整理事務所
		近鉄富雄駅北地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄西ノ京駅周辺地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄あやめ池駅周辺整備	都市整備部	都市計画課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

都市拠点となるJR奈良駅周辺や近鉄西大寺南地区などは、一定の進展をみているが、地元との協議、地元組織の設立の関係もあり、都市基盤の整備計画が遅れている地区もある。

今後の課題

各地区の土地利用や地域経済の活性化を図るため、引き続き都市基盤の整備を行う必要がある。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、『第3次総合計画』の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

快適で良好な居住環境の創出は必要である

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
J R奈良駅周辺地区整備	B
J R奈良駅南地区整備	C
近鉄西大寺駅北地区整備	C
近鉄西大寺駅南地区整備	B
近鉄富雄駅北地区整備	D
近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区整備	A
近鉄西ノ京駅周辺地区整備	B
近鉄あやめ池駅周辺整備	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
市街地整備の推進	施策対象範囲	特定地域のみ	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

市街地整備の推進	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容

『不適切』を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン		
市	J R奈良駅付近連続立体交差事業		
他	あやめ池遊園地跡地土地利用計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030401	市街地整備の推進
担当部課・連絡先	都市整備部	都市計画課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
4節	市街地整備

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030401	市街地整備の推進	JR奈良駅周辺地区整備	都市整備部	JR奈良駅周辺開発事務所
		JR奈良駅南地区整備	都市整備部	JR奈良駅周辺開発事務所
		近鉄西大寺駅北地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄西大寺駅南地区整備	都市整備部	西大寺駅南区画整理事務所
		近鉄富雄駅北地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄西ノ京駅周辺地区整備	都市整備部	都市計画課
		近鉄あやめ池駅周辺整備	都市整備部	都市計画課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 JR奈良駅南特定土地区画整理事業	JR奈良駅周辺開発事務所	1	1	1		C	A	安全で快適なまちづくりのため、計画的に市街地の整備を進めていく必要があり、着手した事業を早期に完了させていくことが求められている。	
2 JR奈良駅周辺土地区画整理事業	JR奈良駅周辺開発事務所	1	1	1		A	D	事業完了済み	
3 都市再生整備事業	JR奈良駅周辺開発事務所	-	1	1		B	D	平成23年度終了予定	
4 西大寺南地区土地区画整理事業	西大寺南区画整理事務所	1	1	1		B	B	安全で快適なまちづくりのため、計画的に市街地の整備を進めていく必要があり、着手した事業を早期に完了させていくことが求められている。平成29年度終了予定	
5 近鉄西の京駅周辺地区整備	都市計画課	1	1	1		B	B	計画道路位置決定のため、埋蔵文化財の発掘調査を行ったが、遺構の確認はできず、文献や遺構等を基に整理を行っている。都市計画決定後において駅周辺整備を計画的に推進する。	
6 近鉄西大寺駅北地区整備	都市計画課	1	1	1		D	B	土地利用と地域経済の活性化を図るため、地元地権者と協議を行い、都市計画の変更手続きを行っており、早期に都市基盤の整備を行う必要がある。	
7 都市再生整備計画	都市計画課	1	1	1		A	B	平成20年度計画策定済み	
8 JR奈良駅西口管理経費	都市計画課	1	1	1		A	D	平成21年度末西口廃止	
9 近鉄富雄駅北地区整備	都市計画課	-	1	1		D	B	地元組織の設立次第、地元主導の勉強会を通じて、まちづくりの方向性を検討する中で都市基盤の整備手法の検討も行う。	
10 近鉄あやめ池駅南地区整備【H21年度より】	都市計画課	-	-	-		D	B	あやめ池北地区の土地区画整理事業は、平成22年度で完成予定。あやめ池駅南地区の道路等の公共施設整備については、地元組織の設立次第、調査・検討を行う。	
11 近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区整備【H21年度より】	都市計画課	-	-	-		A	D	平成21年度計画策定済み	
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上
担当部課	企画部	交通政策課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
5節	交通体系

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	高速交通体系の整備	企画部	交通政策課
		鉄道輸送力の増強	企画部	交通政策課
		ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実	企画部	交通政策課
		交通渋滞の緩和	企画部	交通政策課
		連続立体交差事業の推進	都市整備部	都市計画課
		主要駅の交通結節点機能の強化	企画部、都市整備部	交通政策課、都市計画課
		合併にともなう公共交通機関の整備	企画部	交通政策課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

交通渋滞の緩和や公共交通機関の整備及び利用促進を図ることは、都市機能を高めることになり、快適なまちづくりに貢献する事業であるので継続して実施する必要があります。

今後の課題

各事業とも複数年実施しているが、実施方法などの見直しや新たな施策への転換を検討する必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

後期計画以降、奈良市内の観光客数は年々増加している。平成22年度には平城遷都1300年祭が実施され、今後観光客数のさらなる増加とそれに伴う観光地への乗用車の流入増加が予想される。そこで、奈良公園周辺の渋滞緩和を目的として日曜日と祝日に実施していたパークアンドライド・サイクルライドを、平成22年度から土曜日にも拡大するとともに、これまで中止としていた雨天時にもパークアンドライドを実施している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
高速交通体系の整備	C
鉄道輸送力の増強	D
ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実	B
交通渋滞の緩和	B
連続立体交差事業の推進	B
主要駅の交通結節点機能の強化	B
合併にともなう公共交通機関の整備	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン		
市	JR奈良駅付近連続立体交差事業		
市	第9次奈良市交通安全計画	平成23年度前期	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上			
担当部課・連絡先	企画部	交通政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
5節	交通体系				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	高速交通体系の整備	企画部	交通政策課	
		鉄道輸送力の増強	企画部	交通政策課	
		ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実	企画部	交通政策課	
		交通渋滞の緩和	企画部	交通政策課	
		連続立体交差事業の推進	都市整備部	都市計画課	
		主要駅の交通結節点機能の強化	企画部、都市整備部	交通政策課、都市計画課	
		合併にともなう公共交通機関の整備	企画部	交通政策課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 各団体負担金等	交通政策課	-	3	2		B	D	5・6・7へ継続	
2 パークアンドライド事業	交通政策課	2	2	2		B	B		
3 生活路線バス運行事業	交通政策課	2	2	2		B	D	8へ継続	
4 路線バス運行事業	交通政策課	-	-	2		D	D	8へ継続	
5 リニア中央新幹線誘致事業【H21年度より】	交通政策課	-	-	-		D	B		
6 鉄道輸送力増強事業【H21年度より】	交通政策課	-	-	-		D	B		
7 主要駅の交通結節点機能の強化【H21年度より】	交通政策課	-	-	-		D	B		
8 生活路線バス運行委託事業【H21年度より】	交通政策課	-	-	-		B	B		
9 奈良における都市内交通整備プログラム策定業務【H21年度より】	交通政策課	-	-	-		B	B	平成23年度の公共交通活性化協議会設立を目指す	
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上
担当部課	都市整備部	都市計画課

「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
5節	交通体系			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	高速交通体系の整備 鉄道輸送力の増強 ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実 交通渋滞の緩和 連続立体交差事業の推進 主要駅の交通結節点機能の強化 合併にともなう公共交通機関の整備	企画部 企画部 企画部 企画部 都市整備部 企画部、都市整備部 企画部	交通政策課 交通政策課 交通政策課 交通政策課 都市計画課 交通政策課、都市計画課 交通政策課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

近鉄奈良駅周辺について、面整備(土地区画整理事業・市街地再開発事業)による都市再生の可能性について検討を行ったが、本地区は十分に市街化が進んだ地区であることから、事業主体となる本市の費用負担が膨大となったり事業後の延床面積の増加が少ない為、事業性確保が困難となる状況となるため駅前広場単体の整備方針について関係機関と検討を行う必要がある。JR奈良駅付近連続立体交差事業については、平成20年6月にJR関西線の高架切換えを、平成22年3月にJR桜井線の高架切換えをそれぞれ完了した。

今後の課題

近鉄奈良駅周辺については、本市の財政状況を踏まえ関係機関との検討を行う必要がある。連続立体交差事業については、JR関西線・桜井線の高架化により廃止された踏み切り後の道路整備及び本市の玄関口にふさわしいまちとする為、新たに生み出された用地等を利用したJR奈良駅周辺地区の早期整備が望まれる。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

近鉄奈良駅周辺の駅前広場、バス停留所等の整備後、人口増加に伴う鉄道及びバス利用者、周辺商業施設への利用者の増加により人や車が交錯し、円滑な交通処理と交通結節点としての機能強化が求められているが、本地区は十分に市街化が進んだ地区であることや、本市の財政状況を踏まえると単体整備は難しい。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
高速交通体系の整備	
鉄道輸送力の増強	
ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実	
交通渋滞の緩和	
連続立体交差事業の推進	A
主要駅の交通結節点機能の強化	D
合併にともなう公共交通機関の整備	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	施策対象範囲	特定地域のみ	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン	平成14年策定(計画期間スパン20年)	
市	JR奈良駅付近連続立体交差事業		
市	第8次奈良市交通安全計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上			
担当部課・連絡先	都市整備部	都市計画課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
5節	交通体系				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030501	交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上	高速交通体系の整備	企画部	交通政策課	
		鉄道輸送力の増強	企画部	交通政策課	
		ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実	企画部	交通政策課	
		交通渋滞の緩和	企画部	交通政策課	
		連続立体交差事業の推進	都市整備部	都市計画課	
		主要駅の交通結節点機能の強化	企画部、都市整備部	交通政策課、都市計画課	
		合併にともなう公共交通機関の整備	企画部	交通政策課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 連続立体交差事業の促進	都市計画課	1	1	1		A	B	連続立体交差事業については、平成24年度まで	
2 近鉄奈良駅周辺交通結節点改善計画	都市計画課	-	1	1		D	D		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	030601	道路整備の推進		
担当部課・連絡先	都市整備部	都市計画課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
6節	道路			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030601	道路整備の推進	広域自動車道路の整備及び都市計画道路網の見直し 都市計画道路の整備促進 生活道路の新設、改良促進	都市整備部 建設部 都市整備部、建設部	都市計画課 街路課 都市計画課、道路建設課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(都市整備部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 京奈和自動車道整備促進	都市計画課	1	1	1		C	B		
2 (仮称)西大寺本町東線の新設	都市計画課	-	1	1		D	D	平成22年3月29日 道路の指定を廃止し事業を中止した。	
3 都市計画道路に係る基礎調査委託 [H21年度より]	都市計画課	-	-	-		D	B		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030601	道路整備の推進		
担当部課	建設部	道路建設課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
6節	道路			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030601	道路整備の推進	広域自動車道路の整備及び都市計画道路網の見直し 都市計画道路の整備促進 生活道路の新設、改良促進	都市整備部 建設部 建設部	都市計画課 街路課 道路建設課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成19年度に大和中央道(菅原工区)・平成20年度に二条線の一部・平成21年度に平城学園前線の菖蒲池駅前付近及び北口駅前広場について工事を完了し供用を開始した。また、21年度に三條線(上三條工区)・大宮三條本町線・三條菅原線・奥柳登美ヶ丘線について工事着手した。
また、道路建設課では生活道路の新設、改良整備を積極的に進めている。新市建設計画における中ノ川・梅美台線については平成24年度、また、梅林周遊道路は平成26年度完成に向け事業実施している。一本松小倉線については、平成21年度より事業実施している。

今後の課題

国の交付金が縮小される中で、いかにして財源の確保を図っていくか、また、路線の選択と集中をいかに進めていくかが今後の課題である。生活道路に関しては、市民の生活状況の変化により、道路の新設・改良整備の要望は増加しており、全ての実施は困難なことから、整備路線の優先順位付けが一層必要となる。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

本市の都市計画道路の整備率は依然低い水準にあり、計画的な整備促進を図る必要がある。しかし、平成22年度に国の交付金が2割カットされたことにより今後の進捗への影響が懸念される。生活道路に関しては、市民生活の利便性向上や安全意識の高まりによる、道路の新設・改良整備の要望は多くあり、順次整備を進めているが全ての要望に応えられていない。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
広域自動車道路の整備及び都市計画道路網の見直し	B
都市計画道路の整備促進	B
生活道路の新設、改良促進	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
道路整備の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

道路整備の推進

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン		
市	京奈和自動車道(大和北道路)のお知らせ		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030601	道路整備の推進			
担当部課・連絡先	建設部	街路課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
6節	道路				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030601	道路整備の推進	広域自動車道路の整備及び都市計画道路網の見直し 都市計画道路の整備促進 生活道路の新設、改良促進		都市整備部 建設部 建設部	都市計画課 街路課 道路建設課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(建設部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 道路橋梁新設改良単独事業	道路建設課	2	2	2		B	B	平成18年度道路改良事業を含む。	
2 道路橋梁新設改良補助事業	道路建設課	2	2	2		A	B		
3 地方特定道路整備事業	道路建設課	2	2	2		B	B		
4 舗装新設事業	道路建設課	2	2	2		A	B		
5 大和中央道(菅原工区)	街路課	2	1	1		A	D	19年度に工事が完了し供用を開始した。	
6 大和中央道(敷島工区)	街路課	2	2	2		B	B		
7 奥柳登美ヶ丘線(学園南工区)	街路課	2	2	2		B	B	21年度から工事に着手した。	
8 六条奈良阪線	街路課	2	2	2		B	B		
9 二条線	街路課	2	2	2		B	B	20年度に一部区間について工事が完了し供用を開始した。	
10 三条線(上三条工区)	街路課	2	2	2		B	B	21年度から工事に着手した。	
11 油阪佐保山線	街路課	2	2	2		B	B		
12 大宮三条本町線	街路課	2	2	2		B	B	21年度から工事に着手した。	
13 三条菅原線	街路課	2	2	2		A	D	21年度から工事に着手した。	
14 平城学園前線(H19年度から)	街路課	2	2	2		A	D	21年度に街路及び駅前広場について完了し供用を開始した。水辺歩道については22年度に工事完了予定。	
15 三条線(三条工区)(H19年度から)	街路課	1	1	1		B	B		
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030602	都市景観の整備推進		
担当部課	建設部	道路建設課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
6節	道路			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030602	都市景観の整備推進	電線類の地中化と無電柱化の促進	建設部	道路建設課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

電線類の地中化において、奈良市内の世界遺産に登録された、「元興寺・ならまち周辺」のうち猿沢池周辺地域の420mを平成19年度に、「薬師寺・唐招提寺周辺」を中心とする西ノ京周辺地域の930mを平成21年度において完了させた。

今後の課題

電線の無電線化に向けた技術的課題を電線管理者及び地域住民の方々と協議を行い、実施可能な整備案を策定する必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

「元興寺・ならまち周辺」のうち、ならまち周辺地区(440m)での無電線化に向けた「現状と課題」の整理を行ったことにより、当該地区内の地中化困難箇所における景観の美化を図る手法の検討に着手する。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
電線類の地中化と無電柱化の促進	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
都市景観の整備推進	施策対象範囲	特定地域のみ	奈良町都市景観形成地区
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

都市景観の整備推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良マニフェスト	平成21年度から平成26年度	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030602	都市景観の整備推進			
担当部課・連絡先	建設部	道路建設課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
6節	道路				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030602	都市景観の整備推進	電線類の地中化と無電柱化の促進		建設部	道路建設課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 電線共同溝整備事業	道路建設課	2	2	2		B	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030701	交通安全対策の充実		
担当部課	企画部	交通政策課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
7節	交通安全			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030701	交通安全対策の充実	歩道空間と道路環境の整備 道路標識、防護柵等の充実 交通安全教育の推進 安全運転意識の向上 放置自転車対策	建設部 建設部・企画部 企画部 企画部 企画部	道路建設課 道路建設課・交通政策課 交通政策課 交通政策課 交通政策課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

放置自転車対策に関しては、自転車駐車場の整備、放置自転車の移動強化を行うことで放置台数を減少させた。また、各小学校に働きかけ通学路の安全を再点検し、必要と認められる箇所に啓発看板・路面表示を設置した。

今後の課題

放置自転車対策は駐輪場の確保を含め長期的な視点で継続しなければならない。交通事故を防止する目的において交通安全運動や交通安全教室は継続する必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

交通事故は減少傾向にあるが、高齢者の死亡事故の割合が高まっており、高齢者に対する交通安全思想の普及が課題となっている。放置自転車は年々減少傾向にある。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
歩道空間と道路環境の整備	B
道路標識、防護柵等の充実	B
交通安全教育の推進	B
安全運転意識の向上	B
放置自転車対策	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
交通安全対策の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

交通安全対策の充実

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	第9次奈良市交通安全計画	平成23年度前期	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030701	交通安全対策の充実			
担当部課・連絡先	企画部	交通政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
7節	交通安全				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030701	交通安全対策の充実	歩道空間と道路環境の整備	道路標識、防護柵等の充実	建設部	道路建設課
		交通安全教育の推進	安全運転意識の向上	建設部・企画部	道路建設課・交通政策課
		放置自転車対策		企画部	交通政策課
				企画部	交通政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(企画部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 交通安全啓発事業	交通政策課	1	1	1		B	D	10へ継続	
2 奈良市交通対策協議会事業	交通政策課	1	1	1		B	D	11へ継続	
3 違法駐車追放啓発事業	交通政策課	1	1	1		B	D	12へ継続	
4 違法駐車等防止活動事業	交通政策課	1	1	1		B	D	12へ継続	
5 交通環境整備事業	交通政策課	4	4	1		B	D	16へ継続	
6 放置自転車対策事業	交通政策課	1	1	1		B	D	13・14へ継続	
7 自転車保管施設管理費	交通政策課	1	1	1		C	D	14へ継続	
8 自転車駐車場運営管理事業	交通政策課	1	1	1		C	D	9・15へ継続	
9 自転車駐車場整備事業(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		C	B		
10 交通安全教室(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		B	B		
11 交通対策協議会(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		B	B		
12 交通安全指導員経費(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		B	B		
13 放置自転車対策費(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		B	B		
14 放置自転車保管施設管理費(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		B	B		
15 自転車駐車場管理事業(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		C	B		
16 交通安全啓発標識及び路面表示事業(H21年度より)	交通政策課	-	-	-		B	B		
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030701	交通安全対策の充実		
担当部課	建設部	道路建設課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
7節	交通安全			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030701	交通安全対策の充実	歩道空間と道路環境の整備 道路標識、防護柵等の充実 交通安全教育の推進 安全運転意識の向上 放置自転車対策	建設部 建設部 企画部 企画部 企画部	道路建設課 道路建設課 交通政策課 交通政策課 交通政策課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

歩道整備・防護柵設置・路面標示において、自治会等地元住民よりの整備要望箇所は、平成22年受付分や大規模整備箇所を除いては完了している。

今後の課題

整備に必要な財源の確保と迅速な対応による早期完了

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

地元要望に対し、迅速な現地確認により安全性の不備・改修計画の判断を行い、住民の要求に対し早期に出来る範囲で応えていきたい。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
歩道空間と道路環境の整備	A
道路標識、防護柵等の充実	A
交通安全教育の推進	
安全運転意識の向上	
放置自転車対策	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
交通安全対策の充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

交通安全対策の充実

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	第8次奈良市交通安全計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030701	交通安全対策の充実			
担当部課・連絡先	建設部	道路建設課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
7節	交通安全				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030701	交通安全対策の充実	歩道空間と道路環境の整備	道路標識、防護柵等の充実	建設部	道路建設課
		交通安全教育の推進	安全運転意識の向上	企画部	交通政策課
		放置自転車対策		企画部	交通政策課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(建設部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 交通安全施設整備補助事業	道路建設課	2	2	2		A	B		
2 交通安全施設整備単独事業	道路建設課	2	2	2		A	B		
3 通学路整備事業	道路建設課	2	2	2		A	B		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030801	良好な住宅、住環境づくり		
担当部課		建設部	住宅課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
8節	住宅			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030801	良好な住宅、住環境づくり	公営住宅ストック総合活用計画 市営住宅の整備事業	建設部 建設部	住宅課 住宅課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

建替計画における市営住宅は1975年以前に建設されており、年次計画的に随時建替事業を進めています。こうした現状を踏まえ、おおむね建設計画に沿った形での成果をあげている状況です。また、市営住宅をはじめ住宅及び住環境の整備を目的に居住環境の整備の推進に努めているところです。

今後の課題

従来の「公営住宅ストック総合計画」(平成14年)の見直しの策定、その実現化に向けた計画変更及び効果的な改善、更新を図るとともに、既存市営住宅の多様な活用による、効率的かつ的確な住宅を供給するための整備、更新が必要です。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

居住水準の低い簡易耐火二階建住宅の建替事業の推進につきましては、市民ニーズが多様化、高度化するなか、安全・安心・快適で自立した居住を確保できる様、年次計画を見直し取組んでまいります。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
公営住宅ストック総合活用計画	B
市営住宅の整備事業	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
良好な住宅、住環境づくり	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

良好な住宅、住環境づくり

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

- 該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
- 該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
- 他の施策と重複する内容が含まれている
- 施策の名称が適切ではない
- その他

主要な計画として二つあげていますが、の公営住宅ストック総合活用計画には、の市営住宅の整備計画事業も含まれている為、今後はだけにしたいと考えています。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市耐震改修促進計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030801	良好な住宅、住環境づくり			
担当部課・連絡先	建設部	住宅課			
『第3次総合計画』の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
8節	住宅				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
030801	良好な住宅、住環境づくり	公営住宅ストック総合活用計画		建設部	住宅課
		市営住宅の整備事業		建設部	住宅課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 住宅課維持事務	住宅課	3	3	3		B	B		
2 市営住宅維持管理事務	住宅課	3	3	3		B	B		
3 市営住宅維持補修事業	住宅課	2	2	2		B	B		
4 市営住宅整備事業	住宅課	1	1	1		B	B		
5 市営住宅建替事業	住宅課	1	1	1		B	B		
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成		
担当部課	観光経済部	農林課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
9節	景観・自然環境			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成	景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備 歴史的風土の保存 風致地区の規制と指導強化 歴史的町並みの保全 屋外広告物等の規制と誘導 自然公園・国定公園の整備 自然の保護・育成	都市整備部 都市整備部 都市整備部 都市整備部 観光経済部 観光経済部	景観課 景観課 景観課 景観課 観光交流課 農林課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

森林保全及び緑化推進の市民意欲の高揚を図り、世界遺産のあるまちとして自然と文化を守り継承していくことを目的に、奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例を施行し、巨樹等の指定及び保存を行った。また、市民が巨樹に親しむ事業の一環として巨樹等の指定樹を含めた巨樹マップを作成を行いました。

今後の課題

森林保全、緑化推進について市民意欲の高揚を図るため、従来の巨樹等に親しむ事業のほか、関係機関と連携し、街の周辺や農村の林(里山林)の保全やそこに生息する生き物の住息環境に関心をもってもらい事業へと推進の輪を広げる必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

市民が身近に森林等に触れ親しむような事業の推進を図り、更なる森林保全、緑化推進市民意欲の高揚を図る必要がある。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備	
歴史的風土の保存	
風致地区の規制と指導強化	
歴史的町並みの保全	
屋外広告物等の規制と誘導	
自然公園・国定公園の整備	B
自然の保護・育成	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
奈良らしい個性的な都市環境の形成	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

奈良らしい個性的な都市環境の形成

単位の適切さ

適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

観光交流課担当になっている「自然公園・国定公園の整備」は、単に進達事務のみで整備・計画はしていない。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成
担当部課・連絡先	観光経済部	農林課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
9節	景観・自然環境

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成	景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備	都市整備部	景観課
		歴史的風土の保存	都市整備部	景観課
		風致地区の規制と指導強化	都市整備部	景観課
		歴史的町並みの保全	都市整備部	景観課
		屋外広告物等の規制と誘導	都市整備部	景観課
		自然公園・国定公園の整備	観光経済部	観光交流課
		自然の保護・育成	観光経済部	農林課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(観光経済部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 森林保全・緑化推進事業	農林課	2	2	2		B	B		
2 自然公園・国定公園の許認可申請にかかる進捗事務	観光交流課	4	4	4		B	B		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成		
担当部課		都市整備部	景観課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
9節	景観・自然環境			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成	景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備 歴史的風土の保存 風致地区の規制と指導強化 歴史的町並みの保全 屋外広告物等の規制と誘導 自然公園・国定公園の整備 自然の保護・育成	都市整備部 都市整備部 都市整備部 都市整備部 都市整備部 観光経済部 観光経済部	景観課 景観課 景観課 景観課 景観課 観光交流課 農林課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

景観行政の基となる「奈良市景観計画」を平成21年度に策定し、平成22年4月から施行し地域の特性に応じた景観誘導を図っている。奈良町都市景観形成地区の修景整備については、補助金を交付し一定の成果をあげている。また、その他の地域については、平成21年度に歴史的風致維持向上計画策定のための基礎調査を行った。屋外広告物については、広告主責任の明確化、責務規定や景観計画に基づく地域の規制強化の条例改正、違反広告物簡易除却については、庁内だけでなく違反広告物を出さない街づくり推進団体を指定し官民協力で行っている。

今後の課題

市民は、身近な暮らしに係わる景観づくり、事業者は、事業活動を通じた景観づくり、行政は、啓発・普及の方策、公共事業の先導的な役割といったそれぞれが連携し、良好な景観づくりを展開していく必要がある。新しい景観資源の発掘や景観阻害要因を積極的になくす対策が必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

市民の景観に対する認識は、以前は無関心であり、景観は行政が行うものと捉えられていたが、景観法施行以降は、少しずつではあるが、景観は自分たち(市民)が守る必要があると「気づき」の段階になりつつある。このため、市民に広く景観への関心とまちづくりへの協働を促進させる施策を実施する。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備	A
歴史的風土の保存	A
風致地区の規制と指導強化	A
歴史的町並みの保全	B
屋外広告物等の規制と誘導	A
自然公園・国定公園の整備	
自然の保護・育成	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
奈良らしい個性的な都市環境の形成	施策対象範囲	市内全域(地域別)	
	地域区分の単位	その他	景観特性に応じた区分
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

奈良らしい個性的な都市環境の形成

単位の適切さ **不適切**

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	▼	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
▼		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
▼		「市民と協働の景観まちづくり」、「景観資源の活用」、「景観修景事業」の主要な計画を追加していく必要がある。
▼		他の施策と重複する内容が含まれている
▼		施策の名称が適切ではない
▼		その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市景観計画	平成21年度策定	景観まちづくりの進捗状況を踏まえて見直す必要がある。
市	都市計画マスタープラン		
国	景観法		
国	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法		
県	奈良県風致地区条例		
市	なら・まほろば景観まちづくり条例		
市	奈良市屋外広告物条例		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 ブルダウンより選択してください

施策	030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成		
担当部課・連絡先	都市整備部	景観課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
9節	景観・自然環境			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
030901	奈良らしい個性的な都市環境の形成	景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備 歴史的風土の保存 風致地区の規制と指導強化 歴史的町並みの保全 屋外広告物等の規制と誘導 自然公園・国定公園の整備 自然の保護・育成	都市整備部 都市整備部 都市整備部 都市整備部 都市整備部 観光経済部 観光経済部	景観課 景観課 景観課 景観課 景観課 観光交流課 農林課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(都市整備部担当)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 景観維持事務	景観課	2	2	-		A	B		
2 景観計画案等策定事業	景観課	1	1	-		A	D		
3 都市景観審議会事務	景観課	1	1	-		A	B		
4 景観課各種協議会事務	景観課	1	1	-		A	B		
5 都市景観保全整備経費	景観課	1	1	-		A	B		
6 屋外広告物事務事業	景観課	1	1	-		A	B		
7 屋外広告物講習会経費	景観課	1	1	-		A	D		
8 奈良県広告美術塗装業協同組合運営補助金	景観課	1	1	-		A	B		
9 屋外広告物検討委員会事務	景観課	1	3	-		A	D		
10 奈良町保全補助金	景観課	1	1	-		A	B		
11 歴史的風致維持向上計画策定事業	景観課	-	-	-		C	A		
12 景観計画等策定事業【平成21年度より】	景観課	-	-	-		A	D		
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031001	都市公園の整備・充実			
担当部課・連絡先	企画部	企画政策課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
10節	公園・緑地				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031001	都市公園の整備・充実	都市公園の整備・充実	市民憩いの森の建設	都市整備部	公園緑地課
		都市公園の管理・運営の多様化	合併記念公園の建設	企画部	企画政策課
				都市整備部	公園緑地課
				都市整備部	公園緑地課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(企画部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 市民憩いの森整備事業基金積立金	企画政策課	4	4	4			D	D	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031001	都市公園の整備・充実		
担当部課	都市整備部	公園緑地課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
10節	公園・緑地			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031001	都市公園の整備・充実	都市公園の整備・充実 市民憩いの森の建設 都市公園の管理・運営の多様化 合併記念公園の建設	都市整備部 企画部 都市整備部 都市整備部	公園緑地課 企画政策課 公園緑地課 公園緑地課

総合評価

B

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

全般的に計画の目標が達成できた。

今後の課題

新規公園の整備は大変難しいが、既存公園のリニューアル及び遊具の改善整備を行う。
奈良市緑の基本計画との整合を図り、新規の施策を計画する。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

今後は、新規施策を検討し、既存の公園の再整備を行う。
都市公園の管理における遊具等の安全対策の充実を図る。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
都市公園の整備・充実	B
市民憩いの森の建設	B
都市公園の管理・運営の多様化	B
合併記念公園の建設	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
都市公園の整備・充実	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

都市公園の整備・充実

単位の適切さ

適切

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容
該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	都市計画マスタープラン		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	031001	都市公園の整備・充実			
担当部課・連絡先	都市整備部	公園緑地課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
10節	公園・緑地				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031001	都市公園の整備・充実	都市公園の整備・充実 市民憩いの森の建設 都市公園の管理・運営の多様化 合併記念公園の建設		都市整備部 企画部 都市整備部 都市整備部	公園緑地課 企画政策課 公園緑地課 公園緑地課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(都市整備部分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 公園管理経費	公園緑地課	1	1	1		B	A		
2 公園維持補修経費	公園緑地課	1	1	1		B	A		
3 公園ボランティア運営経費	公園緑地課	2	3	3		A	D		
4 鴻ノ池運動公園整備事業	公園緑地課	1	1	1		B	D		
5 古市公園整備事業	公園緑地課	1	1	1		A	D		
6 西大寺近隣公園整備事業	公園緑地課	1	1	-		A	D		
7 近隣公園整備単独事業	公園緑地課	1	1	1		C	B		
8 仮称菅原公園整備事業	公園緑地課	-	-	1		B	D		
9 街区公園整備単独事業	公園緑地課	1	1	1		C	B		
10 緑地整備単独事業	公園緑地課	1	-	-		C	B		
11 仮称合併記念公園整備事業	公園緑地課	1	1	1		A	D		
12 公園管理事業【H21年度より】	公園緑地課	-	-	-		新規	C	B	
13 グリーンサポート制度【H21年度より】	公園緑地課	-	-	-		新規	C	A	
14 市民企画事業【H21年度より】	公園緑地課	-	-	-		新規	B	D	
15 公園維持補修事業【H21年度より】	公園緑地課	-	-	-		新規	C	B	
16 公園ボランティア運営事業【H21年度より】	公園緑地課	-	-	-		新規	B	D	
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031101	治水対策・流域対策の促進		
担当部課	建設部	河川課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
11節	河川・水路			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031101	治水対策・流域対策の促進	治水対策・流域対策の促進 開発にともなう指導 都市下水路改修の促進	建設部 建設部 建設部	河川課 河川課 河川課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

準用河川・普通河川の未改修部分の改修を年次的、計画的に行っており、浸水被害の解消を図っている。

今後の課題

未整備の河川・水路の改修及び修繕、浸水被害箇所の原因の調査と改善。そのために、地元住民と地権者との調整及び協力を得ることが必要である。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

いまだ未整備の河川・水路の改修に努めている。また、民間開発事業者に対しての調整池設置の指導の徹底と、市による既存調整池の維持管理パトロールを強化している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
治水対策・流域対策の促進	B
開発にともなう指導	A
都市下水路改修の促進	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
治水対策・流域対策の促進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

治水対策・流域対策の促進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定時期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	河川法		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031101	治水対策・流域対策の促進			
担当部課・連絡先	建設部	河川課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
11節	河川・水路				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031101	治水対策・流域対策の促進	治水対策・流域対策の促進	開発にともなう指導	建設部	河川課
		都市下水路改修の促進		建設部	河川課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 環境改善排水路整備事業	河川課	4	-	-		A	D		
2 河川維持補修経費	河川課	1	1	1		B	B		
3 普通河川改修事業	河川課	1	1	1		B	B		
4 浸水対策事業	河川課	1	1	1		B	B		
5 都市下水路維持補修経費	河川課	2	2	2		A	B		
6 都市下水路整備事業	河川課	2	2	2		A	B		
7 排水路整備事業	河川課	2	2	4		A	D		
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031201	清潔でうまい水の安定供給		
担当部課	水道局			
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
12節	上水道			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031201	清潔でうまい水の安定供給	水道施設の拡張整備と耐震化 水道施設の更新と耐震化 水の有効利用の促進 水源保全対策の推進及び浄水処理方法の調査・研究 広報活動と情報化施策の推進 環境に配慮した水道システムに向けての検討	水道局 水道局 水道局 水道局 水道局 水道局	

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

水道局は、更新・維持管理の時代を迎える中、水道事業ガイドライン業務指標(137項目)を毎年試算して水道事業全般の状況を把握・公表するとともに、地域水道ビジョンとして平成19年3月に策定した「奈良市水道事業中長期計画」の59施策を実現するため、その実施計画の一つとして「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を策定したところですが、また、料金収入が減少していることから、ダム建設割賦負担金の支払い終了までは、密な保守点検や補修を行うとともに、緊急度・重要度の高い木津浄水場増補改築、基幹管路の耐震化事業等を実施しているところです。

今後の課題

現在人口は減少傾向で節水機器等の普及や社会情勢、環境問題等により、水需要が減少しているところです。次期総合計画の策定にあわせて、中長期計画をPDCAサイクルで見直すとともに、今後増大する更新需要に対応していき、場合によってはダウンサイジングも検討し、将来にわたってライフラインとしての水道を維持して、事業の透明性を確保し、市民から信頼される水道を確立することが課題となります。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

平成19年3月に「奈良市水道事業中長期計画」を策定しました。それ以降、厚生労働省は、平成20年7月に水道ビジョン改訂版を発表するとともに、平成20年5月に水安全計画や平成21年7月にアセットマネジメント(資産管理)の策定などが示され、水道局では新たに対応をしているところです。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
水道施設の拡張整備と耐震化	A
水道施設の更新と耐震化	A
水の有効利用の促進	A
水源保全対策の推進及び浄水処理方法の調査・研究	A
広報活動と情報化施策の推進	A
環境に配慮した水道システムに向けての検討	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
清潔でうまい水の安定供給	施策対象範囲	市内全域(一律)	上水道給水区域(月ヶ瀬・都祁地区を除く)。
	地域区分の単位	-	-
	ゾーニング適切さ	-	-

施策の区分(単位)について

清潔でうまい水の安定供給

単位の適切さ **適切**

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	注 施策の名称が適切ではない
	注 「奈良市水道事業中長期計画」の5つの基本方針、「安心できる水道」、「頼りになる水道」、「喜ばれる水道」、「環境に配慮する水道」及び「世界に貢献する水道」を第4次総合計画の主要な計画とします。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市水道事業中長期計画	H18~H42年度(平成19年3月)	総合計画策定にあわせて中長期計画をPDCAサイクルで見直し、水需給や財政計画及び施策等の一部修正していきます。

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031201	清潔でうまい水の安定供給
担当部課・連絡先	水道局	

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
12節	上水道

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031201	清潔でうまい水の安定供給	水道施設の拡張整備と耐震化 水道施設の更新と耐震化 水の有効利用の促進 水源保全対策の推進及び浄水処理方法の調査・研究 広報活動と情報化施策の推進 環境に配慮した水道システムに向けての検討	水道局 水道局 水道局 水道局 水道局 水道局	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 木津浄水場増補改築	水道局	-	1	1		A	B	平成19～21年度に、25,920㎡/日(0.3㎡/s)の増補改築工事を施行し完了しました。今後、老朽化が進んでいる既存施設を一部更新する必要があります。	
2 口径900mm送水管整備	水道局	1	1	1		A	B	河川改修計画等のある残区間(約190m)を残し、2,322mの布設を完了しました。今後、残区間の早期着手に向けて調整を行う必要があります。	
3 市内配水幹線整備	水道局	1	1	1		A	A	大洲幹線(1,000耗)のバックアップとして、大洲第2幹線(800耗耐震管)を前倒し施行(1,482m)をしています。今後、早期完成を目指し重点施行していくものとします。	
4 緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事(基幹施設更新・災害対策含む)	水道局	1	1	1		B	B	急速ろ過池16池中、最初に築造された6池の改良工事を完了しました。今後、残りの10池については、他の事業の優先度を考慮し実施していく必要があります。	
5 各施設高圧受変電設備更新	水道局	-	1	-		A	D	登美ヶ丘ポンプ所は平成19年度に完了し、黒谷ポンプ所は騒音等の問題から中止とし、事業は終了するものとします。	
6 水源・浄水・配水設備更新(基幹施設更新・災害対策含む)	水道局	1	1	1		A	B	保守点検や補修を行ったうえで計画的に設備更新を行っています。今後はアセットマネジメントも行い計画的に更新を行っていきます。	
7 水道施設管理システムの高度運用	水道局	1	1	1		A	A	管路のアセットマネジメントを実施するため、東部地域等のデータを早期に入力完了する必要があることから、重点実施していくものとします。	
8 白砂取水導水路更新(基幹施設更新)	水道局	-	1	1		A	D	平成20～21年度に、白砂取水導水路の更新工事を施行し完了したので、事業は終了するものとします。	
9 配水管改良事業(災害対策含む)	水道局	1	1	1		A	A	1300年事業関連の実施により、改良計画の優先度が高いもののみを実施してきました。今後は緊急度・重要度の高いものから計画的に拡充施行していくものとします。	
10 鉛管の解消対策(配水鉛管改良)	水道局	1	-	-		A	D	配水鉛管の改良事業は平成18年度に完了(配水鉛管の解消)したので、事業は終了するものとします。	
11 鉛管の解消対策(給水鉛管改良)	水道局	1	1	1		A	A	給水鉛管改良事業は計画的に残存率の高い小学校区から重点実施してきました。現在の進捗は1割強程度のため、継続実施していく必要があります。	
12 東部配水管改良(旧簡易水道区域)	水道局	1	1	1		A	B	東部改良計画の中から随伴施行を中心に実施してきましたが、人口予測から計画水量が大幅に減少すると想定され、水質維持のため適正な規模を検討していくものとします。	
13 漏水調査	水道局	1	1	1		A	B	計画的な漏水調査の実施により漏水が発見され、有収率の向上や事故防止につながっています。このことから、今後も継続的に実施していく必要があります。	
14 水質分析機器購入	水道局	1	1	1		A	B	水道法に定める安全な水を供給するため、水質検査計画に基づき水質検査を実施してきました。今後も継続して実施していく必要があります。	
15 水質分析機器リース	水道局	1	1	1		A	B	水道法に定める安全な水を供給するため、水質検査計画に基づき水質検査を実施してきました。今後も継続して実施していく必要があります。	
16 広報活動(「水道法」に基づく情報提供の推進)	水道局	1	1	1		A	A	広報紙「奈良すいどうだより」の紙面増や水道局ホームページの拡充を行い情報提供を推進してきました。目標管理と成果の視点で情報提供を継続的に実施していく必要があります。	
17 ネットワーク等電算システム(情報化施策の推進)	水道局	1	1	1		A	B	市の情報化施策にあわせて電算システムを構築してきました。今後も市の施策にあわせて、継続実施していく必要があります。	
18 緑ヶ丘排水処理施設改良	水道局	-	-	1		C	A	更新予定の排水処理施設は、耐震強度の検討のため施行を先送りしましたが、故障により運転不能となったため早急に更新をする必要があります。	
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031301	簡易水道の健全経営の推進		
担当部課	市民生活部	都祁行政センター		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
13節	簡易水道			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031301	簡易水道の健全経営の推進	簡易水道の地方公営企業法適用化	市民生活部	月ヶ瀬行政センター総務課 都祁行政センター業務課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)
	B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)
	C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)
	D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

簡易水道事業(月ヶ瀬給水区域・都祁給水区域)の健全経営のため、平成17年度より「地方公営企業法適用化」に向けて平成22年度目途として水道局への移管に向けて固定資産台帳の整備、水道施設管理システムの整備等の業務を進めてきたが、資産確定業務に予定外の日数を要し、又新たに水道施設における安全管理に伴う施設整備事業、低水圧地域の解消事業等の事業実施による作業量並びに財政面においても水道局への移管は厳しい状況であり、水道局との協議の中で移管時期を延伸して実施する方向である。

今後の課題

簡易水道事業の水道局への平成22年度事業移管に向けて平成17年度より地方公営企業法適用化の事業を行ってきたが、現時点では水道局への移管時期について、明確な時期が確定していない状況である。財政状況が厳しい中で今後水道局との協議により各年度の事業費等を含めて年次計画の見直しを行い、第4次総合計画の中で事業を継承していく必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

簡易水道料金の改定(平成22年4月1日施行)により水道料金、分担金、手数料等について水道局料金に統一(合併後月ヶ瀬給水区域、都祁給水区域は別々の水道料金で運用)

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
簡易水道の地方公営企業法適用化	B

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
簡易水道の健全経営の推進	施策対象範囲	特定地域のみ	月ヶ瀬地域、都祁地域
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

簡易水道の健全経営の推進

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市水道事業中長期計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031301	簡易水道の健全経営の推進			
担当部課・連絡先	市民生活部	都祁行政センター			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
13節	簡易水道				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031301	簡易水道の健全経営の推進	簡易水道の地方公営企業法適用化		市民生活部	月ヶ瀬行政センター総務課 都祁行政センター業務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 簡易水道事務経費	月ヶ瀬行政センター総務課	2	2	2	2		A	B	
2 簡易水道使用料賦課徴収事務経費	月ヶ瀬行政センター総務課	1	1	1	1		A	B	
3 月ヶ瀬簡易水道施設等運営管理経費	月ヶ瀬行政センター総務課	1	1	1	1		A	B	
4 簡易水道の地方公営企業法適用化事業 [H20年度なし]		1	-	-			C	B	
5 月ヶ瀬簡易水道施設等維持補修経費	月ヶ瀬行政センター総務課	1	1	1	1		A	B	
6 簡易水道事務	都祁行政センター業務課	2	2	2	2		A	B	
7 簡易水道使用料賦課徴収事務	都祁行政センター業務課	2	2	2	2		A	B	
8 都祁簡易水道施設等運営管理経費	都祁行政センター業務課	1	1	1	1		A	B	
9 都祁簡易水道施設等維持補修事務	都祁行政センター業務課	2	2	2	2		A	B	
10 都祁簡易水道事業	都祁行政センター業務課	1	1	1	1		A	B	
11 白石地区簡易水道事業	都祁行政センター業務課	-	1	-			A	D	
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031401	下水道の整備促進		
担当部課	建設部	下水道総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
14節	下水道			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031401	下水道の整備促進	下水道の整備及び事業認可区域の拡大 東部・月ヶ瀬及び都祁地域の下水道整備 合流式下水道の改善 下水道施設の質的向上 適正な管理の実施 維持管理の効率化 下水道に関する普及・啓発活動の推進	建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部 建設部	下水道建設課、下水道総務課 下水道建設課、下水道総務課 下水道建設課、下水道維持課 下水道建設課、下水道維持課 下水道総務課、下水道維持課 下水道総務課、下水道維持課 下水道総務課、下水道維持課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

下水道の整備については、公共下水道事業の平成22年度末の普及率は90.9%となる見込みであり、東部地域の農業集落排水事業も順調に進み、概ね計画通りに進捗を図ることができた。
維持管理については、老朽化の進む管渠施設の更生工事の推進により長寿命化に努めた。また、劣化するマンホール鉄蓋を計画的に布設替えするとともに、合流式区域については、浮上型を使用して安全管理に努めた。

今後の課題

下水道の整備については、生活環境の改善及び水質保全の為、継続する必要がある。人口減少時代を迎えるなかで、少ない経費で効果的な事業手法を検討し、コスト削減を図る必要がある。また、維持管理についても、施設の老朽化対策事業は施設毎に要因が異なるため、効率的な事業手法を検討し、コスト削減を図る必要がある。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

下水道事業に対する市民ニーズは依然として高い。しかし、人口減少時代を迎えるため適切な下水道整備を図る必要がある。また、水洗化率の高まりや老朽化する施設の長寿命化を推進するなど、既設の維持管理の重要性が更に増大するため、引き続き事業を継続実施する。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
下水道の整備及び事業認可区域の拡大	A
東部・月ヶ瀬及び都祁地域の下水道整備	A
合流式下水道の改善	B
下水道施設の質的向上	B
適正な管理の実施	A
維持管理の効率化	B
下水道に関する普及・啓発活動の推進	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
下水道の整備促進	施策対象範囲	市内全域(地域別)	
	地域区分の単位	その他	
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

下水道の整備促進

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市生活排水処理基本計画		
市	奈良市公共下水道事業計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031401	下水道の整備促進			
担当部課・連絡先	建設部	下水道総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
14節	下水道				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031401	下水道の整備促進	下水道の整備及び事業認可区域の拡大 東部・月ヶ瀬及び都祁地域の下水道整備 合流式下水道の改善 下水道施設の質的向上 適正な管理の実施 維持管理の効率化 下水道に関する普及・啓発活動の推進		建設部	下水道建設課、下水道総務課
				建設部	下水道建設課、下水道総務課
				建設部	下水道建設課、下水道維持課
				建設部	下水道建設課、下水道維持課
				建設部	下水道総務課、下水道維持課
				建設部	下水道総務課、下水道維持課
				建設部	下水道総務課、下水道維持課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 下水管渠布設事業	下水道建設課	1	1	1		B	B		
2 浄化槽設置整備費助成金	下水道建設課	1	1	1		A	B		
3 農業集落排水施設整備事業	下水道建設課	1	1	1		A	A		
4 下水道管理課維持事務	下水道総務課・下水道維持課	1	1	1		B	A		
5 特定事業場等水質指導事務	下水道総務課・下水道維持課	1	1	1		A	B		
6 下水道事業啓発事業	下水道総務課	1	1	1		B	A		
7 下水管渠管理事業	下水道維持課	1	1	1		A	B		
8 下水道使用料賦課徴収事務	下水道総務課	1	1	1		A	B		
9 受益者負担金賦課徴収事務	下水道総務課	1	1	1		A	B		
10 流域下水道維持管理事業	下水道総務課	1	1	1		A	B		
11 浄化センター運営管理事業	下水道維持課	1	1	1		A	B		
12 下水道中継ポンプ場運営管理事業	下水道維持課	1	1	1		A	B		
13 水洗便所設備助成金及び改造資金融資利子補給金	下水道総務課	1	1	1		A	B		
14 汚水樹及び取付管布設事業	下水道総務課	1	1	1		A	B		
15 排水設備調査事業	下水道総務課・下水道維持課	1	1	1		A	B		
16 原因者負担工事業	下水道維持課	2	2	2		A	B		
17 水洗便所設備助成金及び改造資金融資利子補給金(農業集落排水事業)	下水道総務課	1	1	1		A	B		
18 農業集落排水施設使用料徴収事務	下水道総務課	1	1	1		A	B		
19 農業集落排水事業分担金徴収事務	下水道総務課	1	1	1		A	B		
20 農業集落排水処理施設管理事業	下水道維持課	1	1	1		A	B		
21 汚水樹及び取付管布設事業(農業集落排水事業)	下水道総務課	1	1	1		A	B		
22 下水管渠維持補修事業(農業集落排水事業)	下水道維持課	1	1	1		A	B		
23 農業集落排水管移設事業	下水道維持課	1	1	1		A	B		
24 農業集落排水事務(東部)	下水道建設課	1	1	1		A	B		
25 分担金賦課徴収事務	下水道建設課	1	1	1		A	B		
26 処理施設の維持管理事務	下水道建設課	1	1	1		A	B		
27 公共下水道補助事業	下水道維持課	-	1	1		B	A		
28 公共下水管移設事業	下水道維持課	-	1	1		A	B		
29 平城浄化センター等耐震化事業	下水道維持課	-	1	1		A	B		
30 下水処理場整備事業	下水道維持課	-	-	1		A	B		
31 公共下水道単独事業	下水道維持課	-	-	1		A	B		
32 浄化センター耐震化事業[H21年度から]	下水道維持課	-	-	-		A	B		
33 浄化センター整備事業[H21年度から]	下水道維持課	-	-	-		A	B		
34 農業集落排水事務[H21年度から]	下水道建設課	-	-	-		A	B		
35 使用料賦課徴収事務[21年度から]	下水道建設課	-	-	-		A	B		
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進		
担当部課	市民生活部	市民安全課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
15節	防災・消防			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備 土砂災害危険箇所の改修・整備 地域防災計画の充実 情報収集・伝達体制の充実 防災意識の高揚 災害時における物資の調達及び連携の拡充 避難場所の周知と誘導標識の設置 国民保護計画の策定	都市整備部 建設部 市民生活部 市民生活部 市民生活部、学校教育部 市民生活部 市民生活部 市民生活部	建築指導課 河川課 市民安全課 市民安全課 市民安全課、学校教育課 市民安全課 市民安全課 市民安全課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

自主防災防犯組織の組織率が飛躍的に高まり、防災訓練実施率も高めることができた。また防災に関する講習によって、自助・共助の意識高揚が図れたとともに災害対応能力の向上に努めることができた。なお、平成19年2月に国民保護計画を策定した。

今後の課題

自主防災防犯組織と市との連携強化を図るとともに市としても防災訓練等を通じ、職員の危機管理意識及び災害時の対応能力向上を図っていく。また、住民への迅速かつ正確な情報伝達手段としてデジタル同報系防災行政無線システムの導入を進める。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

災害時の情報伝達手段として、現在のアナログ移動系防災行政無線から、広域に同時に情報伝達ができるデジタル系同報系防災行政無線への整備に取り組んでいる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
災害に強い都市基盤の整備	
土砂災害危険箇所の改修・整備	B
地域防災計画の充実	B
情報収集・伝達体制の充実	A
防災意識の高揚	A
災害時における物資の調達及び連携の拡充	A
避難場所の周知と誘導標識の設置	A
国民保護計画の策定	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
総合的な防災対策の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

総合的な防災対策の推進

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域防災計画	昭和39年5月	
市	奈良市耐震改修促進計画		
市	奈良市国民保護計画	平成19年2月	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進
担当部課・連絡先	市民生活部	市民安全課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
15節	防災・消防

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備 土砂災害危険箇所の改修・整備 地域防災計画の充実 情報収集・伝達体制の充実 防災意識の高揚 災害時における物資の調達及び連携の拡充 避難場所の周知と誘導標識の設置 国民保護計画の策定	都市整備部 建設部 市民生活部 市民生活部 市民生活部、学校教育部 市民生活部 市民生活部 市民生活部	建築指導課 河川課 市民安全課 市民安全課 市民安全課、学校教育課 市民安全課 市民安全課 市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 防災会議運営事務	市民安全課	2	2	2		A	A		
2 地域防災計画改定事務	市民安全課	1	1	1		B	A		
3 防災無線等維持管理事務	市民安全課	2	2	2		B	A		
4 災害時物資備蓄事業	市民安全課	2	2	2		A	A		
5 自主防災組織育成事業	市民安全課	1	2	2		A	A		
6 避難所案内標識維持事業	市民安全課	2	2	2		B	A		
7 防災訓練等実施事業	市民安全課	1	1	1		A	A		
8 国民保護計画策定事務	市民安全課	2	2	2		A	A		
9 自治会等活動推進事業	市民安全課	-	2	2		A	A		
10 防災訓練事業(H21年度から)	市民安全課	-	-	-		A	A		
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進
担当部課・連絡先	都市整備部	建築指導課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
15節	防災・消防

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備 土砂災害危険箇所の改修・整備 地域防災計画の充実 情報収集・伝達体制の充実 防災意識の高揚 災害時における物資の調達及び連携の拡充 避難場所の周知と誘導標識の設置 国民保護計画の策定	都市整備部 建設部 市民生活部 市民生活部 市民生活部 市民生活部 市民生活部 市民生活部 市民生活部	建築指導課 河川課 市民安全課 市民安全課 市民安全課 市民安全課 市民安全課 市民安全課 市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(都市整備部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 既存木造住宅一般耐震診断員派遣事業	建築指導課	1	1	1		B	B		
2 既存住宅精密耐震診断補助事業	建築指導課	1	1	1		B	B		
3 既存木造住宅耐震改修工事補助事業	建築指導課	1	1	1		B	B		
4 既存木造住宅小規模耐震改修工事補助事業	建築指導課	1	1	1		D	D		
5 既存住宅・特定建築物耐震診断補助事業(特定建築物)	建築指導課	-	-	1		B	B		
6 既存住宅・特定建築物耐震診断補助事業(木造長屋・共同住宅)	建築指導課	-	-	1		B	B		
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進	
担当部課		建設部	河川課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
15節	防災・消防

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備	都市整備部	建築指導課
		土砂災害危険箇所の改修・整備	建設部	河川課
		地域防災計画の充実	市民生活部	市民安全課
		情報収集・伝達体制の充実	市民生活部	市民安全課
		防災意識の高揚	市民生活部、学校教育部	市民安全課、学校教育課
		災害時における物資の調達及び連携の拡充	市民生活部	市民安全課
		避難場所の周知と誘導標識の設置	市民生活部	市民安全課
		国民保護計画の策定	市民生活部	市民安全課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成16年度着工の月ヶ瀬地区、19年度着工の下深川地区の急傾斜地崩壊対策事業は、21年度内に無事完了した。

今後の課題

確実な復旧対策の実施のためにも、県と十分な協議を行い、さらなる危険箇所の整備を図り、安全対策のため努力していきたい。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

近年の異常気象により、被害は甚大である。地元住民からの情報や職員によるパトロール等により情報収集に努め、県へ要望している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
災害に強い都市基盤の整備	A
土砂災害危険箇所の改修・整備	
地域防災計画の充実	
情報収集・伝達体制の充実	
防災意識の高揚	
災害時における物資の調達及び連携の拡充	
避難場所の周知と誘導標識の設置	
国民保護計画の策定	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
総合的な防災対策の推進	施策対象範囲	特定地域のみ	県が急傾斜地崩壊危険区域を指定。
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

総合的な防災対策の推進

適切

不適切な具体的な内容

		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	昭和44年7月制定	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進
担当部課・連絡先	建設部	河川課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
15節	防災・消防

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備 土砂災害危険箇所の改修・整備 地域防災計画の充実 情報収集・伝達体制の充実 防災意識の高揚 災害時における物資の調達及び連携の拡充 避難場所の周知と誘導標識の設置 国民保護計画の策定	都市整備部 建設部 市民生活部 市民生活部 市民生活部、学校教育部 市民生活部 市民生活部 市民生活部	建築指導課 河川課 市民安全課 市民安全課 市民安全課、学校教育課 市民安全課 市民安全課 市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(建設部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 急傾斜地崩壊対策事業	河川課	1	1	2		A	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進	
担当部課	学校教育部	学校教育課	

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
15節	防災・消防			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備 土砂災害危険箇所の改修・整備 地域防災計画の充実 情報収集・伝達体制の充実 防災意識の高揚 災害時における物資の調達及び連携の拡充 避難場所の周知と誘導標識の設置 国民保護計画の策定	都市整備部 建設部 市民生活部 市民生活部 市民生活部、学校教育部 市民生活部 市民生活部 市民生活部	建築指導課 河川課 市民安全課 市民安全課 市民安全課、学校教育課 市民安全課 市民安全課 市民安全課

総合評価	評価区分
A	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

<p>施策の現状分析(5年間の総括)</p> <p>各学校園で、避難訓練や地域での防災訓練に参加等防災教育を実施している。</p>	<p>今後の課題</p> <p>学校と地域が連携をして、防災に対する意識を高められるよう取り組んでいく。</p>
--	---

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

<p>第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)</p> <p>日頃から、子どもたちの防災意識を高める工夫をし、地域との連携を図っている。</p>	<p>主要な計画のこれまでの達成状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>この施策に含まれる主要な計画</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>災害に強い都市基盤の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険箇所の改修・整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域防災計画の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報収集・伝達体制の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災意識の高揚</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資の調達及び連携の拡充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難場所の周知と誘導標識の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民保護計画の策定</td> <td></td> </tr> </table>	この施策に含まれる主要な計画	達成状況	災害に強い都市基盤の整備		土砂災害危険箇所の改修・整備		地域防災計画の充実		情報収集・伝達体制の充実		防災意識の高揚	A	災害時における物資の調達及び連携の拡充		避難場所の周知と誘導標識の設置		国民保護計画の策定	
この施策に含まれる主要な計画	達成状況																		
災害に強い都市基盤の整備																			
土砂災害危険箇所の改修・整備																			
地域防災計画の充実																			
情報収集・伝達体制の充実																			
防災意識の高揚	A																		
災害時における物資の調達及び連携の拡充																			
避難場所の周知と誘導標識の設置																			
国民保護計画の策定																			

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
総合的な防災対策の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

総合的な防災対策の推進

単位の適切さ **不適切**

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

不適切な具体的な内容	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	防災教育については、達成しているので、次期総合計画の主要な計画としては内容が乏しい。今後は、地域と学校との連携の中での、防災意識の高揚を前面に出すほうがいいのではないか
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
その他	

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域防災計画		
市	奈良市耐震改修促進計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031501	総合的な防災対策の推進
担当部課・連絡先	学校教育部	学校教育課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
15節	防災・消防

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031501	総合的な防災対策の推進	災害に強い都市基盤の整備 土砂災害危険箇所の改修・整備 地域防災計画の充実 情報収集・伝達体制の充実 防災意識の高揚 災害時における物資の調達及び連携の拡充 避難場所の周知と誘導標識の設置 国民保護計画の策定	都市整備部 建設部 市民生活部 市民生活部 市民生活部、学校教育部 市民生活部 市民生活部 市民生活部	建築指導課 河川課 市民安全課 市民安全課 市民安全課、学校教育課 市民安全課 市民安全課 市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 防災教育推進モデル校事業(H21年度から)	学校教育課	-	-	-		A	D	各学校園での防災教育は達成できている。	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 ブルダウンより選択してください

施策	031502	消防・救急救助体制の充実			
担当部課・連絡先	消防局	消防総務課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
15節	防災・消防				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031502	消防・救急救助体制の充実	消防組織体制の拡充	消防力の充実・強化	消防局	消防総務課
		消防力の充実・強化	予防行政の充実・強化	消防局	消防課、消防総務課、指令課
		救急救助体制の整備・充実		消防局	消防予防課
				消防局	救急課、消防総務課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 消防職員訓練事業	消防総務課	1	2	1		B	B		
2 消防職員被服等貸与事務	消防総務課	4	3	2		B	B		
3 消防庁舎等管理事業	消防総務課	3	2	2		B	B		
4 防災センター運営管理委託(指定管理)	消防総務課	1	2	3		B	B		
5 防災センター管理運営補助金	消防総務課	2	4	3		B	B		
6 防災センター庁舎維持経費	消防総務課	3	2	2		B	B		
7 消防団運営事務	消防総務課	2	1	1		B	B		
8 消防団員被服貸与事務	消防総務課	4	2	3		B	B		
9 消防庁舎改修事業	消防総務課	3	2	2		C	B		
10 救助隊員教育訓練事務	消防課	1	1	2		B	B		
11 救助事業	消防課	1	1	2		B	B		
12 消防車両管理事務	消防課	2	2	2		B	B		
13 消防団消防機器管理事務	消防課	3	3	3		B	B		
14 水防協議会事務	消防課	4	4	-		B	D	平成20年度に廃止	
15 水防資機材整備事業	消防課	4	4	4		B	B		
16 消防施設維持補修事業	消防課	3	3	2		B	B		
17 消防車両整備事業	消防課	2	2	1		B	B		
18 小型動力ポンプ整備事業	消防課	3	3	3		B	B		
19 消火栓整備事業	消防課	2	2	2		B	B		
20 ポンプ格納庫整備事業	消防課	3	3	3		B	B		
21 防火水槽整備事業	消防課	2	2	1		B	B		
22 救急機器改修事業	救急課	2	2	2		B	A		
23 救急事業	救急課	-	-	1		B	A		
24 応急手当普及啓発活動事業	救急課	1	1	1		B	A		
25 防火啓発推進事業	予防課	3	3	1		B	A		
26 消防通信機器管理事務	指令課	1	1	1		A	A		
27 消防無線設備整備事業	指令課	3	2	2		B	A		
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031601	安全・安心なまちづくり	
担当部課	市民生活部	市民安全課	
「第3次総合計画」の位置づけ			
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり		
16節	地域の安全・安心		
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部 担当課
031601	安全・安心なまちづくり	安全・安心なまちづくり 地域安全情報の共有化 「犯罪撲滅計画」の策定 「子どもの安全の日」の定着と充実 防犯教育の推進 街路灯の整備 関係機関との連携	市民生活部、学校教育部 市民安全課、青少年指導課 学校教育部 市民安全課 学校教育部 青少年指導課 学校教育部 青少年指導課 建設部 道路維持課 市民生活部 市民安全課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

平成18年度に、安全で安心して暮らすことができる地域社会を構築する指針となる条例を制定するため、奈良市地域安全条例等策定委員会(現奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会)を設置し、平成20年4月1日に「奈良市安全安心まちづくり条例」を施行した。同年12月に、この条例に基づき、安全・安心で快適なまちづくりを総合的に推進するために「奈良市安全安心まちづくり基本計画」を策定し、防犯意識向上などの啓発活動を行った。

今後の課題

条例、基本計画に基づき、引き続き関係機関との連携を図り、市民自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識を高める啓発活動などを行い、犯罪の少ない地域社会づくりを推進していく必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

犯罪認知件数は、後期計画策定後減少傾向にあるものの、振り込め詐欺などは頻発しており市民の犯罪に対する不安感は依然として高い。このため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主防犯活動を支援するなど犯罪の少ない地域社会づくりを推進している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
安全・安心なまちづくり	A
地域安全情報の共有化	A
「犯罪撲滅計画」の策定	A
「子どもの安全の日」の定着と充実	A
防犯教育の推進	A
街路灯の整備	A
関係機関との連携	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
安全・安心なまちづくり	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

安全・安心なまちづくり

単位の適切さ

不適切

不適切な具体的な内容

- 該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
- 該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
- 他の施策と重複する内容が含まれている
- 「安全・安心なまちづくり」という言葉には、防犯だけではなく、交通対策や福祉・環境美化など広範囲の施策が含まれている
- 施策の名称が適切ではない
- その他

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	第8次奈良市交通安全計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	031601	安全・安心なまちづくり
担当部課・連絡先	市民生活部	市民安全課

「第3次総合計画」の位置づけ

3章	環境保全と安心・快適なまちづくり
16節	地域の安全・安心

施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031601	安全・安心なまちづくり	安全・安心なまちづくり 地域安全情報の共有化 「犯罪撲滅計画」の策定 「子どもの安全の日」の定着と充実 防犯教育の推進 街路灯の整備 関係機関との連携	市民生活部 学校教育部 学校教育部 市民生活部 学校教育部 学校教育部 建設部 市民生活部	市民安全課、青少年指導課 青少年指導課 市民安全課 青少年指導課 青少年指導課 道路維持課 市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 安全安心まちづくり条例の制定等	市民安全課	1	1	1		A	B		
2 奈良市安全安心まちづくり基本計画	市民安全課	-	-	1		A	B		
3 青色防犯パトロール強化事業	市民安全課	1	1	1		A	B		
4 奈良地区防犯協議会事業	市民安全課	4	3	2		A	B		
5 奈良西地区防犯協議会事業	市民安全課	4	3	2		A	B		
6 奈良市から暴力をなくす推進協議会事業	市民安全課	4	3	2		A	B		
7 天理山辺防犯協議会事業	市民安全課	4	3	2		A	B		
8 奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会事業【H21年度より】	市民安全課	-	-	-		A	B		
9 奈良市安全安心基本計画に伴う推進事業【H21年度より】	市民安全課	-	-	-		A	B		
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031601	安全・安心なまちづくり		
担当部課	建設部	道路維持課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
16節	地域の安全・安心			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031601	安全・安心なまちづくり	安全・安心なまちづくり 地域安全情報の共有化 「犯罪撲滅計画」の策定 「子どもの安全の日」の定着と充実 防犯教育の推進 街路灯の整備 関係機関との連携	市民生活部、学校教育部 学校教育部 市民生活部 学校教育部 学校教育部 建設部 市民生活部	市民安全課、青少年指導課 青少年指導課 市民安全課 青少年指導課 青少年指導課 道路維持課 市民安全課

総合評価	評価区分
A	<p>A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)</p> <p>B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度)</p> <p>C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度)</p> <p>D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)</p>

施策の現状分析(5年間の総括)

市民生活の安全と安心を守り、やすらぎのあるまちづくりをめざして、街路灯の整備を進めておりアクション・奈良マニフェストにおいて平成17年度から平成20年度までの4年間で街路灯を20%増量の約束のもと、平成20年度においては予定以上の実績を上げることが出来た。

今後の課題

今後目標数値を達成するには、市が計画的に進めていくことになるが、安眠妨害・植物等への影響など、光害が懸念されるため地元とのコンセンサスが問題である。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

安全・安心なまちづくりとして、今後も継続する必要がある。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
安全・安心なまちづくり	
地域安全情報の共有化	
「犯罪撲滅計画」の策定	
「子どもの安全の日」の定着と充実	
防犯教育の推進	
街路灯の整備	A
関係機関との連携	

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
安全・安心なまちづくり	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

安全・安心なまちづくり

単位の適切さ	適切	不適切な具体的な内容	<p>該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)</p> <p>該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)</p> <p>他の施策と重複する内容が含まれている</p> <p>施策の名称が適切ではない</p> <p>その他</p>
--------	----	------------	---

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域防災計画		
市	第8次奈良市交通安全計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031601	安全・安心なまちづくり			
担当部課・連絡先	建設部	道路維持課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり				
16節	地域の安全・安心				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
031601	安全・安心なまちづくり	安全・安心なまちづくり		市民生活部 学校教育部	市民安全課 青少年指導課
		地域安全情報の共有化		学校教育部	青少年指導課
		「犯罪撲滅計画」の策定		市民生活部	市民安全課
		「子どもの安全の日」の定着と充実		学校教育部	青少年指導課
		防犯教育の推進		学校教育部	青少年指導課
		街路灯の整備		建設部	道路維持課
		関係機関との連携		市民生活部	市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(建設部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備考
		H18	H19	H20	H21				
1 街路灯施設管理事業	道路維持課	3	3	3	3		A	A	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031601	安全・安心なまちづくり
担当部課	学校教育部	青少年指導課

「第3次総合計画」の位置づけ			
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり		
16節	地域の安全・安心		
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部
031601	安全・安心なまちづくり	安全・安心なまちづくり	市民生活部、学校教育部
		地域安全情報の共有化	学校教育部
		「犯罪撲滅計画」の策定	市民生活部
		「子どもの安全の日」の定着と充実	学校教育部
		防犯教育の推進	学校教育部
		街路灯の整備	建設部
		関係機関との連携	市民生活部
			市民安全課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

「子ども安全の家」の設置、「危機個所標旗-赤旗」の設置の充実を続け安全な環境づくりにつなげてきた。「なら子どもサポートネット」により不審者情報等の子どもの安全確保に関する情報を、学校園・関係機関と登録している市民(平成22年4月現在約25,000件)が共有し対応できるシステムを構築し、平常時はもちろん緊急時にも子どもの安全確保に向けた対応ができるようになった。毎月17日を「子ども安全の日」とし、各学校で防犯ブザーの作動チェックを行ったり、各校区においてまた教育委員会職員による青色防犯車での見守り活動取り組みは定着、充実してきた。少年サポートセンターや所轄警察の協力を得てより実践的な防犯教育や訓練が行われるようになった。

今後の課題

「なら子どもサポートネット」のサーバー機は、平成17年4月導入以来5年を経過したものである。現在は情報政策課のサーバー室に設置しているが当初は学校教育課内に設置していたため、夏場に高温になるなど機器にとって厳しい環境であった。バッテリーの交換等のメンテナンスや部品は交換しているが、サーバー機の老朽化による機器の停止など致命的な危機が懸念され機器の交換を必要と考える。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

市内外における凶悪事件や昨年度の「新型インフルエンザ」の流行に伴う緊急下校など、登下校時の安全確保に向けた情報共有という観点から、保護者の情報共有のニーズが高まり市民の登録者数が増加している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
安全・安心なまちづくり	B
地域安全情報の共有化	B
「犯罪撲滅計画」の策定	A
「子どもの安全の日」の定着と充実	A
防犯教育の推進	B
街路灯の整備	B
関係機関との連携	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
安全・安心なまちづくり	施策対象範囲	市内全域(一律)	小学校区
	地域区分の単位	-	
	ゾーニング適切さ	-	

施策の区分(単位)について

安全・安心なまちづくり

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

	該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
	該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
	他の施策と重複する内容が含まれている
	施策の名称が適切ではない
	その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市地域防災計画		
市	第8次奈良市交通安全計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	031601	安全・安心なまちづくり		
担当部課・連絡先	学校教育部	青少年指導課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
3章	環境保全と安心・快適なまちづくり			
16節	地域の安全・安心			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
031601	安全・安心なまちづくり	安全・安心なまちづくり 地域安全情報の共有化 「犯罪撲滅計画」の策定 「子どもの安全の日」の定着と充実 防犯教育の推進 街路灯の整備 関係機関との連携	市民生活部 学校教育部 学校教育部 市民生活部 学校教育部 学校教育部 建設部 市民生活部	市民安全課、青少年指導課 青少年指導課 市民安全課 青少年指導課 青少年指導課 道路維持課 市民安全課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(学校教育部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 安全対策事業	青少年指導課	2	2	2		A	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	040101	観光戦略の推進		
担当部課	市民生活部	月ヶ瀬行政センター総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり			
1節	観光交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
040101	観光戦略の推進	観光関連施設の整備促進 観光開発の推進 宣伝と誘致の展開及び情報の発信 観光客受け入れ対策の充実 外国人観光客の受け入れ体制の充実 修学旅行生の誘致対策 コンベンションの誘致推進 月ヶ瀬地域の梅林の整備	観光経済部 観光経済部 観光経済部、市民生活部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部	観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光交流課、観光企画課、月ヶ瀬行政センター総務課 観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光企画課 観光交流課、観光企画課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

他地域住民との交流を深めるためのイベントを実施している。イベントとしては定着し、地域産業の発展と観光振興を図ることへの効果は高いと思われるので、参加者拡大のための広報活動等の工夫を行い、継続していくべきである。

今後の課題

イベントとしては定着してきているが、広報活動の充実強化を図り、参加者の拡大を行う必要がある。また、月ヶ瀬の一部の地域の事業としてではなく、地域ぐるみで取り組んでいく必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

（空欄）

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
観光関連施設の整備促進	
観光開発の推進	
宣伝と誘致の展開及び情報の発信	B
観光客受け入れ対策の充実	
外国人観光客の受け入れ体制の充実	
修学旅行生の誘致対策	
コンベンションの誘致推進	
月ヶ瀬地域の梅林の整備	

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
観光戦略の推進	施策対象範囲	その他	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

観光戦略の推進		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 80%;">該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他の施策と重複する内容が含まれている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施策の名称が適切ではない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> </tr> </table>			該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)			該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)			他の施策と重複する内容が含まれている			施策の名称が適切ではない			その他
		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)															
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)															
		他の施策と重複する内容が含まれている															
		施策の名称が適切ではない															
		その他															

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	新奈良ブランド開発計画		

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	040101	観光戦略の推進		
担当部課・連絡先	市民生活部	月ヶ瀬行政センター総務課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり			
1節	観光交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
040101	観光戦略の推進	観光関連施設の整備促進 観光開発の推進 宣伝と誘致の展開及び情報の発信 観光客受け入れ対策の充実 外国人観光客の受け入れ体制の充実 修学旅行生の誘致対策 コンベンションの誘致推進 月ヶ瀬地域の梅林の整備	観光経済部 観光経済部 観光経済部、市民生活部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部、都市整備部、建設部	観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光交流課、観光企画センター総務課 観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光企画課 観光交流課、観光企画課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(市民生活部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 イベント補助金交付事業	月ヶ瀬行政センター総務課	2	2	2	2		B	B	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	040101	観光戦略の推進			
担当部課・連絡先	観光経済部	観光企画課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり				
1節	観光交流				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
040101	観光戦略の推進	観光関連施設の整備促進 観光開発の推進 宣伝と誘致の展開及び情報の発信 観光客受け入れ対策の充実 外国人観光客の受け入れ体制の充実 修学旅行生の誘致対策 コンベンションの誘致推進 月ヶ瀬地域の梅林の整備		観光経済部 観光経済部 観光経済部、市民生活部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部	観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光交流課、観光企画課、月ヶ瀬行政センター総務課 観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光交流課、観光企画課 観光交流課、観光企画課 観光企画課、公園緑地課、道路建設課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(観光経済部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 観光振興事務経費	観光企画課	2	2	2		B	B		
2 外国人誘客事業	観光交流課	1	1	1		B	A		
3 地域ブランド向上3ヶ年計画策定委員会経費	観光企画課	1	4	4		A	D		
4 奈良ブランド発信事業	観光企画課	2	2	1		B	D		
5 まちかど博物館・田原やま里博物館事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
6 奈良市東京観光オフィス運営事業	観光企画課	4	1	1		B	B		
7 観光客誘致事業	観光企画課	1	1	1		B	B		
8 外国人誘客事業(木造世界遺産協議会)	観光交流課	1	1	2		B	D	協議会解散	
9 知れば知るほど奈良はあもしろい観光キャンペーン事業	観光企画課	2	2	2		B	B		
10 奈良大和路キャンペーン事業	観光企画課	1	1	1		B	D	廃止	
11 CD-ROM	[H20なし]	2	2	-		B	B		
12 外国語パンフレット	[H20なし]	1	1	-		B	B		
13 観光パンフレット等作成事業	観光企画課	2	2	2		B	A		
14 ライトアップ事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
15 平城遷都祭開催事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
16 (社)奈良市観光協会(インターネット)	観光交流課	1	1	1		B	B		
17 (社)奈良市観光協会補助金(インフォメーションセンター)	観光交流課	1	1	1		B	B		
18 バサラ祭り開催補助金	観光交流課	2	2	2		B	B		
19 (財)奈良コンベンション・ビューロー事業補助金	観光企画課	2	2	2		B	D	平成21年3月31日に閉鎖し平成21年4月1日に奈良県観光協会と統合し一般財団法人奈良県ビジターズビューローへ	
20 なら・観光ボランティアガイドの会補助金	観光交流課	2	2	2		B	B		
21 なら燈花会開催補助金	観光交流課	2	2	2		B	B		
22 観光案内板等標識整備	観光交流課	2	2	2		B	B		
23 外国語案内板・道標の整備事業	観光交流課	1	1	4		B	D		
24 観光センター運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
25 観光案内所運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
26 柳生観光駐車場運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
27 観光便所・待機所管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
28 なら奈良館運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
29 針テラス運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
30 フィットネスバード運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
31 月ヶ瀬観光会館運営管理経費	観光交流課	2	2	2		B	B		
32 転害門前観光駐車場運営管理事業	観光交流課	2	2	2		B	B		
33 観光施設整備事業	観光企画課、観光交流課	2	2	2		B	B		
34 観光施設整備基金積立金	観光交流課	1	1	1		B	B		
35 月ヶ瀬温泉運営管理事務	観光交流課	2	3	2		B	B		
36 (財)奈良県ビジターズビューロー事業負担金[H21年度より]	観光企画課	-	-	-	新規	B	B		
37 まちかど博物館事業[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
38 観光客受入事業[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
39 観光団体育成事業[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
40 奈良市旅館施設改善資金利子補給金[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
41 旧柳生藩家老屋敷運営管理事業[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
42 JR旧奈良駅舎運営管理経費[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
43 その他観光施設運営管理経費[H21年度より]	観光交流課	-	-	-		B	B		
44									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

 直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	040101	観光戦略の推進		
担当部課・連絡先	都市整備部	都市計画課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり			
1節	観光交流			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
040101	観光戦略の推進	観光関連施設の整備促進 観光開発の推進 宣伝と誘致の展開及び情報の発信 観光客受け入れ対策の充実 外国人観光客の受け入れ体制の充実 修学旅行生の誘致対策 コンベンションの誘致推進 月ヶ瀬地域の梅林の整備	観光経済部 観光経済部 観光経済部、市民生活部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部、都市整備部、建設部	観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光交流課、観光企画センター総務課 観光交流課 観光交流課、観光企画課 観光企画課 観光交流課、観光企画課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(都市整備部担当)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 月ヶ瀬地区梅林整備計画策定	都市計画課	1	1	1		A	D	平成20年度に計画策定	
2 月ヶ瀬梅公園整備事業	公園緑地課	-	-	-		C	B	平成22年度工事着手、平成23年度に工事完了	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 プルダウンより選択してください

施策	040101	観光戦略の推進			
担当部課・連絡先	建設部	道路建設課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり				
1節	観光交流				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
040101	観光戦略の推進	観光関連施設の整備促進	観光経済部	観光交流課	
		観光開発の推進	観光経済部	観光交流課、観光企画課	
		宣伝と誘致の展開及び情報の発信	観光経済部、市民生活部	観光交流課、観光企画課、月ヶ瀬行政センター総務課	
		観光客受け入れ対策の充実	観光経済部	観光交流課	
		外国人観光客の受け入れ体制の充実	観光経済部	観光交流課、観光企画課	
		修学旅行生の誘致対策	観光経済部	観光企画課	
		コンベンションの誘致推進	観光経済部	観光交流課、観光企画課	
		月ヶ瀬地域の梅林の整備	観光経済部、都市整備部、建設部	観光企画課、公園緑地課、道路建設課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括(建設部担当分)

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 道路橋梁新設改良単独事業	道路建設課	2	2	2		B	B		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 ブルダウンより選択してください

施策	040201	農林業の振興			
担当部課・連絡先	観光経済部	農林課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり				
2節	農林				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
040201	農林業の振興	農業生産体質の強化	観光経済部	農林課	
		農村地域の活性化	観光経済部	農林課	
		農業生産の振興	観光経済部	農林課、都庁行政センター業務課	
		新しい農業の展開	観光経済部	農林課	
		農業生産基盤整備と施設の整備	観光経済部	農林課	
		環境に配慮した農業の展開	観光経済部	農林課	
		林業の振興	観光経済部	農林課	

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 奈良市4Hクラブ育成補助金	農林課	1	1	1		B	B		
2 営農指導推進事業	農林課	1	1	1		B	B		
3 都市農村交流対策事業	農林課	1	2	2		B	B		
4 水田農業構造改革対策推進事務	農林課	1	2	2		B	B		
5 水田農業構造改革対策推進補助金	農林課	1	2	2		B	B		
6 特産団地育成補助金	農林課	1	1	1		B	B		
7 農産園芸振興事業	農林課	1	1	1		B	B		
8 農林産物直売所設置事業	農林課	1	1	1		B	B		
9 茶振興事業推進経費	農林課	-	-	1		B	B		
10 大和平野土地改良事業	農林課	2	3	3		A	B		
11 鳥獣対策事業	農林課	1	2	2		B	B		
12 畜産対策経費	農林課	-	1	1		B	B		
13 ため池管理事業	農林課	1	3	3		B	B		
14 土地利用調整推進事業補助金	農林課	1	2	2		B	B		
15 大和高原国営農用地開発事業経費	農林課	2	1	1		A	B		
16 大和高原国営農用地開発事業負担金	農林課	1	1	1		A	B		
17 農村地域整備開発促進経費	農林課	1	1	1		B	B		
18 農業経営基盤強化資金等利子補給金	農林課	1	1	1		A	B		
19 中山間地域等直接支払交付金事業	農林課	1	2	2		B	B		
20 農村農業資源保全事業	農林課	1	2	2		B	B		
21 県単ため池整備事業	農林課	1	1	1		B	B		
22 県単排水路整備事業	農林課	1	1	1		B	B		
23 県営担い手育成基盤整備事業負担金	農林課	1	1	1		A	B		
24 県営広域営農団地農道整備事業負担金	農林課	1	1	1		A	B		
25 県営畑地帯総合整備事業負担金	農林課	-	1	1		A	B		
26 国営大和平野総合農地防災事業負担金	農林課	-	2	2		A	B		
27 ため池整備事業	農林課	1	3	3		B	B		
28 排水路整備事業	農林課	1	3	3		B	B		
29 農道整備事業	農林課	1	3	3		B	B		
30 県営小規模老朽ため池整備事業負担金	農林課	1	1	1		B	B		
31 市単独土地改良整備補助事業	農林課	1	1	1		B	B		
32 森林組合育成補助金	農林課	1	1	1		B	B		
33 森林整備地域活動支援交付金事業	農林課	1	1	1		B	B		
34 奈良市都庁農林産物加工施設運営事業	農林課	1	1	1		A	B		
35 元気な森林づくり経費	農林課	1	1	1		B	B		
36 林業施設維持補修経費	農林課	1	1	1		B	B		
37 森林組合活性化事業	農林課	1	1	1		B	B		
38 森林総合保育事業補助金	農林課	1	1	1		B	B		
39 林道整備事業	農林課	-	1	1		B	B		
40 市町村治山事業	農林課	1	1	1		B	B		
41 農業用施設災害復旧事業	農林課	1	1	1		B	B		
42									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	040301	商工・サービス業の振興		
担当部課	観光経済部	商工労政課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり			
3節	商工・サービス			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
040301	商工・サービス業の振興	奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用 商業機能の充実 情報化への対応 人材の育成と特産品などの情報発信 融資制度の充実 奈良工芸などの活性化	観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部	商工労政課 商工労政課 商工労政課 商工労政課 商工労政課 商工労政課

総合評価

A

評価区分

A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上)

B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50~80%程度)

C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20~50%程度)

D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

中小企業の振興を図るために、商店街等に対し、にぎわい振興事業・消費者の利便のための共同施設設置事業への助成を行った。
また、中小企業者の金融の円滑化を図るため、その事業に必要な資金の融資あっせんを行った。
奈良マーチャントシードセンターでは平成18年度に商業実態調査を行い、それに基づき毎年1~2商店街の現状分析を行い、今後の商店街のあり方についての提言を行った。
奈良伝統工芸の技術・技法の継承のために後継者育成研修を行った。

今後の課題

郊外型大型店舗に対抗して、市内中心地の小売店・商店街にいかにか消費者を呼び戻すかの方策の検討。また、訪れる観光客に対しても、市内での消費を促すような方策を検討する必要がある。
奈良マーチャントシードセンターについては、運営手法の検討により、新たな商業支援施設への転換を図る。
奈良の伝統工芸の継承・発展のために、後継者を育成するとともに、工芸品の販路拡大が必要となる。
中小企業者への融資あっせん等の助成は必要であるが、自助努力が必要であり自立に向けての指導助言を行う必要がある。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

市外隣接地に大型ショッピングモールが店舗し、消費者の流れが市内から流出する傾向にある。人の流れを市内に呼び戻し、中心市街地の活性化を図るために、「街の古い繁盛プロジェクト」として定期的にイベントを行っていく。また、コミュニティ・ビジネスや新しい観光産業創出などといった、時流に合わせた新しい分野の開拓を推進することによって、商業の活性化を図る。
奈良マーチャントシードセンターについては、平成23年度中に財団が廃止となる。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用	B
商業機能の充実	A
情報化への対応	A
人材の育成と特産品などの情報発信	A
融資制度の充実	A
奈良工芸などの活性化	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
商工・サービス業の振興	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

商工・サービス業の振興

単位の適切さ

適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
他の施策と重複する内容が含まれている
施策の名称が適切ではない
その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市中心市街地活性化基本計画	平成20年3月	計画の最終年度は平成24年度 3つの達成目標あり

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
ブルダウンより選択してください

施策	040301	商工・サービス業の振興			
担当部課・連絡先	観光経済部	商工労政課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり				
3節	商工・サービス				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
040301	商工・サービス業の振興	奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用		観光経済部	商工労政課
		商業機能の充実		観光経済部	商工労政課
		情報化への対応		観光経済部	商工労政課
		人材の育成と特産品などの情報発信		観光経済部	商工労政課
		融資制度の充実		観光経済部	商工労政課
		奈良工芸などの活性化		観光経済部	商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 (財)奈良市商業振興センター運営補助金	[H20なし]	3	3	-		B	D	平成23年度中に財団廃止	
2 奈良マーチャントシードセンター事業	商工労政課	2	2	2		B	D	施設についての運営、活用については平成23年度以降未定	
3 中心市街地活性化基本計画にかかる経費	商工労政課	1	1	1		A	A		
4 奈良商工会議所事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
5 奈良商工会議所青年部事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
6 奈良市異業種交流塾事業補助金	商工労政課	3	3	3		A	D	補助金減額により、数年中に廃止予定	
7 月ヶ瀬商工会事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	B		
8 都祁商工会事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	B		
9 奈良市中心市街地活性化研究会事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
10 中小企業振興補助金	商工労政課	1	1	1		A	A		
11 奈良市商店街振興会補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
12 奈良市中心市街地活性化協議会事業補助金	商工労政課	-	-	2		A	A		
13 奈良市空き店舗活用事業補助金	商工労政課	-	-	2		A	A		
14 企業誘致事業	商工労政課	2	2	2		B	A		
15 奈良市商店街振興会事業補助金(プレミア補助金)	商工労政課	-	-	2		A	D	平成21年度で終了	
16 小浜市・郡山市物産展等参加事業	商工労政課	2	2	2		A	A	小浜市・郡山市で行うもの	
17 奈良県産業共励会事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
18 発明協会奈良県支部運営補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
19 奈良県履物見本市出展補助金	商工労政課	3	3	2		A	A		
20 奈良観光物産製造卸組合事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	D	平成21年度に補助金廃止	
21 奈良観光物産協会事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	D	平成21年度に補助金廃止	
22 奈良県工芸協会事業補助金	商工労政課	2	2	2		A	A		
23 奈良毛筆協同組合事業補助金	商工労政課	2	2	-		A	D	平成20年度に補助金廃止	
24 奈良漆器協会事業補助金	商工労政課	2	2	-		A	D	平成20年度に補助金廃止	
25 ならの伝統工芸冊子作成	商工労政課	-	-	-		A	D	平成20年度に1000部作成し、配布している。今後の再版はいまのところ予定していない	
26 全国書道用品生産連盟奈良大会開催補助金	[H18のみ]	2	-	-		A	D	平成18年度のみ	
27 なら工芸館運営管理経費	商工労政課	1	1	1		A	A		
28 奈良工芸後継者育成経費	商工労政課	1	1	1		A	A		
29 なら工芸館施設整備経費	[H18のみ]	1	-	-		A	D	平成18年度のみ	
30 奈良市中小企業資金融資制度経費	商工労政課	1	1	1		A	A		
31 奈良県信用保証協会出捐金	商工労政課	1	1	1		A	A		
32 奈良県部落産業特別資金融資利子補給経費	商工労政課	1	1	1		A	D	平成21年度で終了	
33 定額給付金給付事業経費	商工労政課	-	-	-	新規	A	D	平成21年度のみ	
34 定額給付金給付事務経費	商工労政課	-	-	-	新規	A	D	平成21年度のみ	
35 奈良商工会議所青年部全国大会開催補助金	商工労政課	-	-	-		A	D	平成21年度のみ	
36 姉妹都市物産展経費	商工労政課	2	2	2		A	A	奈良市で行うもの	
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	040401	勤労者福祉の向上・就労機会の促進		
担当部課		観光経済部	商工労政課	
「第3次総合計画」の位置づけ				
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり			
4節	勤労者対策			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
040401	勤労者福祉の向上・就労機会の促進	中小企業勤労者の福祉共済制度の実施 勤労者総合福祉センターの活用 中高年齢者就業の促進 若年層の就労の促進	観光経済部 観光経済部 観光経済部 観光経済部	商工労政課 商工労政課 商工労政課 商工労政課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

(財)奈良市勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生事業の実施と勤労者総合福祉センターの効率的な管理運営を行っている。
高齢者の経験と能力を生かし、地域社会に貢献している(社)奈良市シルバー人材センターを支援している。
また、若年者のとりまく就労環境が厳しい中で、若者の就労支援として職業相談を実施している。

今後の課題

会員の増加による(財)奈良市勤労者福祉サービスセンターの活性化を図り、自立促進を図る必要がある。施設の利用増進に向けて、各種教室の開催により更なる効率的な管理運営を図る必要がある。
また、団塊の世代が定年を迎えた高齢者及び若年者のとりまく就労環境が厳しい中で就業対策の必要性が増大している。
さらに、昨今の経済状況により失業者や非正規雇用者が増加しており、各種支援等の対策が今後必要になると思われる。

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

(財)奈良市勤労者福祉サービスセンターの共済事業は、企業会員が横ばいの状況。勤労者総合福祉センターの活用状況も施設の老朽化等により利用者の増加につがっていない。そのため各種教室の開催を増やし施設の利用に努めている。
シルバー人材センターの活動支援は団塊の世代が定年を迎えた現在、高齢者対策としても重要性を増している。
若年者のとりまく就労環境が厳しい中、若者の職業相談件数も増えている。また近年の失業者の増加により、「緊急雇用事業」「ふるさと雇用再生事業」等で就業機会を提供している。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
中小企業勤労者の福祉共済制度の実施	B
勤労者総合福祉センターの活用	B
中高年齢者就業の促進	B
若年層の就労の促進	B

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
勤労者福祉の向上・就労機会の促進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

勤労者福祉の向上・就労機会の促進

単位の適切さ 適切

不適切な具体的な内容

該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)	
該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)	
他の施策と重複する内容が含まれている	
施策の名称が適切ではない	
その他	

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期間)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
市	奈良市勤労者総合福祉センター条例	平成15年3月	
国	高齢者雇用安定法	昭和46年	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
 ブルダウンより選択してください

施策	040401	勤労者福祉の向上・就労機会の促進			
担当部課・連絡先	観光経済部	商工労政課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり				
4節	勤労者対策				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
040401	勤労者福祉の向上・就労機会の促進	中小企業勤労者の福祉共済制度の実施		観光経済部	商工労政課
		勤労者総合福祉センターの活用		観光経済部	商工労政課
		中高年齢者就業の促進		観光経済部	商工労政課
		若年層の就労の促進		観光経済部	商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 若者就労支援事業	商工労政課	1	1	2		A	B		
2 奈良県調理技能協会補助金	商工労政課	2	2	3		A	C		
3 奈良市退職者協議会補助金	商工労政課	2	2	-		A	D	平成19年度をもって廃止	
4 奈良市シルバー人材センター運営補助金	商工労政課	1	1	2		B	B		
5 シルバーワークプラザ施設管理事業	商工労政課	2	2	2		B	B		
6 奈良市勤労者総合福祉センター運営管理経費	商工労政課	1	1	1		B	B		
7 勤労者福祉サービスセンター運営経費	商工労政課	1	1	1		B	B		
8 奈良市勤労者総合福祉センター施設整備経費	[H18のみ]	1	-	-		A	D	平成18年度のみ	
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	040501	消費者保護の推進		
担当部課	観光経済部	商工労政課		
「第3次総合計画」の位置づけ				
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり			
5節	消費生活			
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画	担当部	担当課
040501	消費者保護の推進	消費生活相談業務の充実と情報体制の整備 消費生活と消費者意識の啓発 適切な計量の実施確保	観光経済部 観光経済部 観光経済部	商工労政課 商工労政課 商工労政課

総合評価	評価区分
B	A:十分に達成できている(進捗度・充足度がおおむね80%以上) B:まあまあ達成できている(進捗度・充足度がおおむね50～80%程度) C:あまり達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20～50%程度) D:ほとんど達成できていない(進捗度・充足度がおおむね20%以下)

施策の現状分析(5年間の総括)

消費者をとりまく社会経済環境の変化に伴って、高齢者をはじめ消費者トラブルは複雑・巧妙・悪質化しており、これに迅速、的確な処理を行うために、消費生活情報ネットワークシステムなどを通じて情報収集を行い、専門の消費生活相談員により相談業務を実施するとともに、出前消費生活講座を開催し消費者被害の未然防止に努めている。
また、「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するために、はかりの定期検査、立入検査を行い消費者保護に努めている。

今後の課題

高齢者の消費者トラブルが増加しており、高齢者福祉関係団体等との連携を図りネットワークづくりを行うことにより高齢者等の消費者被害の未然防止が必要である。
消費者に対する計量に関する啓発活動や、立入検査の適正な実施に努めなければならない。

第3次総合計画・後期計画以降の取組(変化の認識)

消費者庁発足以来、消費生活相談センターに市民が寄せる期待は非常に大きくなってきている。それに応えるべく相談員は研修に積極的に参加し、改正が続く消費者法や専門知識の獲得のため自己研鑽に励んでいる。しかし、相談者の中には、期待が大きすぎるためなのか、満足のいかない助言や斡旋に以前よりまして苦情を訴えるケースも増加している。
計量行政については、立入検査や啓発等を通じた、市場監視的役割の重要性が高まっている。

主要な計画のこれまでの達成状況

この施策に含まれる主要な計画	達成状況
消費生活相談業務の充実と情報体制の整備	B
消費生活と消費者意識の啓発	A
適切な計量の実施確保	A

主要な計画を構成する「事務事業」の内容・これまでの取り組みの評価結果を踏まえた上で、「第3次総合計画」の記載内容に対する分析・認識を記載してください。

施策対象範囲・ゾーニングとの関連性について

施策	設問区分	回答選択	(具体内容)
消費者保護の推進	施策対象範囲	市内全域(一律)	
	地域区分の単位		
	ゾーニング適切さ		

施策の区分(単位)について

消費者保護の推進

単位の適切さ **適切**

不適切な具体的な内容		該当する主要な計画が多い(施策の範囲・内容が広すぎる)
		該当する主要な計画が少ない(施策の範囲・内容が狭すぎる)
		他の施策と重複する内容が含まれている
		施策の名称が適切ではない
		その他

「不適切」を選択した場合は、右欄に、その具体的な内容を選択または記載してください。

あてはまるものすべてに をつけ、下欄に具体内容を記載してください。

国・県・市の計画、関連法令

区分	計画、関連法令の名称	計画期間(策定期期)	第4次総合計画期間における動向・留意点など
国	消費者基本法	昭和43年	
国	消費者安全法	平成21年	
国	計量法	平成5年	

奈良市第3次総合計画後期基本計画の総括

直接記入してください
プルダウンより選択してください

施策	040501	消費者保護の推進			
担当部課・連絡先	観光経済部	商工労政課			
「第3次総合計画」の位置づけ					
4章	地域を支える産業を育成するまちづくり				
5節	消費生活				
施策コード	この節に該当する施策	この施策に含まれる主要な計画		担当部	担当課
040501	消費者保護の推進	消費生活相談業務の充実と情報体制の整備 消費生活と消費者意識の啓発 適切な計量の実施確保		観光経済部	商工労政課
				観光経済部	商工労政課
				観光経済部	商工労政課

主要な計画を構成する「事務事業」の後期基本計画全期間にわたる総括

構成事務事業	担当課	課題への貢献度の評価結果 (施策評価より)				該当する 主要な計画	後期基本計画期 間の達成状況	次期総合計画へ の継続の必要性	備 考
		H18	H19	H20	H21				
1 消費生活相談経費	商工労政課	1	1	1		B	A		
2 出前消費生活講座事業	商工労政課	2	2	2		A	B		
3 生活学校事業補助金	商工労政課	3	3	3		A	B		
4 経年劣化による家電製品の火災防止の普及・啓発チラシ配布業務	商工労政課	-	-	-		A	D	平成20年度のみ事業(予算は流用等による)	
5 計量器定期検査事業	商工労政課	1	1	1		A	B		
6 近畿計量大会開催補助金	[H18のみ]	2	-	-		A	D	平成18年度のみ事業	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									